

令和2年度 第1回 県西障害保健福祉圏域
障害者自立支援協議会

令和2年度 第1回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会次第

1. 開会

2. 協議事項

- (1) 令和2年度 委員構成(案)について
- (2) 令和2年度 県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業計画
- (3) 地域自立支援協議会報告
- (4) 神奈川県での取り組み
- (5) 地域生活支援拠点事業の在り方検討会について
- (6) 小児等在宅医療推進部会の報告
- (7) 児童相談所 移行支援ワーキング報告
- (8) 県西圏域における地域包括ケアシステムについて
(精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の取り組み)
- (9) 当事者委員から活動報告
- (10) 各機関からの情報提供

配布資料一覧

- ・次第(本紙)
- ・P1～ 委員名簿
- ・P3～ 資料1 令和2年度 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会 委員構成(案)
- ・P6～ 資料2 令和2年度 県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業計画
- ・P15～ 資料3 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会
- ・P39～ 資料4 足柄上地区地域自立支援協議会
- ・P46～ 資料5 県発信の資料
- ・P79～ 資料6 地域生活支援拠点事業の資料
- ・P95～ 資料7 小児等在宅医療推進部会報告の資料
- ・P98～ 資料8 児童相談所 移行支援ワーキングの資料
- ・P101～ 資料9 県西圏域における地域包括ケアシステムの資料
- ・P105～ 資料10 県西地区ピアサポーターグループ「フリースペースおれんぢせえぶ」の資料
- ・P109～ 資料11 相談支援センターいあん「フレンズ ピアサポーター」の資料
- ・P111～ 資料12 小田原地区精神保健福祉会「梅の会」の資料
- ・P113～ 資料13 足柄上郡手をつなぐ育成会の資料
- ・P115～ 資料14 南足柄市身体障害者福祉協会の資料
- ・P117～ 資料15 各機関からの情報提供

令和2年度 第1回県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会名簿

(敬称略)

| (委員) | | | 新規・変更委員 |
|------|---|--------|--------------------|
| | 所属・職名 | 氏名 | 氏名 |
| 1 | おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー 曾我病院 福祉医療相談室 相談支援専門員 | 本杉 康行 | |
| 2 | おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー 社会福祉法人 永耕会 相談支援センターういず 所長 | 近 文子 | |
| 3 | 社会福祉法人 明星会 足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん 管理責任者 | 露木 とし | |
| 4 | 社会福祉法人 明星会 足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん 相談支援専門員 | 山田 愛 | |
| 5 | 神奈川県知的障害福祉協会県西地区施設長会 会長 (ほうあん第2しおん 所長) | 大水 健晴 | |
| 6 | 社会福祉法人 県西福祉会 県西福祉センター 地域福祉課 課長 | 佐々木 一人 | |
| 7 | 社会福祉法人 よるべ会 障害者支援センター ぼけっと (障害者就業・生活支援センター) 所長 | 星野 泰啓 | |
| 8 | 小田原公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官 | 月雪 雅夫 | |
| 9 | 神奈川県立小田原養護学校 校長 | 佐藤 元治 | |
| 10 | 小田原市教育委員会 教育指導課 指導主事 | 橋本 賢治 | |
| 11 | 南足柄市身体障害者福祉協会 会長 | 山崎 昇 | |
| 12 | 社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンター スマイル ピアサポーター | 小泉 智史 | |
| 13 | 社会福祉法人 明星会 足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん フレンズ ピアサポーター | 隅田 真弘 | |
| 14 | 小田原地区精神保健福祉会 梅の会 会長 | 高橋 優子 | |
| 15 | 足柄上郡手をつなぐ育成会 会長 | 湯川 富美子 | |
| 16 | 小田原養護学校 肢体不自由教育部門 保護者有志の会 スマイルメイト 代表 | 辻 有里 | |
| 17 | 社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会 常務理事 | 林 良英 | |
| 18 | 社会福祉法人 開成町社会福祉協議会 事務局長 | 高橋 政幸 | |
| 19 | 小田原市 福祉健康部 障がい福祉課 課長 | 青木 章子 | |
| 20 | 小田原市 福祉健康部 障がい福祉課 主任 | 山口 晃太郎 | |
| 21 | 箱根町 福祉部 福祉課 課長 | 安藤 正博 | |
| 22 | 真鶴町 健康福祉課 課長 | 上甲 新太郎 | |
| 23 | 湯河原町 社会福祉課 課長 (協議会 会長) | 小澤 忍 | |
| 24 | 南足柄市 福祉健康部 福祉課 課長 | 井上 美宜 | |
| 25 | 南足柄市 福祉健康部 福祉課 障害福祉班 班長 | 澤田 範子 | |
| 26 | 中井町 福祉課 福祉課長 | 篠島 祐司 | |
| 27 | 大井町 介護福祉課長 | 高橋 秀夫 | |
| 28 | 松田町 福祉課 課長 (協議会 副会長) | 椎野 晃一 | |
| 29 | 山北町 福祉課 課長 | 湯川 浩一 | |
| 30 | 開成町 町民福祉部 福祉介護課 課長 | 渡辺 雅彦 | |
| 31 | 神奈川県小田原児童相談所 所長 | 高須 正幸 | 子ども支援課 相談員 田仲 篤 |
| 32 | 神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉部 部長 | 重松 美智子 | 副技幹 原 真弓 |
| 33 | 神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健福祉課 課長 | 西田 統 | |

(オブザーバー)

| | 所属・職名 | 氏名 | 氏名 |
|----|--|---------|----|
| 1 | 社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園 園長 | 長谷川 正己 | |
| 2 | 社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園 地域支援部 部長 | 永野 祐司 | |
| 3 | 神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課 地域生活支援グループ 副主幹 | 松浦 俊之 | |
| 4 | 神奈川県精神保健福祉センター 調査・社会復帰課 専門福祉司 | 長瀬 朋美 | |
| 5 | 神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉課 非常勤福祉職 | 高橋 奈央 | |
| 6 | 神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健予防課 専門福祉司 | 小島 伸一朗 | |
| 7 | 神奈川県立中井やまゆり園 生活支援部 地域支援課 課長 | 荒木 宏治 | |
| 8 | 神奈川県立総合療育相談センター 福祉課 課長 | 鈴木 康一 | |
| 9 | 社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団 地域リハビリテーション支援センター 総合相談室 総括主査 | 瀧澤 学 | |
| 10 | 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部 参事兼課長 | 小野 真由美 | |
| 11 | 独立行政法人国立病院機構 箱根病院 医療・福祉支援室/療育指導室 室長 | 山田 宗伸 | |
| 12 | 独立行政法人国立病院機構 箱根病院 地域医療連携室 ソーシャルワーカー | 鳥居 千裕 | |
| 13 | 社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンタースマイル 管理者 | 小野塚 晃太郎 | |

(事務局)

| | 所属 | 氏名 | 氏名 |
|--|------------------------------------|--------|----|
| | 社会福祉法人 風祭の森 理事長 | 内田 恵之 | |
| | 社会福祉法人 風祭の森 地域支援センター ひまわり(太陽の門相談室) | 大友 崇弘 | |
| | 社会福祉法人 風祭の森 地域支援センター ひまわり(太陽の門相談室) | 福井 尚子 | |
| | 社会福祉法人 風祭の森 地域支援センター ひまわり(太陽の門相談室) | 建部 彰良 | |
| | 社会福祉法人 風祭の森 地域支援センター ひまわり(太陽の門相談室) | 金子 麻紗美 | |
| | 社会福祉法人 風祭の森 地域支援センター ひまわり(太陽の門相談室) | 笠井 ともみ | |

資料 1

令和 2 年度 県西障害保健福祉圏域 障害者自立支援協議会 委員構成（案）

（県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター）

令和2年度 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会委員 構成(案)

(委員)

新規・変更委員

| No | 区分 | 所属 |
|----|-------|--|
| 1 | 事業者 | おだわら障がい者総合相談支援センター・クローバー |
| 2 | | 足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん |
| 3 | | 神奈川県知的障害福祉協会県西地区施設長会 |
| 4 | | 社会福祉法人 県西福祉会 県西福祉センター |
| 5 | 就労 | 社会福祉法人よるべ会 障害者支援センター ぼけっと (障害者就業・生活支援センター) |
| 6 | | 小田原公共職業安定所 |
| 7 | 教育 | 神奈川県立小田原養護学校 |
| 8 | | 小田原市教育委員会 |
| 9 | 当事者団体 | 南足柄市身体障害者福祉協会 |
| 10 | | 社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンタースマイル ピアサポーター |
| 11 | | 足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん フレンズ ピアサポーター |
| 12 | | 小田原地区精神保健福祉会 梅の会 |
| 13 | | 足柄上郡手をつなぐ育成会 |
| 14 | | 小田原養護学校 肢体不自由教育部門 保護者有志の会 スマイルメイト |
| 15 | 社協 | 社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会 |
| 16 | | 社会福祉法人 開成町社会福祉協議会 |
| 17 | 市町 | 小田原市 福祉健康部 障がい福祉課 |
| 18 | | 箱根町 福祉部 福祉課 |
| 19 | | 真鶴町 健康福祉課 |
| 20 | | 湯河原町 社会福祉課 (協議会会長) |
| 21 | | 南足柄市 福祉健康部 福祉課 |
| 22 | | 中井町 福祉課 |
| 23 | | 大井町 介護福祉課 |
| 24 | | 松田町 福祉課 (協議会副会長) |
| 25 | | 山北町 福祉課 |
| 26 | | 開成町 町民福祉部 福祉介護課 |
| 27 | 県専門機関 | 神奈川県小田原児童相談所 子ども支援課 |
| 28 | | 神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉部 |
| 29 | | 神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健福祉課 |

(オブザーバー)

| No | 区分 | 所属 |
|----|----------------------------|--|
| 1 | ネット とりま とめ 圏 域 | 社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園 |
| 2 | | 社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園 生活支援部 |
| 3 | 県 | 神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課 |
| 4 | 県 専 門 機 関 内 | 神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉部 保健福祉課 |
| 5 | | 神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健福祉課 |
| 6 | 県 専 門 機 関 | 神奈川県立中井やまゆり園 生活支援部 |
| 7 | | 神奈川県立総合療育相談センター |
| 8 | | 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 神奈川県リハビリテーション支援センター |
| 9 | | 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部 |
| 10 | | 神奈川県精神保健福祉センター 調査・社会復帰課 |
| 11 | 事 業 者 | 独立行政法人国立病院機構 箱根病院 (難病・重症心身障害者に関する機関) |
| 12 | | 社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会自立サポートセンタースマイル (精神障害領域に関する機関) |

(事務局)

| No | 区分 | 所属 |
|----|-----|--------------------|
| 1 | 事務局 | 社会福祉法人風祭の森 太陽の門相談室 |

資料 2

令和 2 年度 県西障害保健福祉圏域 相談支援等ネットワーク形成事業計画

(県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター)

県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県障害者自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき、県西障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図るため、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、別表に掲げる委員を持って組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任できる。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の事項について、協議を行う。

- (1) 圏域における相談支援ネットワーク形成の推進に関すること。
- (2) 圏域における市町村の相談支援事業に関すること。
- (3) 圏域における社会資源に関すること。
- (4) その他必要な事項。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外のものを出席させることができる。

(運営委員会)

第6条 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の運営、相談支援等ネットワーク形成の推進について協議検討を行い、協議会の充実を図るため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の会長・副会長、地域自立支援協議会の事務局、障害当事者または障害者団体、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の事務局で構成する。

3 運営委員会は、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の開催に合わせ年2回行なう。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は再任できる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って、部会を設置することができる。

る。

2 部会に関し、必要なことは別に定める。

(事務局)

第8条 協議会に係る事務局は、神奈川県より県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業を受託した事業所に置くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成19年2月29日から施行する。

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成26年7月3日から施行する。

1 この要綱は、平成29年2月27日から施行する。

令和2年度 県西障害保健福祉圏域
相談支援等ネットワーク形成事業計画（案）

1. 事業の目的

県西障害保健福祉圏域における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 事業内容等

（1）県西障害保健福祉圏域自立支援協議会の運営開催設置要綱に基づき、次の事項について協議を行う。

県西障害保健福祉圏域における各種ネットワーク形成の推進に関すること。

県西障害保健福祉圏域市町の相談支援事業に関すること。

県西障害保健福祉圏域における社会資源に関すること。

その他必要な事項。

（2）相談支援等ネットワーク形成事業

（目的）

障害当事者、家族が地域で安心した生活ができるように、関係機関による連携・協力体制の強化・充実を目指す。また、制度や社会資源の利用促進に向けた取り組みを行っていく。

（ネットワークの種類）

①相談支援ネットワーク【別紙1】

②サービス提供ネットワーク【別紙2】

③地域移行・定着推進ネットワーク【別紙3】

（3）小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会、
足柄上地区地域自立支援協議会との連携

①地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関などの連携の強化を図る。

②協議会・部会などへの参画、実施事業への協力

（4）その他

①神奈川県障害者自立支援協議会への参画

・神奈川県障害者自立支援協議会に出席し、協議会等の開催状況や相談支援等のネットワーク形成支援の取組み状況等について報告等を行う。

②相談支援従事者初任者研修の講師派遣

・相談支援従事者初任者研修に対して講師等を派遣し、新規の相談支援従事者とのネットワーク形成を図る。

①相談支援ネットワーク（案）

令和元年度、県西圏域にあるすべての相談支援事業所に訪問し聴き取りを行った結果を踏まえ、2市8町相談支援事業所連絡会・下地区相談支援部会において、地域課題を整理・検討した。各グループに共通していた主な課題は、①新規計画相談の受け入れ先が少ない、②事業所間の情報共有が難しく横のつながりが少ない、③社会資源の不足の3項目であった。

令和2年度の取り組みとしては、すべての方に相談支援を届けるための量的充足の手段として、①計画相談新規参入予定事業者の開設支援、潜在資格者に対するフォローアップ、介護保険のケアマネジャーに対する参入促進、各事業所に合った経営モデルをイメージできる資料および機会の提供を行う。②下地区・上地区相談支援部会と連動し相談支援専門員のためのフリースペースの設置を行う。③サービス提供ネットワークと協働しインフォーマルを含めた社会資源の可視化を行う。

また、医療的ケアの必要な方の支援についての課題も確認している。小田原保健福祉事務所と共催で、まずは医療的ケア児等コーディネーター及び医療的ケア児等支援者養成研修修了者同士の顔の見える関係を構築し、医療的ケアの必要な方に対する福祉的視点の支援力（生活者視点）の充実に向けて取り組んでいく。

その他、新型コロナウイルス感染症の対応から見えた課題もある。コロナ禍において支援を継続するには、感染防止対策を講じつつも、ご本人・ご家族の不安・思いに寄り添い・伴走し、クライシスプラン等の作成も含めた相談支援体制が必要である（指定・委託問わず、各事業所・法人独自の体制整備も含む）。支援者間の会議などはリモートツール等を活用し情報の共有・収集・発信を行い、人との物理的な距離を保つことが求められる中においても、連携協力体制を失することのないよう実施していく。

以上について、今年度も下地区・上地区の相談支援部会と連動しながら官民協働で地域課題のさらなる考察と課題解決に向けて取り組んでいきたい。



・「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン Ver.2」より

②サービス提供ネットワーク（案）

令和元年度、県西圏域にあるすべてのサービス提供事業所に訪問し、支援を行う上での困り感や悩みなどを伺った結果、地域課題として量と質の課題が抽出された。

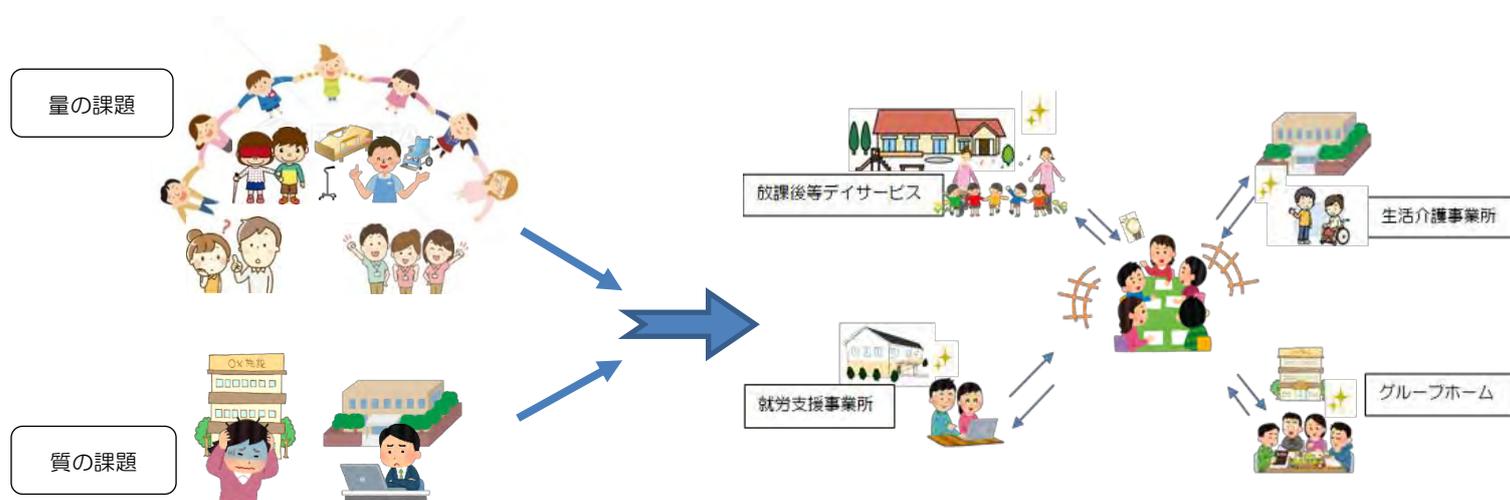
量の課題としては、福祉従事者の人材不足とサービス提供事業所の不足があり、質の課題としては、学びの機会が少なく人材育成の不安など、自事業所内での OJT が困難な状況にあるという声が散見された。

令和 2 年度は、量の課題の取り組みとして、地域のサービス需要をより明確にするために、65 歳以降の介護保険サービス移行予定者等も含めた可視化を行っていく。さらに、地域住民が福祉をより身近に感じ、興味・関心を持ち、従事者不足が解消されることをねらいとした障がい福祉の普及啓発イベント「ふくしフェア」を開催する。

質の課題の取り組みとしては、サビ児管同士がつながりを持ち、相互の視点や知識・技術・想いを交わせる場としての連絡会を開催する。また、サビ児管以外のサービス提供職員に対しても、学びと振り返りの機会が持てるように、事例検討会等を通じて、県西全体で人材育成（地域 OJT）を行っていく。

その他、各事業所におけるコロナ感染症対策の状況（SD の配慮方法・開所状況等）や複数事業所を併用している方の健康状態の把握等の情報共有に係る課題、コロナ禍における自然災害時の防災対策についての課題等があがっている。情報共有に係る課題や防災対策に関しては、リモートツール等を活用（3密防止）し、情報共有・検討の機会を創設する。

以上のような取り組みについて、障がいのある方もない方もその人らしく地域で過ごせるように、官民協働で地域課題のさらなる考察と課題解決に向けて、取り組んでいきたい。



地域移行・定着推進ネットワークとは、県西圏域において精神障がいのある方も地域で自分らしく生活し続けられる共生社会を目指し、地域移行・定着支援の充実の為に保健・医療・福祉等の関係者が繋がる場である。

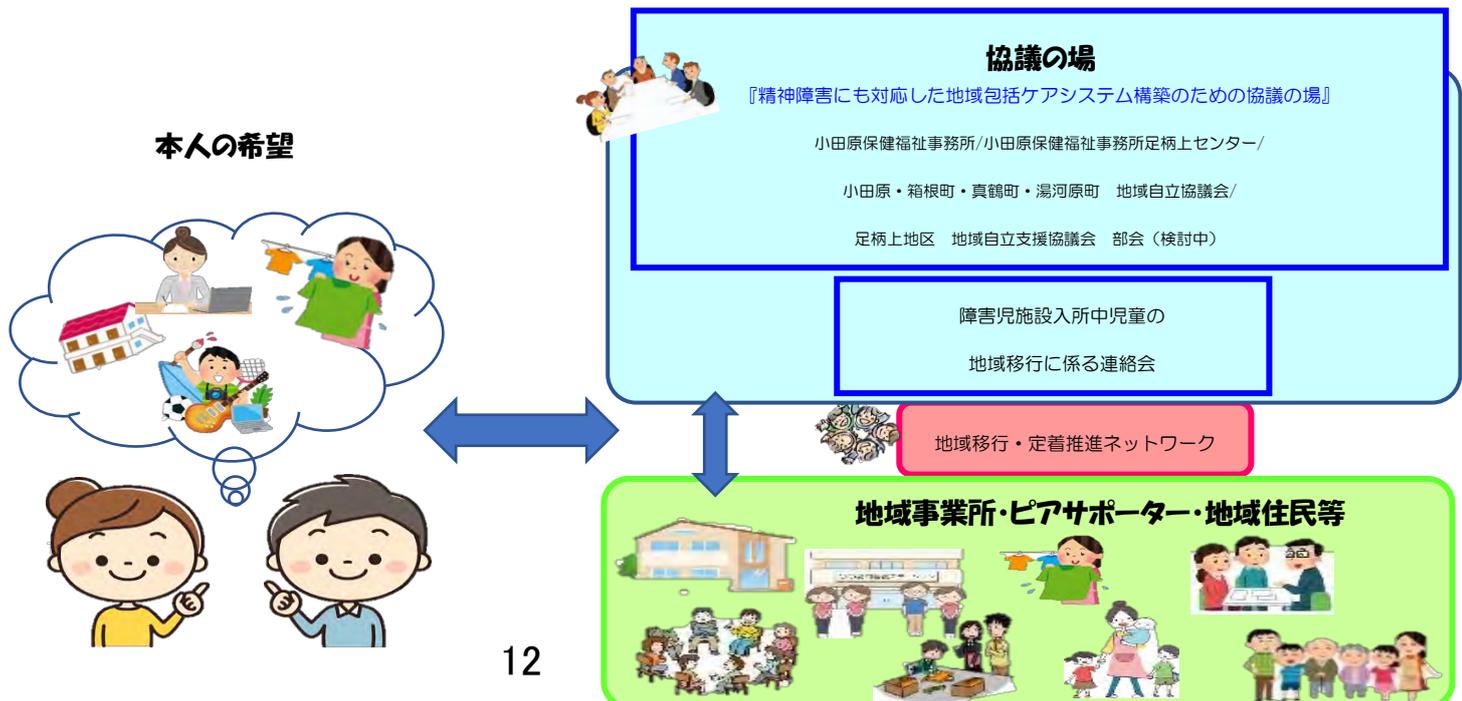
令和元年度は、県西圏域における3つの協議の場（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場）に参画し、課題感や取り組みについて協働できる関係性を構築した。

地域移行・定着支援がより連動したものになるためには、協議の場での取り組みと受け入れ側となる地域支援者等の実践を相互に共有しながら、地域全体で取り組めるような体制づくりが必要であると感じた。

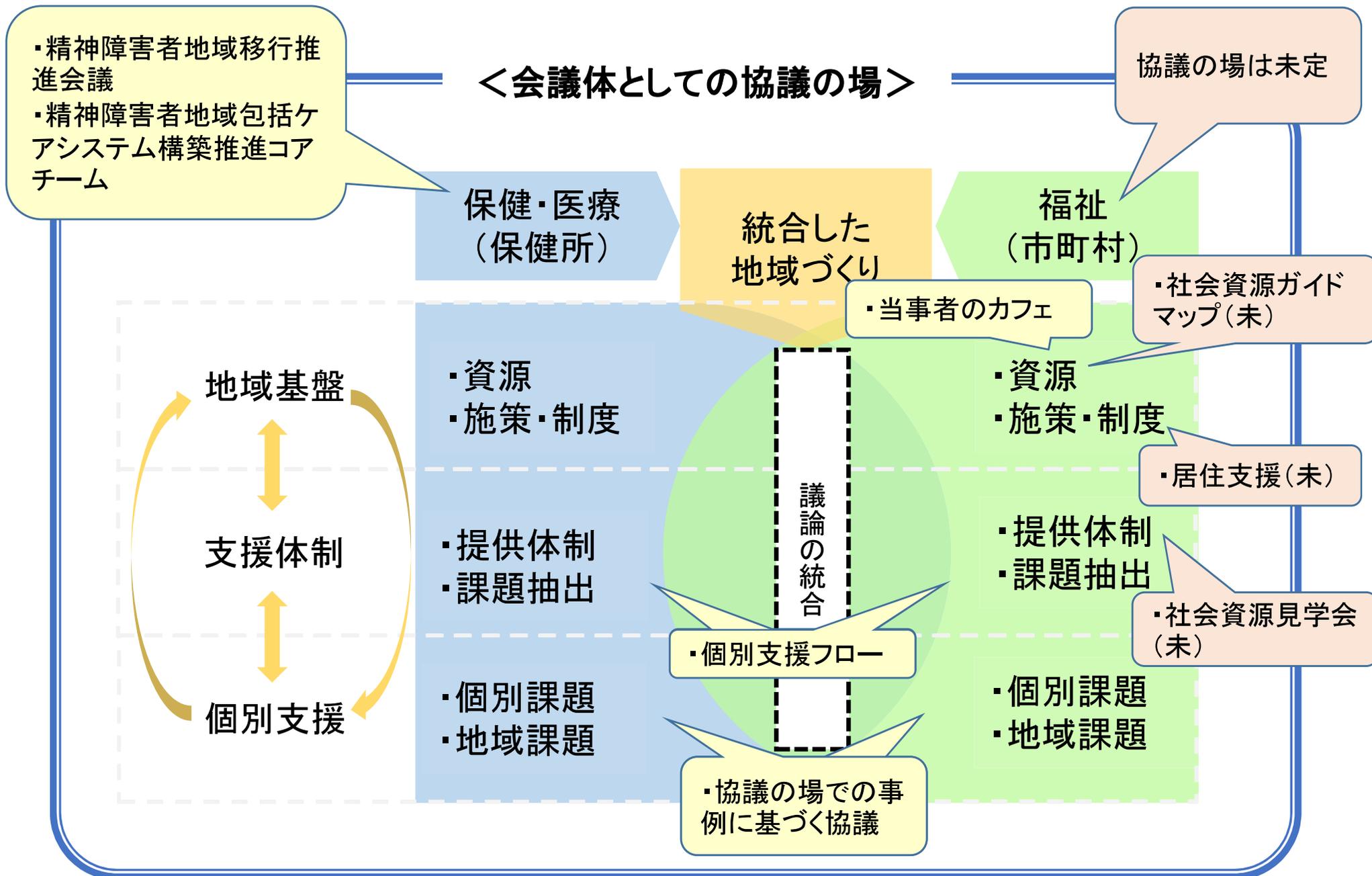
令和2年度の取り組みとしては、「地域移行・定着推進ネットワーク連絡会（仮称）」を開催し、精神障がいのある方の支援に携わっている地域事業所同士が日々の悩み感や課題感について検討し、さらに協議の場の取り組みを波及していく。

また、足柄上地区自立支援協議会では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場（部会）設置が検討中となっている。足柄上地区の市町や小田原保健福祉事務所足柄上センターと共に福祉等を起点とした協議体の設置を促進し、当事者の地域生活への安心感や自信に繋がる仕組みづくりの為に、地域事業所等が一体となった協議・実践をサポートしていく（別紙資料：令和元年度地域精神保健福祉連絡協議会 資料「足柄上地区の協議の場の状況」より引用）。

さらに、国から令和2年度末を目途に障害児施設の入所児童が地域や成人施設に移行できるように、障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性が示されている。これをふまえて、障がい児等の意思決定を尊重しながらライフステージに応じた適切なサービスや住まいの場が選択できるような取り組みが求められている。県西圏域においては、「小田原児童相談所管内障害児施設入所児童の地域移行に係る連絡会」が設置され、協議検討が進められてきたところである。既存の連絡会と協働し、従来の議論を踏襲しつつも圏域全体の課題として検討できるよう、専門部会の設置も視野に入れながら体制強化を図っていく。



足柄上地区の協議の場の状況



令和2年度 県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業一覧（予定）

| 会議名 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|---------------------|-----------------|-------------------|-------------------|------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|------------------------|----|----|--------|--|
| 圏域自立支援協議会 | | | | | 書面会議 | | | ○ | | | | | ○ | |
| 圏域自立支援協議会 運営委員会 | | | | 29日（月） 対面会議 | | | ○ | | | | | ○ | | |
| 相談支援等ネットワーク形成事業 | 相談支援ネットワーク | ネットワーク | | | | | | 2市8町相談支援事業所 連絡会 | | | | | | |
| | | 参画する部会等 | | | | | | | | | | | | |
| | サービス提供ネットワーク | ネットワーク | | 26（火）・28（木） リモート会議 | | リモート会議 | | | | ○ | | | ふくしフェア | |
| | | 参画する部会等 | | | | | | | | | | | | |
| | 地域移行・定着推進ネットワーク | ネットワーク | | | | | | 地域移行・定着推進 連絡会 | | | | | | |
| | | 参画する部会等 | | | | | | | | | | | | |
| 事例検討会（年4回） | | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 相談支援体制充実強化事業 | | | | | 15日（水） 2事例目 （第2回目） | 17日（金） 1事例目 （第2回目） | | | 1事例目 （第3回目） | 2事例目 （第3回目） | | | | |
| 地域生活支援拠点事業 | 在り方検討会 | 書面会議 | | 30日（火） 開成町民センター3F 大会議室 | | （リモート会議） | 2日（水） 加算対象事業者説明会 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | |
| | WG検討会 | | | 11日（木） リモート会議 | リモート会議 | | | | | | | | | |
| ナビだより発行／まい♡らいふブック更新 | | | | ナビだより発行 | | | | | | | | | | |
| 相談支援従事者初任者研修 | 第1回 | | | | | | 24日（木） 25日（金） | 20日（火） | 11日（水） 12日（木） | プレ研修 2日（水） 3日（木） | | | | |
| | 第2回 | | | | | | 5日（月） 6日（火） 27日（火） | 18日（水） 19日（木） | プレ研修 9日（水） 10日（木） | | | | | |
| | 第3回 | | | | | | 14日（水） 15日（木） | 5日（木） 24日（火） 25日（水） | プレ研修 17日（木） 18日（金） | | | | | |
| その他（共催事業等） | | 26（日） オンライン（お） | 31（日） オンライン（お） | 26日（日）（お） | | | 3日（月） ピアサポーター養成講座（ス） | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|-----------------|--|--------------|---------------------------------------|------------------------|--------------------------|------------------|--------------------|------------|-----------|---------------------------|--------|----|
| 神奈川県障害者自立支援協議会 | | | | 書面会議 | | | | | | | | | | |
| 調整会議／相談支援体制充実強化事業研究会 | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域自立支援協議会 | 小田原市・箱根町・真鶴町・ 湯河原町 地域障害者 自立支援協議会 | 全体会（運営会議） | | （16日（火）運営会議） | 書面会議 | | （15日（火）運営会議） | | 予定 （17日（火）運営会議） | | | 予定 （16日（火）運営会議） | | |
| | | 部会 | | | ・21日（火）相談 ・27日（月）精神障害者地域生活支援 | ・子ども ・精神障害者地域生活支援WG | ・15日（火）相談 ・17日（木）権利擁護 | ・20日（火）相談 ・就労 | ・19日（木）権利擁護 | ・相談 ・就労 | ・19日（火）相談 | ・18日（火）権利擁護 ・相談・就労・子ども | | |
| | 足柄上地区地域自立支援 協議会 | 代表者会議 （運営会議） | | | 書面会議（運営会議） | | | （運営会議） | | | | | （運営会議） | 予定 |
| | | 部会 | | | ・29日（月）権利擁護 ・11日（木）、30日（火） 地域支援 | | | | ・就労 | | | | ・就労 | |
| 小田原保健福祉事務所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 足柄上センター | | | | | | | | | | | | | | |

○ …開催予定（日程調整中）
 (お) …おれんちせえふ
 (ス) …自立サポートセンタースマイル

資料 3

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町 地域障害者自立支援協議会

(小田原市福祉健康部障がい福祉課)

令和元年度（2019年度）小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町
地域障害者自立支援協議会 開催結果

1 全体会

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|---|---|
| <p>第1回 令和元年6月27日（木） 13時30分～15時 小田原市生涯学習センター けやき第2会議室</p> | <p>(1) 平成30年度自立支援協議会事業報告及び決算について (2) 令和元年度自立支援協議会事業計画及び予算について (3) 平成30年度障害福祉サービス等の利用状況について (4) 平成30年度委託相談支援事業について</p> |
| <p>第2回 令和2年3月24日（火） 小田原市生涯学習センター けやき第2会議室</p> | <p>※コロナウイルス対策のため書面会議による開催 (1) 令和元年度自立支援協議会事業報告及び決算について (2) 令和2年度自立支援協議会事業計画及び予算について (3) 令和元年度委託相談支援事業について</p> |

2 運営会議

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|---|---|
| 第1回 平成31年4月16日（火） 18時～19時 おだわら総合医療福祉会館 会議室 | (1) 委員について ▶ 委員改選の年度のため、委嘱委員候補について確認。 (2) 今年度の全体会及び部会について (3) その他 |
| 第2回 令和元年6月18日（火） 18時～19時 おだわら総合医療福祉会館 会議室 | (1) 全体会について (2) 各部会の進捗状況について (3) その他 |
| 第3回 令和元年9月17日（火） 17時～18時 おだわら総合医療福祉会館 会議室 | (1) 各部会の進捗状況について (2) その他 |
| 第4回 令和元年12月17日（火） 18時～19時 おだわら総合医療福祉会館 会議室 | (1) 各部会の進捗状況について (2) その他 |
| 第5回 令和2年3月10日（火） おだわら総合医療福祉会館 会議室 | ※<u>コロナウイルス対策のため中止</u> (1) 各部会の進捗状況及び来年度の計画について (2) 全体会について (3) その他 |

3 専門部会

◎相談支援部会

部会長・相談支援センターういず 近文字

【1市3町自立支援協議会】

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|--|---|
| 第1回（コア会議） 令和元年5月21日（火） 18時～19時 おだわら総合医療福祉会館 会議室 | （1）今年度の部会について ▶ 1市3町の相談支援事業所を対象とした全体会を年4回、コアメンバー会議を年4回行う。 ▶ 地域課題の抽出を個別のケースを通して行う。課題の分類、課題に対する既存資源の活用、資源の創設などを検討していく。 （2）第2回部会（全体会）について ▶ 個別ケースの困っていることから、それぞれが抱える個別の課題を抽出し、課題別の分類を行う。 （3）その他 |
| 第2回 令和元年7月4日（木） 15時～17時 小田原市生涯学習センター けやき大会議室 | （1）相談支援部会について ▶ 部会の位置づけ、活動内容などについて周知。 （2）「個別ケースが抱える課題から見える地域の課題について」 ▶ 5グループに分かれ、個別ケースの課題を各3ケースについてあげ意見交換。その後、事例から見えてくる地域の課題をあげた。 ▶ 関わりについて、連携について、福祉サービスについて、地域資源について、医療的支援についてなどの内容があげられた。 （3）相談支援体制の再編成について ▶ 基幹相談支援センターの設置等について現状を周知。 |
| 第3回（コア会議） 令和元年7月16日（火） 18時～19時 おだわら総合医療福祉会館 会議室 | （1）第2回部会の振り返り ▶ 第2回であげられた意見を種類別に分類した。 ▶ 「課題・家族支援」「インフォーマル・地域支援」「情報」「福祉サービス等」「連携の場・機会」「当事者」に分類された。 （2）第4回部会について |
| 第4回 令和元年9月25日（水） 15時～17時 小田原合同庁舎2D会議室 | 「地域課題の分析と地域資源の整理について」 ▶ 第3回で行われた分類について周知した。 ▶ 相談支援事業所連絡会（9/10実施）の整理から、地域の課題を「新規の相談支援不足」「情報共有、繋がり不足」「資源の不足」があげられたことを報告。 ▶ 各グループで地域課題について、「こうありたい地域」「地域のストレングス」「スモールステップ」の意見 |

| | |
|---|--|
| | 出しを行った。 |
| 第5回（コア会議） 令和元年10月15日（火） 18時～19時 おだわら総合医療福祉会館 会議室 | （1）第4回部会の振り返り ➤ 第4回であげられた意見について、各グループごとに説明、意見交換を行い、今年度から部会で取り組む内容について意見集約を行った。 ➤ 「情報共有」「同職種のつながり」を中心に具体的な活動に落とし込んでいく方向で検討することとした。 （2）第6回部会について |
| 第6回 令和元年12月10日（火） 15時～17時 小田原合同庁舎2D会議室 | 「地域課題の解決に向けた具体的な取り組み方法について」 ➤ 第5回で行われた取り組みの方向性を周知した。今年度は相談員が活用できる「情報共有」について検討を進める事にした。 ➤ 各グループで情報共有の「内容」「運用」「すぐに始められること」を検討、具体案をあげた。 ➤ 案に対する意見交換を行った。その意見を参考にコア会議で役割分担等を決めたあと周知を行う。 |
| 第7回（コア会議） 令和元年12月17日（火） 18時45分～19時15分 おだわら総合医療福祉会館 会議室 | （1）第6回部会の振り返り ➤ 事業所の空き状況について「情報共有」できるようにする。クローバーで「内容」「運用」を部会の意見を参考にして決める。 ➤ 「内容」は計画相談とGHについてのように、範囲を限定するなどし、まずは試験的にでも動きを取るようになる。1市3町の事業所に対してメールで情報提供をしてもらう。 （2）第8回部会について ➤ 試験的に運用した「情報共有」について伝え、「内容」「運営」のブラッシュアップを行う。 （3）来年度の部会について |
| 第8回 令和2年3月3日（火） 小田原合同庁舎3D会議室 | ※<u>コロナウイルス対策のため中止</u> （1）情報バンク（仮称）の具体的な運用について （2）次年度の活動内容について |

【地域生活支援事業運営協議会】

「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業（国調査・小田原市実施）」実施に係る協議の場として協力依頼があり設置（単年度事業）。

※調査対象・日常生活用具給付費等事業、移動支援事業、日中一時支援事業

※調査方法・サービス利用者及びサービス提供事業者に対するアンケート調査

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|---|---|
| 第1回 令和元年9月17日（火） 18時～19時 おだわら総合医療福祉会館 会議室 | （1）地域生活支援事業の概要について ▶ 地域生活支援事業の内容、利用実績等について事務局が説明。 （2）実態把握調査（アンケート調査）に係る調査項目について ▶ 全国調査のため設定された項目の削除変更はできないが、調査項目を追加することは可能。 ▶ 調査項目等について委員から意見聴取を行った。 |
| 第2回 令和元年11月19日（火） 18時～19時 おだわら総合医療福祉会館 会議室 | 【報告】 （1）実態把握調査（アンケート調査）の実施状況について ▶ アンケート調査の回答内容の概況を事務局が説明。 ▶ 回収率は利用者調査 46.5%、事業所調査 31.64% 【議題】 （1）中間報告（案）について ▶ 報告書フォーマットに沿って事務局が説明。 （2）その他 |
| 第3回 令和2年2月18日（火） 18時～19時30分 おだわら総合医療福祉会館 会議室 | 【報告】 （1）実態把握調査（アンケート調査）の実施状況について ▶ アンケート調査の回答内容の概況を事務局が説明。 ▶ 回収率は利用者調査 62.9%、事業所調査 46.5% （2）前回会議での議論に関する参考資料について 【議題】 （1）最終報告（案）について ▶ 最終報告（案）を事務局が説明。 （2）課題解決の方策について |

【県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター共催】

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|---|---|
| 第1回 2市8町相談支援事業所連絡会 令和元年9月10日（火） 15時～17時 小田原合同庁舎 3EF 会議室 | （1）令和元年度県西障害福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業計画、相談支援ネットワークアンケート結果の報告 ▶ 圏ナビ受託事業者の太陽の門から3つのネットワークの運営を中心に事業を行うことなどを報告。 ▶ 圏ナビが事業所訪問時に行ったアンケート結果について報告。また、事業所定員の今後の見込みについても報告。 |

| | |
|--|---|
| | <p>(2) グループディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ アンケート結果を参考に「地域の課題」をあげ、緊急度と重要度の2軸で分類。「地域のストレングス」をあげ、環境、支援ネットワーク、フォーマル、インフォーマルの視点で分類。 ➤ 上記の分類を参考に、重点的に取り上げる地域の課題をあげ、ありがたいイメージ、活用できるストレングス、すぐにできることをあげた。 ➤ 第4回相談支援部会で整理をすることとした。 |
| <p>第2回 2市8町相談支援事業所連絡会 令和2年2月12日(水) 15時～17時 小田原市生涯学習センター けやき和室</p> | <p>(1) 意思決定支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 第1回基幹相談支援センター連絡会(12/9開催)の資料を使い、相談支援に重要な意思決定支援について説明。日々の支援を振り返る内容になった。 <p>(2) 地域課題についてのモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「新規の相談支援の受け入れ先不足」「情報共有、横のつながり」「資源不足」の対応策のアイデアを事前アンケートで確認した。 ➤ 事前アンケートで挙げられたアイデアをもとに、地域課題の対応を検討した。 |
| <p>第1回 事例検討会 令和元年10月21日(月) 第1部 16時～17時30分 第2部 18時～19時30分 小田原合同庁舎2D会議室</p> | <p>【講義】GSV(グループスパービジョン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ GSVの目的と効果、ストレングスに注目した視点、進行の仕方等についての講義。 <p>【演習】GSVを用いた事例検討会 ～重症心身障害者・医療ケアがある方の支援について～</p> |
| <p>第2回 事例検討会 令和2年1月20日(月) 18時～20時30分 おだわら医療福祉会館4階 ホール</p> | <p>【講義】GSV(グループスパービジョン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ GSVの目的と効果、ストレングスに注目した視点、進行の仕方等についての講義。 <p>【演習】GSVを用いた事例検討会 「ずっとこのまちで暮らしたい」～その方らしい暮らしを支えるためにできること～</p> |
| <p>第3回 事例検討会 令和2年2月27日(木) おだわら医療福祉会館4階 ホール</p> | <p>※<u>コロナウイルス対策のため中止</u></p> <p>【地域移行・定着ネット連絡会】</p> <p>【演習】GSVを用いた事例検討会</p> |

◎就労支援部会

部会長・障害者支援センターぼけっと 渡辺直人

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|---|--|
| <p>第1回 令和元年7月12日(金) 15時～17時 小田原合同庁舎集団活動室</p> | <p>(1) 今年度の部会運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 第1回部会開催に際し、事前アンケートを実施。 ➤ 圏域(2市8町)の事業所に参加依頼を行う。 <p>(2) 施設外就労の実践報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ほうあんのぞみ廣瀬氏と梅香園齋藤氏からの、施設外就労の実践報告。施設外就労のメリット・デメリットや業務委託契約に関する内容など、施設外就労の導入について理解を深める。 <p>(3) 「施設外就労について」(グループワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事前アンケートの内容と実践報告を聞いて、3つのグループごとに課題点や利点について検討。 ➤ 施設外就労の実施には人員配置と企業との連携が課題。また、事業所間でも連携すれば、受注作業を分担できる。事業所から企業に対して、どのような仕事が受注できるのか発信していくことも必要などの意見があげられた。 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 8/9に箱根商工会議所を訪問。部会を通じて企業との連携を高めていきたい旨を提案。主に就B事業所との連携は難しいとの回答。部会を通じての連携を断念。 ➤ 9/4にあきさわ園を訪問。農福連携について、積極的に就B事業所等との連携を図りたいとの意向。第3回部会ではあきさわ園をゲストとし、農福連携について取り上げる。 |
| <p>第2回 令和元年10月24日(金) 16時～17時30分 小田原合同庁舎集団活動室</p> | <p>(1) 部会の活動報告と県西圏域の工賃実績状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 県西圏域の工賃実績が県下で最も低い状況を共有。 <p>(2) 事業所間の連携と稼ぐための受注作業の実践報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ コスモス中沼ジョブセンターの小野氏から、受注作業の効率化及び事業所間の連携についてなど、独自のノウハウについての講義。 <p>(3) 作業活動における事業所間の連携と課題について (グループワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業所間の連携や企業からの受注依頼に対応できる仕組みが欲しいとの意見が出される。 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ あきさわ園の秋澤氏及び(株)DBSの平氏を事業所に紹介。両名より施設外就労等による連携を希望しているとの話をいただく。 |

| | |
|---|--|
| <p>第3回 令和2年2月21日（金） 16時～17時30分 小田原合同庁舎集団活動室</p> | <p>(1) 部会の活動報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事務局より、ひらつか障がい者福祉ショップ「ありがとう」の視察等報告。 ➤ 企業から受注依頼が市役所に入った場合は、メールで情報提供を行う。(9事業所が情報提供を希望) <p>(2) 「農福連携における地域経済活性化について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ あきさわ園の秋澤氏による実践報告。すでに進和学園やよるべ沼代、ほうあん第1しおんなど、収穫や加工販売において農福連携の実績があり、今後も連携を広げていきたいとの意向。 <p>(3) 「地域に必要な資源や仕組みについて」 (グループワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 第2回部会以降に新たに事業所間で連携が始まった例がある。 ➤ 「ありがとう」の取組を参考に、事業所が共同で作業受注ができると良いが、施設管理者の理解が必要。 ➤ 農福連携は農家の理解が壁となるが、あきさわ園の存在は地域の大きな資源になるのでは。成功例が出てくれば波及効果も期待できる。 ➤ 次年度に向けては、引き続き工賃向上をテーマとする。優先調達法による作業受注の可能性や、事業所間の連携を促進するための環境整備等を取り上げる。 |
|---|--|

【小田原・箱根商工会議所表彰式展示】

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|---|---|
| <p>令和元年11月18日（月） 14時～16時 湯本富士屋ホテル</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 商工会議所の依頼により、就労支援部会として特別展示に参加。 ➤ 小田原市は「施設外就労実施までのながれ」、県資料「ともに歩む」を展示。ぽけっとは事業所機能等を展示。 |

【ひらつか障がい者福祉ショップ「ありがとう」の視察】

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|---|---|
| <p>令和2年1月24日 15時30分～17時 平塚市役所</p> | <p>視察者：小田原市障がい福祉課・山口／クローバー・毛利 対 応：平塚市障がい福祉課・杉崎氏／ ありんこの会・高橋氏／他3名</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 平塚市役所内に設置された福祉ショップ「ありがとう」の機能、企業や庁内の優先調達による受注依頼を市内の各事業所に振り分ける仕組み、農福連携等の実践報告について説明を受けた。 |

◎子ども部会

部会長・ほうあんホッと相談カフェ 大水健晴

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|--|---|
| <p>第1回（コア会議） 平成31年4月25日（木） 13時30分～15時30分 小田原市役所互助会室</p> | <p>（1）第2回子ども部会の進行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「療育の質の向上」について、前年度延期になった宇佐見教諭の講演を行う。後半は「療育の質の向上」に関する地域課題抽出についてグループワークを行う。 ➤ 「療育の質の向上」のなかでも特に「療育支援者の質の向上」に着目して課題抽出を行うこととする。 |
| <p>第2回 令和元年5月28日（火） 10時～12時 小田原合同庁舎3EF 会議室</p> | <p>【講演】 『「こだわり」への対応について-心理学的視点から-』 小田原養護学校・臨床心理士 宇佐見大輔 教諭</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「療育の質の向上」のために児童通所・計画相談事業所向けに講演。 ➤ こだわりの原因やその対処法について紹介し、療育の中でどのような活動が求められているかを解説。 <p>【グループワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 療育の質の向上について事業所同士で課題の共有。 ➤ あげられた意見を参考に、第5回部会以降で子ども部会の今後の活動方針を検討していく。 |
| <p>第3回（コア会議） 令和元年6月14日（金） 9時～11時 小田原市役所 301 会議室</p> | <p>（1）第4回子ども部会の進行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 前半は「教育と福祉の連携について」について、小田原養護学校主催の夏の公開講座の1枠を活用し、小田原養護学校が放課後等デイサービス事業所と連携をどのようにとっているかを発表する。 ➤ 後半は討議方式で「教育と福祉の連携」について平常時からの連携と問題が起きた時の連携に着目したグループワークを行い、地域課題・ニーズの抽出を行う。 |
| <p>第4回 令和元年7月26日（金） 13時30分～15時 小田原養護学校 食堂</p> | <p>『教育と福祉の連携について』 （小田原養護学校・夏の公開講座の1枠で実施）</p> <p>【講演】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 小田原養護学校の添田先生より他機関と連携した6事例を紹介。 <p>【グループワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現状行っている連携の良い点と問題点、よりよい連携のためにどのようなことが考えられるかについて教育機関、障害児通所支援事業所、計画相談支援事業所、行政職員で検討。 ➤ 教育と福祉関係者が直接話し合えた、通常級の教師が養護学校を理解するいい機会になった、教育と福祉の連携は地域格差のある問題ではないかなどの意見が |

| | |
|---|---|
| | 上がった。 |
| 第5回（コア会議） 令和元年8月30日（金） 9時～11時 小田原市役所互助会室 | 「地域課題の明確化、取り組み目標の設定について」 （1）第4回子ども部会の振り返り ▶ 異業種が顔を合わせて話す場は、相互理解にとって良いものとなっている。しかし特に放課後等デイサービス事業所は夏休みのため忙しく、出席率が低迷。 ▶ 教職員の参加も前年度に比べて出席率が落ちており、異業種交流を目的にするのであれば開催方法を再検討する必要もある。 （2）地域課題の明確化、取り組み目標の設定 ▶ 2グループに分けグループごとに地域課題を樹形図で分類する作業を行う。 ▶ 主な地域課題を『支援の問題』『家庭・生活環境の問題』『連携の問題』『地域社会との交流の問題』の4つに分類し、それぞれの課題ごとにさらに6つほどの課題を抽出した。 |
| 第6回（コア会議） 令和元年10月16日（水） 9時～11時 小田原市役所福利厚生室 | （1）地域課題の明確化、取り組み目標の設定について ▶ 2グループに分け地域課題を樹形図で分類する作業を行う。『連携の問題』について『横の時間軸の問題』と『縦の時間軸の問題』に分け、それらをさらに具体的に直面している問題に細分化した。 ▶ 『支援の問題』『家庭・生活環境の問題』『地域社会との交流の問題』を具体的な問題に細分化する作業は次回以降に持ち越すこととする。 （2）次年度の動きについて ▶ 地域課題の明確化、取り組み目標の設定については来年度も引き続き行う。『療育の質の向上』や『教育と福祉の連携』についての研修会などは次年度も行う。 ▶ 具体的取り組みについて次回話し合うこととした。 |
| 第7回（コア会議） 令和2年1月28日（火） 午前9時～11時 小田原市役所福利厚生室 | （1）次年度の活動計画について ～7月：養護学校の夏の公開講座で行う研修内容の調整 ～9月：子ども部会で取り組むべき課題の分類 ～11月：優先課題とその達成目標の設定 ▶ 養護学校の夏の公開講座は行うが、例年5月頃に実施していた「療育の質の向上」に関する講演会は行わず、課題の分類と達成目標の設定を優先的に行う。 （2）夏の公開講座の内容について ▶ 過去2年間、研修の中で「教育と福祉の連携」について話し合ってきたので、来年度は異なる研修内容にすることとする。「親子関係」と「発達障がいについて」が研修テーマの候補として上げられた。 |

◎権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会実務者会議兼）

部会長・神奈川県知的障害福祉協会県西地区施設長会 坂井正志

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|---|---|
| <p>第1回（コア会議） 令和元年7月25日（木） 14時～15時30分 小田原市役所第4委員会室</p> | <p>（1）権利擁護に関する座談会の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 権利擁護について当事者がどのように感じているのか、実際に差別を受けたと感じた経験談など当事者の声を聴く座談会の開催準備。 |
| <p>第2回 令和元年10月8日（火） 14時～15時30分 小田原合同庁舎 3EF会議室</p> | <p>『当事者座談会（ワールドカフェ形式）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害種別の異なる当事者約4人を1グループとし、部会員がファシリテーターとなった。 ➤ 参加者：全体 33名 内訳：当事者13名／部会員・支援者20名 身体障害（肢体・視覚・聴覚・ALS）5名 知的障害4名・精神障害4名 ➤ テーマ <ul style="list-style-type: none"> ① 障害への不理解・差別・偏見 ② 金銭管理・成年後見 ③ 権利擁護 |
| <p>第3回（コア会議） 令和元年11月21日（木） 13時～14時30分 小田原市役所第4委員会室</p> | <p>（1）第2回部会（当事者座談会）の振り返り・今後の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 参加者の多くが買い物・公共交通機関の利用・病院・職場等様々な場面で障害を理由に対応を拒否されたり、心許ない言葉を言われた経験があった。 ➤ 9割以上が「参加してよかった」「またこのような会の開催を希望する」としており、自分とは異なる障害をもつ方から話を聞くことで、得られた気づきや、自分のことを知ってもらう機会として意義を感じていた。 ➤ 各テーマに対し、時間が足りなかったという声が多く、テーマを絞り発言時間を確保する必要がある。 ➤ 座談会で出た意見をふまえ、部会の今後の取り組みについて意見交換。次回の部会で、具体的な次年度以降の取り組みについてアイデア出しを行う。 <p>（2）障害者差別解消法の相談事案の共有及び検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不動産仲介業者に障害があることを伝えたら物件を貸せないと断られたという事案について共有。 ➤ 障害者にとって物件選びや住宅環境の確保のために考えられる支援方法を検討、意見交換。 |

| | |
|---|--|
| <p>第4回（コア会議） 令和2年2月27日（木） 14時～15時30分 小田原市役所第4委員会室</p> | <p>（1）次年度以降の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当事者座談会をふまえ、具体的な困りごとの解決のため、テーマや場面設定を絞った当事者座談会等を行い、課題抽出・意見交換を行う。「防災」「買い物」「怖い思いをした経験」がテーマの候補として挙げられた。 ➤ 部会年4回うち1回を座談会とする。テーマに応じて映画上映会の実施等も検討していく。 ➤ 当事者座談会の3つのねらい <ul style="list-style-type: none"> ① 当事者の声を聞き、当事者主体の支援を考える ② 当事者同士が、障がい種別や人によって、困ること、されて嬉しいことの違いや共通点を知る ③ すべての人ができる配慮について考え、ノーマライゼーションの意識を高めること ➤ 差別に関する相談体制の構築、解決に資する取り組みのため、障害者差別解消法の相談事案の共有及び検討についても継続し実施する。 <p>（2）障害者差別解消法の相談事案の共有及び検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 視覚障害者が、セルフレジの利用方法がわからず店員に手伝いを求めたところ、障がいの有無は関係なく金銭授受はできないと断られた事案を共有。 ➤ 店側に求める合理的配慮について検討・意見交換。 |
|---|--|

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|---|--|
| <p>第1回 令和元年7月3日(水) 10時～11時30分 小田原市役所大会議室</p> | <p>(1) 今年度の課題の確認 (2) 1市3町にある資源を出してみよう(ワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ H30年度に作成した地域包括ケアシステム(小田原版)をもとに、利用している地域資源を「居宅・医療機関・行政・日中活動・計画相談」の枠組みで振り分けていく作業を行う。 ➤ 今年度から訪問看護ステーション(積善会)を部会員に加える。 |
| <p>第2回 令和元年9月3日(火) 10時～11時30分 小田原市役所601会議室</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 意見が出やすくするため、事前に課題戦略(案)を作成し部会員にメール送付し当日意見集約を行った。 ➤ 3つの課題(①社会資源の集約、②他部門との連携、③普及啓発)に関し、①②の課題はWG(各6～7名・数か月おきに開催)を設置し検討することとした。③については、1市3町の動きが統一されていないこと等を考慮し、今後部会で検討する。 |
| <p>第3回 令和元年12月17日(火) 10時～11時40分 小田原市役所602会議室</p> | <p>(1) ワーキンググループの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 【社会資源の集約WG】掲載前に事前に事業所に許可をとる。改訂は3～5年で考える。 ➤ 【他部門との連携WG】連携を考えることで地域包括ケアシステムの構築につながっていく。各ケースへの安定した支援を地域システムで支えていくイメージで、高齢の包括ケアシステムがモデルになる。 <p>(2) 精神障がい者の居住先確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不動産との連携について取り組んでいる市町もあるが、本部会では上記2課題を優先的に取り組むため、一旦保留とする。 <p>(3) 精神障がいに関する普及啓発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 1市3町および保健福祉事務所で取り組まれている普及啓発事業を確認。 ➤ 小田原市単独で実施している事業はハートフェスタのみ。3町による独自の普及啓発はなし。 ➤ 民生委員向けに精神障がいの理解を求める、周知等は県西ブロックの民生委員研修を活用する、精神障がい者が地域で暮らすためには民生委員や自治会長の理解も必要などの意見が挙げられた。 |
| <p>第4回 令和2年2月27日(木) 10時～11時15分</p> | <p>(1) ワーキンググループの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 【社会資源の集約WG】仕様はカラー18ページ、500部程度を想定、次回WGで配布計画を立てる。データ |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>小田原市生涯学習センター けやき大会議室</p> | <p>はクローバーに集約し公開する。新規事業所のデータは随時更新するが紙印刷は数年おきを想定。相談支援部会の情報バンクとの連携が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 【他部門との連携 WG】既存の研修会に参加していく。 <p>(2) 普及啓発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 民生委員向けの研修はさまざまな場所で行われている。障がい者部会にアプローチすることが効果的だと思われる。 ➤ 民生委員が地域で精神障がい者に向き合う際に困っていることが何かをつかむ必要がある。 ➤ 西湘ブロック研修でアンケートを配布する。次年度はアンケートをまとめ、部会として民生委員に発信したい事をまとめる。 ➤ 普及啓発は3か年で計画する。 |
|---------------------------------|--|

【社会資源の集約ワーキンググループ】 社会資源マップを作製・配布する

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|---|--|
| <p>第1回 令和元年10月23日(水) 13時30分～15時 小田原市役所502会議室</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会資源マップについて、平塚市が発行しているマップを参考に作成する方向で考える。 ➤ 医療版・福祉版の2部構成とする。カラー刷りで数年たっても活用できるようなものを作りたい。 |
| <p>第2回 令和2年1月24日(金) 15時～16時30分 小田原市役所202会議室</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療版・福祉版で作成する。 ➤ 1市3町分を部会で作成し、1市5町分は圏ナビで作成する。 ➤ 本人に直接支援する資源を載せる、1市3町以外は載せない。医療機関は北小田原病院(南足柄市)も入れる方向で考える。 ➤ 家族会、ピアサポーターなどページ数との兼ね合いで線引きは必要。 |
| <p>第3回 令和2年3月18日(水) 13時～14時 小田原市役所201会議室</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 掲載事業所の選定および配布先を確認。 ➤ 仕様・想定はフルカラー12ページ、500部。ネット印刷を利用し、予算的な余裕があれば上質紙とする。 ➤ データはクローバーで保存しHPで公開する。HP宣伝チラシ作製の必要性については今度検討する。 |

【他部門との連携ワーキンググループ】

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|---|---|
| <p>第1回 令和元年11月13日(水) 13時～14時30分 小田原市役所502会議室</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 精神障がい者への支援をスムーズにしていくための支援を考えることが目的。 ➤ 地域定着支援であり多職種の相互理解を進めたい。精神科と一般科やクリニック、訪問看護と医療機関、病院相談員と福祉事業所の連携などを検討する。 ➤ 「事例検討」を通じて連携を深めていく。 |
| <p>第2回 令和2年1月30日 10時～11時30分 小田原市役所市民相談室</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事例検討を通じた相互理解を進めていく。数年がかりになることを想定している。 ➤ OHMY や包括の会議など、既存の研修会へ参入していくことも検討していく。 |

令和2年度（2020年度）小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町
地域障害者自立支援協議会 開催予定

1 全体会

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|--------------------|--|
| 第1回（予定） 令和2年7月 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度自立支援協議会事業報告及び決算について (2) 令和2年度自立支援協議会事業計画及び予算について (3) 令和元年度障害福祉サービス等の利用状況について (4) 令和元年度委託相談支援事業について (5) 障がい福祉計画の改定について (6) 基幹相談支援センターの設置について <p>※コロナウイルス対策のため書面会議を予定</p> |
| 第2回（予定） 令和2年11月 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 第6期小田原市障がい福祉計画（素案）について (2) 第6期箱根町障がい福祉計画（素案）について (3) 第6期真鶴町障がい福祉計画（素案）について (4) 第6期湯河原町障がい福祉計画（素案）について |
| 第3回（予定） 令和2年2月 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 第6期小田原市障がい福祉計画（案）について (2) 第6期箱根町障がい福祉計画（案）について (3) 第6期真鶴町障がい福祉計画（案）について (4) 第6期湯河原町障がい福祉計画（案）について (5) 令和2年度自立支援協議会事業報告及び決算について (6) 令和3年度自立支援協議会事業計画（案）及び予算（案）について (7) 令和3年度基幹相談支援センター事業・委託相談支援事業について |

2 運営会議

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|--|--|
| 第1回 令和2年6月16日（火） 18時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室 | (1) 委員について (2) 今年度の全体会及び部会について (3) その他 |
| 第2回（予定） 令和2年9月15日（火） 18時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室 | (1) 各部会の進捗状況について (2) その他 |
| 第3回（予定） 令和2年11月17日（火） 18時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室 | (1) 各部会の進捗状況について (2) 全体会について (3) その他 |
| 第4回（予定） 令和3年2月16日（火） 18時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室 | (1) 各部会の進捗状況及び来年度の計画について (2) 全体会について (3) その他 |

3 専門部会

◎相談支援部会

部会長・相談支援センターういず 近文子

【1市3町自立支援協議会】

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|---|---|
| 第1回（コア会議・予定） 令和2年7月21日（火） 18時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室 | (1) 今年度の部会について (2) 情報バンクの運用について (3) その他 |
| 第2回（コア会議・予定） 令和2年9月15日（火） | (1) 情報バンクの運用について (2) その他 |
| 第3回（コア会議・予定） 令和2年10月20日（火） 18時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室 | (1) 情報バンクの運用について (2) 第4回部会について |
| 第4回（予定） 令和2年12月 | 計画相談の量と質の確保について |
| 第5回（コア会議・予定） 令和3年1月19日（火） 18時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室 | (1) 第4回部会の振り返り (2) 第6回部会について |
| 第6回（予定） 令和3年2月 | 計画相談支援・障害児相談支援に係る加算について |

【県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター共催】

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|----------------------------|-------|
| 2市8町相談支援事業所連絡会 (開催時期未定) | |
| 事例検討会 (開催時期未定) | |

◎就労支援部会

部会長・障害者支援センターぼけっと 恩蔵 幸一

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|--------------------|---|
| 第1回（予定） 令和2年10月 | 農福連携のあり方について 新型コロナウイルスの影響を受けての各事業所の対策について（アンケート） |
| 第2回（予定） 令和2年12月 | 工賃向上の成功事例について |
| 第3回（予定） 令和3年2月 | 民間企業と事業所のマッチングについて |

◎子ども部会

部会長・ほうあんホッと相談カフェ 大水健晴

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|----------------------------------|---|
| <p>第1回（予定） 令和2年8月</p> | <p>地域課題の明確化、取り組み目標の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 前年度に引き続き、子ども部会で取り組むべき課題分類について、今般の新型コロナウイルスの流行に伴う新たな地域課題も含め、検討していく。 <p>※7月に予定していた小田原養護学校主催の夏の公開講座については、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、開催中止。</p> |
| <p>第2回（予定） 令和3年2月</p> | <p>地域課題の明確化、取り組み目標の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 第1回で明確化した地域課題をふまえ、取り組むべき優先課題を決め令和3年度の事業計画を立てる。 |

◎権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会実務者会議兼）

部会長・神奈川県知的障害福祉協会県西地区施設長会 坂井正志

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|--|---|
| 第1回 令和2年9月17日（木） 14時～15時30分 | （1）令和2年度の権利擁護部会の活動について ▶ 新型コロナウイルスの流行による影響点について各部会員の情報を共有する。 （2）部会構成員の見直しについて ※8月に予定していた当事者座談会は、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、中止し、今後の開催方法及び時期は再検討する。 |
| 第2回（予定） 令和2年11月19日（木） | 第1回で検討した結果をふまえ、開催していく。 |
| 第3回（予定） 令和3年2月18日（木） | 未定 |

◎精神障害者地域生活支援部会

部会長・公益財団法人積善会 本杉康行

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|---|---|
| 第1回 令和2年7月27日(月) 10時～11時30分 市役所602会議室 | (1) 今年度の課題の確認 (2) 精神障害に関する普及啓発について検討 ▶ 誰に、どのような場で行うのか、昨年出ていた案をもとに話を進めたいが、コロナウイルスの影響で変更しなければいけないため、見直す必要あり。 (3) ワーキンググループの活動状況報告、今年度の計画 ▶ 各グループでの進捗状況を確認し、作業を進めていく。また、今後の日程を決める。 |
| 第2回 令和2年12月(未定) | 精神障がい者の安定した地域生活支援について、講演会または勉強会を開催予定。 |

【社会資源の集約ワーキング】

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|-----------------------------------|---|
| 第1回 令和2年8月(予定) | 資源マップの印刷について具体的に詰める。 ▶ 掲載事業所の選定は済。予定としては、12ページ、フルカラー、500部のネット印刷。金銭的に余裕があれば上質紙とする。資金源は、自立支援協議会のお金。データは基本的に、委託先保存のうえ、ホームページにて公開するため、HPの宣伝チラシを作製するのが必要かどうか、地図の作成をどうするか検討する。 |
| 第2回 令和2年10月～12月 (予定) | 今年度中に配布できるように進める。 |
| 第3回(予定) 令和3年1月～3月(予定) | 未定 |

【他部門との連携ワーキング】

| 開催日・場所 | 議題・概要 |
|-----------------------------------|---|
| 第1回 令和2年8月(予定) | まずは地域包括支援センターとの連携について考えていく方向で決まったが、具体的にどのように進めていくかまでは決められていないため、検討する。 |
| 第2回 令和2年10月～12月 (予定) | 今年度は地域包括支援センターとどのような連携が図れるかを検討し、始められるとよい。 |
| 第3回(予定) 令和3年1月～3月(予定) | 未定 |

資料 4

足柄上地区地域自立支援協議会

(南足柄市福祉健康部福祉課)

足柄上地区地域自立支援協議会 令和元年度開催結果

1 代表者会議

| 開催日・場所 | 議題 |
|--|---|
| 第1回 令和元年6月25日(火) 南足柄市りんどう会館 大会議室 | ①平成30年度開催結果報告及び令和元年度開催予定について ②相談支援事業・地域活動支援センター事業監査報告 ③委託事業について ④開成町地内における障害者グループホーム開設に伴う意見について |
| 第2回 令和2年3月 【書面会議】 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面会議とした ①各部会の活動状況について ②委託事業及び県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業の令和元年度事業実施状況について ③足柄上地区における日中活動支援型障害者グループホーム開設について ④その他情報交換 |
| 成果・課題 | 日中活動支援型グループホームの開設に係る意見交換など、地域福祉についての情報交換ができた。 |

2 運営会議

| 開催日・場所 | 議題 |
|--|--|
| 第1回 令和元年5月28日(火) 南足柄市役所301会議室 | ①各部会の平成30年度事業報告と令和元年度事業計画について ②開成町地内における障害者グループホーム開設について ③「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場」設置について |
| 第2回 令和2年2月19日(水) 南足柄市役所301会議室 | ①第2回代表者会議開催について ②各部会の状況について ③「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場」設置について ④地域生活支援拠点等の在り方について ⑤足柄上地区における日中活動支援型障害者グループホーム開設について |

3 専門部会

◎就労支援部会

| 開催日・場所 | 議題 |
|-------------------------------------|---|
| 令和2年3月17日(火) 10:00～ 中井町役場【中止】 | 足柄上地区地域自立支援協議会就労支援部会アンケートについて各サービス事業所の課題について、現状を聞き取るとともに、就労支援部会への意見を伺う。 |
| 成果・課題 | |

◎相談支援部会

| 開催日・場所 | 議題 |
|---|--|
| 第1回 令和元年7月9日(火) 10:30～11:30 大井町保健福祉センター | ①アンケートの結果報告 ②平成30年度障害者等相談支援事業報告 ③令和元年度相談支援部会活動について ④その他（短期入所利用事例検討） |
| 第2回 令和元年10月8日(火) 10:30～11:45 大井町保健福祉センター | ①圏ナビからの報告 ②アンケートの結果報告 ③アンケート結果を踏まえたグループワーク ④その他（各事業所からの報告） ・南足柄さつき会事業譲渡について ・南足柄市くまさん教室民間委託について |
| 第3回 令和2年1月24日(金) 15:30～17:00 神奈川県足柄上合同庁舎 | ①モニタリング報告様式（足柄上地区版）について ②来年度の活動について ③その他（各事業所からの報告） |
| 成果・課題 | 第2回で行ったグループワーク(モニタリングの効率化を図るための様式変更について)の報告を行い、事務局で作成した様式案を提示した。既にオリジナルの様式を採用している川崎市からの聞き取りの結果を報告も行き、会員に意見を求めた。来年度も継続して検討していく。 |

◎児童発達支援部会

| 開催日・場所 | 議題 |
|---|---|
| 令和2年3月12日(木) 10:00~11:30 松田町役場 →【書面会議】 | <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面会議とした</p> <p>①医療的ケア児協議の場メンバーについて メンバーについて確定した (会員以外に追加予定者) 行政：保健師(必須)、教育委員会(指導主事) 医療：こども医療センター その他：当事者(在宅療養児と保護者の交流会)</p> |
| 成果・課題 | <p>来年度の活動については、確定したメンバーに事務局から依頼する。 今後の取組みについて課題をまとめ、検討していく。</p> |

◎権利擁護部会

| 開催日・場所 | 議題 |
|--|--|
| 令和2年1月27日(月) 10:00~11:30 足柄上センター4F 会議室 | <p>①今年度からの検討テーマを「障害者虐待防止」とする</p> <p>②部会員の選出について ・様々な視点から意見をもらうため、サービス業種毎に1名を選出。 ・当事者として、自立サポートセンタスマイルのピアサポーターと足柄上手をつなぐ育成会が参加。</p> <p>③部会長の選出 事務局から、部会長にコスモス学園川端氏、副部会長にトゥモローランドの近藤氏を推薦し承認される。</p> <p>④グループワーク テーマ「障がい者虐待防止について」 3グループに分かれ「問題点・課題」「現在のやり方」「地域でできる対策」「学習方法」という項目について意見を出し合った。</p> |
| 成果・課題 | <p>出された意見をまとめ、次回以降の部会の活動内容の参考とする</p> |

◎地域生活支援部会

| 開催日・場所 | 議題 |
|--------|---|
| 開催なし | |
| 成果・課題 | <p>現在、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会が事務局となり、「地域生活支援拠点事業在り方検討会」を開催し、小田原市及び足柄下郡と合同で検討を進めている、詳細については次のとおり。</p> |

地域生活支援拠点の在り方について

<地域生活支援拠点について>

地域生活支援拠点は、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するための機能を整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス供給体制を構築するものです。

地域生活支援拠点の機能としては、①相談・コーディネーター機能、②緊急時の受け入れ対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備えることとしています。

<経過>

足柄上地区における地域生活支援拠点の整備につきましては、昨年度まで足柄上地区地域自立支援協議会地域生活支援部会において検討を進め、平成31年3月の自立支援協議会において報告書を提出しているところです。

今後、1市5町の広域連携によって令和2年度末までに整備を予定しています。

現在、太陽の門相談室が事務局となり、2市8町を圏域とする圏域ナビゲーションにおいて、小田原市及び足柄下郡と合同で「地域生活支援拠点事業の在り方検討会」を開催し、地域生活支援拠点の地域の状況把握、対象者の検討、地域生活支援拠点に設置するコーディネーターなどについて検討しています。

<生活支援拠点イメージ>

現段階での生活支援拠点のイメージとしては、①相談・コーディネーター機能、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、については足柄上郡・足柄下郡それぞれに設置し、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、については足柄上郡・足柄下郡が相互利用できる形を想定しています。

具体的には、コーディネーター機能については、現在の足柄上郡・足柄下郡の相談支援センター（りあん・クローバー）に委託することを想定し、緊急時の受け入れ等の中核事業者については、小田原市の永耕園を中心に検討しています。今後、事業者も交えて生活支援拠点の在り方について検討していきます。

<今後の予定>

令和元年度は地域生活支援拠点のアウトラインを確定し、令和2年度中に試験的な運用を行い、令和3年度から事業開始を予定しています。

各市町の具体的な予算措置は、令和2年度は試験的運用のため行わず、令和3年度から予算化することを考えています。

足柄上地区地域自立支援協議会 令和2年度開催予定(案)

1 代表者会議

| 開催日・場所 | 議題 |
|--------------------------------|---|
| 第1回【書面会議】 令和2年7月（予定） | ①足柄上地区地域自立支援協議会令和元年度開催結果報告及び令和2年度開催予定について ②相談支援事業・地域活動支援センター事業監査報告 ③委託事業の令和元年度事業報告と令和2年度事業計画 ④南足柄地内における障害者グループホーム開設に伴う意見について |
| 第2回 令和3年3月（予定） | 未定 |

2 運営会議

| 開催日・場所 | 議題 |
|--|---|
| 第1回 令和2年7月上旬（予定） 南足柄市役所 301 会議室 | ①第1回代表者会議について ②各市町障害者福祉計画について ③南足柄地内における障害者グループホーム開設について ④精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場について |
| 第2回 令和2年10月（予定） | 未定 |
| 第3回 令和3年2月頃（予定） | ①第2回代表者会議開催について ②各部会の報告について |

3 専門部会

◎就労支援部会

| 開催日・場所 | 議題・内容 |
|--|--|
| 第1回 令和2年11月（予定） 中井町保健福祉センター | ① 就労支援部会アンケートの実施について 就労系のサービス提供事業所を対象に、課題・現状を把握するとともに、就労支援部会への意見を聴取する。 ② その他 |
| 第2回 令和3年2月（予定） 中井町保健福祉センター | ③ 就労支援部会アンケートの実施結果について ④ その他 |

◎相談支援部会

| 開催日・場所 | 議題・内容 |
|-----------|-------|
| 開催方法など検討中 | |

◎児童発達支援部会

| 開催日・場所 | 議題・内容 |
|-----------|-------|
| 開催方法など検討中 | |

◎権利擁護部会

| 開催日・場所 | 議題・内容 |
|---|---------------------------------|
| コアメンバー会議 令和2年6月29日（月） パン工房ハッピー | ① 今年度の企画立案作成 ② 今年度のスケジュール案作成 |

※第1回以降の会議については、コアメンバー会議内で決める予定のため、未定。

◎地域支援部会

- ・地域支援部会事務局である開成町が、「地域生活支援拠点事業在り方検討会」のメンバーとなっている
- ・令和3年4月の地域生活支援拠点の設置に向けて、今後とも「地域生活支援拠点事業在り方検討会」の検討結果を情報提供していく

| 開催日・場所 | 議題・内容 |
|-----------------------------|--|
| 令和2年6月11日（木） リモート会議 | ①コーディネーターの役割について ②試験的運用の検討 |
| 令和2年6月30日（火） 開成町役場3階大会議室 | ①加算対象事業者への説明会 ②その他の機能の検討 ③試験的運用のモニタリング |
| 令和2年7月～令和2年10月 | 具体的運用の検討会議 |
| 令和2年11月～令和3年3月 | 最終調整（試験的運用を生じた不具合の調整） |

資料 5

県発信の資料

(神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課)

令和2年6月22日

各社会福祉施設・事業所 代表者 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部
福祉子どもみらい部長
(神奈川県福祉子どもみらい局長)

「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の改訂及び
社会福祉施設等の感染防止対策の徹底について (通知)

日ごろより、県の保健福祉行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、県では6月18日に新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」(以下「県対処方針」という。)を改訂いたしました。社会福祉施設等においては、次のとおり対応くださいますようお願いいたします。

1 事業の継続について

各社会福祉施設等においては、これまでも感染拡大防止対策を徹底の上、サービス提供を継続いただいております。今後も引き続き適切な感染防止対策を講じ、必要なサービスが提供されるようお願いいたします。

2 感染防止対策の徹底とご留意いただく事項

本県では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部として、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日厚生労働省事務連絡)の内容を整理し、「感染拡大防止対策」及び「感染症が疑われる者が発生した場合の対応」(令和2年4月10日付け福子総第1020号通知、5月26日改訂)をお示ししてきましたが、このたび、別紙のとおり改訂いたしましたので通知します。

国による緊急事態宣言は解除されるとともに、県対処方針も前述のとおり改訂されましたが、引き続き、県内においては、社会福祉施設等で感染疑い者の発生が報告されています。感染拡大を最小限にとどめるためには、当面、この対策の徹底が大変重要であり、この通知の内容に基づき、職員、関係者等に改めて周知徹底を図り、感染拡大防止対策に万全を期すようお願いいたします。

また、感染が疑われる者が発生した場合には、必要な支援にもつながりますので、保健所や事業所指定権者に報告・相談し、その時点での指示を仰ぐことを徹底してください。

なお、今後の状況により、この「感染拡大防止対策」及び「感染症が疑われる者が発生した場合の対応」の内容を修正する場合がありますので、随時お送りす

る事務連絡等にもご注意いただくよう、引き続きお願いします。

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

障害福祉情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 1. 神奈川県からのお知らせ

→ 1-2 新型コロナウイルスに関するお知らせ

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=192&topid=1

問合せ先

福祉部高齢福祉課

福祉施設グループ 電話 045-210-4851

保健・居住施設グループ 電話 045-210-4856

在宅サービスグループ 電話 045-210-4840

福祉部障害サービス課

運営指導グループ 電話 045-210-4705

事業支援グループ 電話 045-210-4717

福祉施設グループ 電話 045-285-0738

社会福祉施設等(入所施設・居住系サービス)における感染拡大防止対策

職員等の対応

コロナウイルスの施設内への持込防止を徹底するために

- ・ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康状態に留意する。
- ・ 職員間での情報共有を密にし、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進する。
- ・ 面会者、委託業者等、職員等と接触する可能性がある者は、感染経路を断つことが重要。
- ・ 外部からウイルスが入り込むことを防ぐため、以下の取組を最低限行う。(マスク着用・咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等)
- ・ 併設の事業所等がある場合には事業所間の情報共有を密にする。地域において緊急事態宣言が出されているか否か、居住自治体情報等を予防に踏まえて取組む。

【職員※】

- ・ 職場外でも、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底。
- ・ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合は外出や出勤しないことを徹底。
- ・ 少なくとも次のいずれかに該当する場合には、すぐにかかりつけ医又は「帰国者・接触者相談センター」※に相談する。
 - 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を過去に用いている方、妊婦については、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ※ 帰国者・接触者相談センターは、県内8箇所の保健福祉事務所・センター(電話:045-285-1015 24時間対応)のほか、保健所設置市に設置されている。
- ・ 該当職員については管理者に報告。確実な把握を行う。
- ・ 就業時には必ずマスクを着用し、エタノール消毒液による手指消毒等を徹底する。また、マスクを外して飲食する場合、他の職員と一定の距離を保つこと。
- ・ 基礎疾患を有する又は妊娠中の職員は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。
- ・ 無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあることから、人と人との距離をとること(社会的距離: Social distancing)、外出の際のマスク着用、咳エチケット、石鹸による手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけること。
- ・ 感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、施設の感染拡大の防止のため、保健所の指示に従う。

※ 直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職員、調理員、送迎職員等すべての職員、ボランティアを含む。

【面会者】

- ・ 面会は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として制限すること。オンライン面会等の活用等の工夫をすることも検討する。
- ・ ただし、コロナ感染以外の看取り等、緊急やむを得ない場合は、面会者と利用者の動線を完全に分離する等の対策をとった上で実施する。
- ・ 面会を行う場合は、検温やマスクの着用、手指消毒など感染防止対策をとった上で、面会者の氏名、来訪日時、連絡先について記録する。
- ・ 発熱等が認められる場合は面会を断る。

【委託業者等】

- ・ 物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行う。
- ・ 施設内には原則として立ち入らせない。やむを得ず立ち入る場合はマスク、使い捨て手袋の着用、体温の計測を義務付け、出入りした者の氏名、来訪日時、連絡先について記録する。発熱が認められる場合は立入を断る。

社会福祉施設等(入所施設・居住系サービス)における感染拡大防止対策

利用者への対応

- 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認等を行うこと等により、日頃から健康の状態や変化の有無等に留意する。
- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにかかりつけ医又は「帰国者・接触者相談センター」※へ電話連絡し、指示を受ける。
 - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・重篤化しやすい高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を過去に用いている方については、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ※ 帰国者・接触者相談センターは、県内8箇所の保健福祉事務所・センター(電話:045-285-1015 24時間対応)のほか、保健所設置市に設置されている。
- 感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、施設の感染拡大の防止のため、保健所の指示に従う。
- 症状が継続している場合や、診断結果の確定までの間については「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル(改訂版)」も参考にしつつ、感染拡大に留意。

【具体的対応】

- ・ 疑いがある利用者を原則個室に移す。
- ・ 個室が足りない場合は同じ症状の人を同室とし、マスクの着用、ベッド間隔を2m以上空ける等の対応が必要。
- ・ 疑いがある利用者にケアや処置をする場合は、職員は使い捨てガウン、ゴーグル、サージカルマスク着用。
- ・ 疑いがある利用者は個室に移し、居室内での生活とする。やむを得ず居室を出る場合は時間帯を分け、症状のない利用者との接触を遮断し、居室の出入りに際しマスクの着用や手指消毒を十分に行うなどゾーニングを徹底することが必要。
- ・ 担当する職員についても疑いがある利用者とその他の利用者の介護等を担当する職員を分けることを徹底。
- ・ 利用者の外出は短時間の散歩など最小限にとどめる。
- ・ その他共有スペースで実施するリハ等サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日厚生労働省発事務連絡)に従い対応すること。

※ その他

新型コロナウイルス感染症への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づき柔軟な取扱いが可能であるため留意すること。

※ 詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」をご参照ください。

社会福祉施設等(通所・短期入所・訪問系サービス)における感染拡大防止対策

職員等への対応

コロナウイルスの施設内への持込防止を徹底するために

- ・ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進する。
- ・ 外部からウイルスが入り込むことを防ぐため、以下の取組を最低限行う。(マスク着用・咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等)
- ・ 併設の障害福祉サービス事業所等がある場合には、事業所間の情報共有を密にする。地域における状況(緊急事態宣言が出されているか否かや、居住する自治体の情報を参考にすること)を踏まえて、予防に取組むこと。

【職員*】

- ・ 職場外でも換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底。
- ・ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合は外出や出勤しないことを徹底。
- ・ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにかかりつけ医又は「帰国者・接触者相談センター」※に相談する。
 - 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方については、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ※ 帰国者・接触者相談センターは、県内8箇所の保健福祉事務所・センター(電話:045-285-1015 24時間対応)のほか、保健所設置市に設置されている。
- ・ 該当職員については管理者に報告。確実な把握を行う。
- ・ 就業時には必ずマスクを着用し、エタノール消毒液による手指消毒等を徹底する。マスクを外して飲食する場合、他の職員と一定の距離を保つこと。
- ・ 基礎疾患を有する又は妊娠中の職員は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。
- ・ 無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあることから、人と人との距離をとること(社会的距離: Social distancing)、外出の際のマスク着用、咳エチケット、石鹸による手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけること。
- ・ 感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、事業所の感染拡大防止のため、保健所の指示に従う。

※ 直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職、調理員、送迎職員等すべての職員、ボランティアを含む。

【委託業者等】

- ・ 物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行う。
- ・ 施設内には原則として立ち入らせない。やむを得ず立ち入る場合はマスク、使い捨て手袋の着用、体温の計測を義務付け、出入りした者の氏名、来訪日時、連絡先について記録する。なお、発熱が認められる場合は立入を断る。

※詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」をご参照ください。

社会福祉施設等(通所・短期入所・訪問系サービス)における感染拡大防止対策

利用者への対応

- 送迎又は訪問でのサービス提供前に必ず利用者本人・家族が職員と接触前に体温を計測する。
また、家族による検温に問題なかった場合も職員が改めて体温を計測する。
- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合は利用を断るとともに、かかりつけ医又は帰国者・接触者相談センター※へ相談を促す。
 - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ※ 帰国者・接触者相談センターは、県内8箇所の保健福祉事務所・センター(電話:045-285-1015 24時間対応)のほか、保健所設置市に設置されている。
- 発熱により利用を断った利用者については、利用者を担当する主治医、支給決定市町村、相談支援事業所等に情報提供を行う。
(情報 提供を受けた相談支援事業所等は必要に応じ、居宅介護等の提供の検討を行う)
- 感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、事業所の感染拡大防止のため、保健所の指示に従う。

【具体的な対応】

- 通所・短期入所サービスについては、感染拡大防止の観点から、「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」)を避ける必要があり、
 - ・可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、
 - ・定期的な換気、
 - ・互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、
 - ・声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用 が必要。
- 濃厚接触が疑われる方とその他の利用者は、訪問系サービスについては、可能な限り担当職員を分けての対応や最後に訪問する等の対応が必要。
- その他、共有スペースで実施するリハ等サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日 厚生労働省発事務連絡)に従い対応すること。

その他

新型コロナウイルス感染症への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づき柔軟な取扱いが可能であるため留意すること。

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応(入所施設)

※ 協力医療機関へ相談・保健所等の指示に従うこと

疑われる者が発生した場合速やかに

情報共有・ 報告

- ・ 症状等から感染が疑われると思われる場合は、協力医療機関等又は「帰国者・接触者相談センター」※に電話連絡・指示を受ける
 - ・ 施設長等へ報告し、施設内で情報共有する（法人内で複数の施設、事業所に勤務している者等がいる場合は特に注意が必要。）
 - ・ 保健所等の指示に従い、入所者等の濃厚接触者の特定に協力する
 - ・ 感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、施設の感染拡大防止のため保健所に報告し、指示に従う。
 - ・ 指定権者へ報告する（衛生用品等の支援の必要性を含む）・ 利用者家族等へ報告する
- ※ 帰国者・接触者相談センターは、県内8箇所の保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。

消毒・ 清掃等

- 感染が疑われる方の居室や利用した共有スペース、濃厚接触したと思われる他の利用者及び職員が活動するすべてのスペースをゾーニングし消毒・清掃する。
- 【手順】
- ・ 手袋、ゴーグル、エプロン等を着用（使用後廃棄もしくは消毒措置を実施）し、消毒用エタノール等で清拭、又は次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、湿式清掃し乾燥
 - ・ 保健所等の指示に従う

濃厚接触が 疑われる 利用者・ 職員の特定

- 【考え方】
施設の入所者すべてが感染が疑われるため、感染者と同様の対応が必要であるが、特に、
- ・ 同室又は長時間の接触
 - ・ 適切な感染の防護無しに診察、看護、介護を行った
 - ・ 気道分泌液若しくは体液、排泄物等直接接触した可能性が高い 等に該当する者については特段の注意を要する。

※詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応(入所施設)

※協力医療機関へ相談・保健所等の指示に従うこと

新型コロナ感染が疑われる者・濃厚接触が疑われる者への対応

※県では、濃厚接触者等になった介護職員、支援が必要な障がい者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知

利用者の場合

【診断結果の確定まで】

- ・ 感染者との最終接触から14日間健康観察を行うことが原則。詳細な期間や対応については保健所の指示に従う。
- ・ 原則個室に移し、居室内で生活を完結する。不可能な場合には、感染が疑われる者（当該者と濃厚接触した者も含む）とそれ以外の利用者と時間や使用スペースを明確に区分けし、対応する。
- ・ 感染が疑われる者・濃厚接触者とそれ以外の利用者に対応する職員を明確に区分し対応する。
- ・ 居室・共有スペース等の換気、消毒を行う。（職員は手袋・マスク・ゴーグル・エプロン等を使用（代用品可）し、使用後は廃棄もしくは消毒措置を行う。）
- ・ ケアの開始時と終了時に、液体石鹸と流水による手洗い又は消毒用エタノールによる手指消毒を徹底する。
- ・ 急激な体調悪化の可能性があるため、頻回による体調チェック（検温、血圧、呼吸様態、酸素飽和度等）が必要である。

職員の場合

・ 保健所等により濃厚接触者とされた職員は、感染者との最終接触から14日間健康観察を行うことが原則となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従う。

風邪症状、発熱、のどの痛み、強い倦怠感等の症状ある場合

→ ・ 自宅待機の上、保健所の指示に従う。

症状がない場合

- ・ 所定の期間については感染が疑われるため、自宅に待機する。
- ・ 職場復帰時期については、保健所と相談のうえ、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。
 - ・ その他、過去の行動記録を確認し、濃厚接触者を確認

その他

- ・ 濃厚接触者の調査の結果等により、ケアを保障するための人員が不足することが見込まれる場合、同一法人の障害福祉サービス事業所等からの応援も含め、速やかに職員の確保等の対応を検討する。

※詳細は厚生労働省からの通知をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応(通所・短期入所施設等)

※保健所等の指示に従うこと

疑われる者が発生した場合速やかに

情報共有・ 報告

- ・ 症状等から感染が疑われる場合は、かかりつけ医又は「帰国者・接触者相談センター」※に電話連絡・指示を受ける。
- ・ 管理者等へ報告し、休業・一部停止について施設内で情報共有する。(法人内で複数の施設、事業所に勤務している者等がいる場合は特に注意が必要)
- ・ 利用者(感染が疑われる者)の主治医・支給決定市町村・相談支援事業所等に連絡し情報を共有する。
- ・ 利用者(感染が疑われる者以外)の主治医、支給決定市町村等に連絡し、代替サービスを検討する。
- ・ 感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、事業所の感染拡大の防止のため、保健所に報告し、指示に従う。
- ・ 指定権者に連絡する。(衛生物資等の支援の必要性を含む。)

※ 帰国者・接触者相談センターは、県内8箇所の保健福祉事務所・センター(電話:045-285-1015 24時間対応)のほか、保健所設置市に設置されている。

消毒・ 清掃等

感染が疑われる方が利用した部屋や車両等を中心に施設すべてについて清掃

【手順】

- ・ 手袋、ゴーグル、エプロン等を着用し、消毒用エタノール等で清拭、又は次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、湿式清掃し乾燥

濃厚接触が 疑われる 利用者・ 職員の特定

【考え方】

感染が疑われる者に対し

- ・ 長時間の接触
- ・ 適切な感染の防護無しに介護
- ・ 気道分泌液、若しくは体液、排泄物等直接接触した可能性が高いに該当する者については特段の注意を要する。

※詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応(通所・短期入所施設等)

※保健所等の指示に従うこと

感染が疑われる者・濃厚接触が疑われる者への対応

※県では、濃厚接触者等になった介護職員、支援が必要な障がい者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知

利用者の場合

【診断結果の確定まで】

- ・ 自宅待機を行い、保健所等の指示に従う。
- ・ 短期入所等ショートステイのサービス利用中に感染の疑いが発生した場合は自宅帰宅せず施設内で隔離等の感染防止を徹底した上でサービス提供を継続する。(家族・利用者に事前に説明する。具体的なサービス提供の方法は入所施設に準じる。)
- ・ 利用中止により入浴等生活に必要なサービスが滞る場合、必要に応じて支給決定市町村、相談支援事業所等との連携により介護職員等の感染防止策を徹底したうえで居宅介護等、自宅待機の場合に生活に必要なサービスを確保する。

※ 発症者と異なり「感染が疑われる者」については、通所事業所等の休止により自宅待機等を求められ、入浴等の機会が失われることのないよう支給決定市町村等との連携により介護職員等の感染防止策を徹底したうえで居宅介護等、生活に必要なサービスを適宜確保する。

特に独居者については、引き続き在宅継続することから食事・排せつ支援等の生命維持に必要な最低限必要なサービス提供を行う。

職員の場合

- ・ 保健所等により濃厚接触者とされた職員は、感染者との最終接触から14日間健康観察を行うことが原則となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従う。

○ 風邪症状、発熱、のどの痛み、強い倦怠感等の症状ある場合

→ 出勤は行わず、自宅待機の上、保健所の指示に従う。

○ 症状がない場合

- ・ 保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。
- ・ 職場復帰時期については、保健所と相談のうえ、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

特に同居者に感染を疑う症状がある場合

- ・ 所定の期間については感染が疑われるため、自宅に待機する。

※詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の事業所の対応（訪問・居宅介護事業所等）

疑われる者が発生した場合速やかに

※保健所等の指示に従うこと

情報共有・
報告

- ・ 症状等から感染が疑われると思われる場合は、かかりつけ医又は「帰国者・接触者相談センター」※に電話連絡・指示を受ける。
 - ・ 管理者等へ報告し、事業所内で情報共有する
 - ・ 指定権者へ報告する（衛生用品等の支援の必要性を含む）
 - ・ 感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、事業所の感染拡大の防止のため、保健所に報告し、指示に従う。
 - ・ 利用者の主治医・支給決定市町村へ報告する
- ※ 帰国者・接触者相談センターは、県内8箇所の保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。

新型コロナ感染が疑われる者・濃厚接触が疑われる者への対応

※県では、濃厚接触者等になった介護職員、支援が必要な障がい者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知

利用者の場合

【診断結果の確定まで】

- ・ 報告を受けた支給決定市町村、相談支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する
- ・ 介護ヘルパー等の感染防止策を徹底したうえで必要なサービスの提供を行う。
- ・ 特に独居障害者等、喫緊のサービス提供が必要な利用者については他の居宅介護等事業者にサービスの提供等を必要に応じ依頼する。

職員の場合

【風邪症状、発熱、のどの痛み、強い倦怠感等症状がある場合】

- ・ 自宅待機の上、保健所の指示に従う。

【症状がない場合】

- ・ 保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。
- ・ 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

特に同居者に感染を疑う症状がある場合
・ 所定の期間については感染が疑われるため、自宅に待機する。

※詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の事業所の対応（訪問・居宅介護事業所等）

訪問・居宅介護の必要性が認められ
サービスを提供する場合

※保健所等の指示に従うこと

- ・ 基礎疾患を有する方・妊婦等は重篤化のおそれが高いため、勤務上の配慮を行う
- ・ 事業所内のマスク着用

サービス提供時の
留意点

- ・ 介護ヘルパー等の感染防止のためサービス提供前後の手洗い・うがい、マスク・エプロン・使い捨て手袋（飛沫感染リスクが高い場合は必要に応じゴーグル等）の着用の徹底等の実施
- ・ 濃厚接触が疑われる方とその他の利用者は、可能な限り担当職員を分ける又は最後に訪問
- ・ 訪問時間の短縮
- ・ 長時間の見守り時は利用者との距離を保つ
- ・ 訪問時の換気徹底
- ・ 利用者が利用する体温計等は消毒用エタノールで都度清拭する。
- ・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため勤務上の配慮が必要になる。
- ・ 衛生物品等、必要な支援について指定権者に相談する。

※詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定

令和2年5月25日改定

令和2年6月18日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に4月7日に出された緊急事態宣言は5月25日に解除された。県は、感染の拡大防止と社会・経済活動の維持の両立を図るため、同日、国が示した基本的対処方針を踏まえ、当面、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況や神奈川警戒アラートの指標の動向については、「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策が見える化できるよ

う、「感染防止対策取組書」の仕組みを運用する。

- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を運用する。

(3) イベント自粛の段階的な解除（別紙）

- 6月19日午前0時をもって、屋内・屋外ともに1,000人以下のイベントについて自粛の要請を解除する。ただし、屋内で行うイベントについては、収容定員に対する参加人数の割合を半分以内とするように求める。

なお、1,000人を超えるイベントの自粛の要請の解除については、別紙に沿って、段階的に解除を検討する。

- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元バーコードを掲示するよう周知する。

なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大（2波）に向けた対応

ア モニタリングと神奈川警戒アラートの発出（別紙）

- 県は感染拡大（2波）に備え、モニタリング指標等に基づくモニタリングを継続する。
- モニタリング指標が、神奈川警戒アラートの発動基準に達した場合は、医療の状況や監視体制などを含め、専門家の意見を聞き、神奈川警戒アラートの発動を判断する。
- 神奈川警戒アラートを発動した場合は、県民に外出自粛を要請するとともに、事業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。

イ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 再び、本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、改めて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。

- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・スマートアンプ法の導入による PCR 検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液

などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 5月25日改定の本方針で定めた次の要請について、6月19日午前0時をもって解除する。
 - ・ 県民への繁華街の接待を伴う飲食店など、クラスター歴のあるような場所の利用の自粛
 - ・ 県民への帰省や旅行など、県域を越えた移動の自粛
 - ・ 遊興施設等への午後10時までの営業時間の短縮
- 4月7日制定、5月5日最終改定の「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」は、緊急事態宣言解除に伴い5月25日をもって廃止する。
- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。

緊急事態宣言解除後の再警戒の指標

| モニタリング指標 | | 神奈川警戒アラートの発動基準 |
|----------|---|--------------------------------|
| 感染の状況 | 神奈川県のお当たりの感染者数 (医療・福祉施設クラスターを除く)増加率：K値 | 4日連続で予想曲線から外れ、上向きのお角度で上昇を続けた場合 |
| | 新規陽性患者数 (医療・福祉施設クラスターを除く1週平均) | 10人 |
| | 感染経路不明 (医療・福祉施設クラスターを除く1週平均) | 新規陽性患者数が10人以上の時、50%以上 |
| 医療の状況 | 重症患者数 | |
| | 中等症患者数 | |
| | 医療者に感染が発生している病院数、施設でのクラスター発生数 | |
| 監視体制 | 神奈川県と東京都のお当たりの感染者数増加率：K値、検査の陽性率、LINE発熱傾向、実効再生産数 | |

緊急事態宣言解除後のイベントの開催について

| 時期 | | 収容率 | 人数上限 |
|--------------------------------------|----|-------|-------|
| 小規模イベントについて 自粛要請の解除 (5月27日～) | 屋内 | 50%以内 | 100人 |
| | 屋外 | 十分な間隔 | 200人 |
| 中規模イベントについて 自粛要請の解除 (6月19日～) | 屋内 | 50%以内 | 1000人 |
| | 屋外 | 十分な間隔 | 1000人 |
| 大規模イベントについて 自粛要請の解除 (7月10日を目途) | 屋内 | 50%以内 | 5000人 |
| | 屋外 | 十分な間隔 | 5000人 |
| (8月1日を目途) | 屋内 | 50%以内 | 上限なし |
| | 屋外 | 十分な間隔 | 上限なし |

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。

※ その他、コンサート、展示会、プロスポーツ、お祭り・野外フェス等のイベント開催については、国の考え方に準じる。

令和2年5月26日

記者発表資料

介護者がコロナ入院で不在となった在宅の高齢者・障がい者を受け入れる専用入所施設の設置、及び福祉施設の感染発生時の応援職員派遣事業の開始について

新型コロナウイルス感染症について、県では地域との連携・協力のもと、感染拡大に対応し医療崩壊を防ぐための現場起点の医療体制「神奈川モデル・ハイブリッド版」の整備を進めています。

こうした中で、家族が新型コロナウイルス感染症で入院し、介護者が不在となり、在宅で高齢者や障がい者の方が取り残された場合に備え、このたび本人が陰性の場合に受け入れる「短期入所協力施設」や、陽性・軽症でも福祉的ケアの割合が高く医療機関への入院が難しい場合に受け入れる、「ケア付き宿泊療養施設」を新たに設置します。

また、福祉施設で感染が発生し、職員の入院や自宅待機などにより福祉サービスの維持が困難となった場合に備え、状況に応じて他の施設から応援職員の派遣等を行う事業を開始しました。

現在、応援・協力が可能な施設や個人を募集しています。

(1) 専用の「短期入所協力施設」及び「ケア付き宿泊療養施設」について

ア 短期入所協力施設(陰性対応)【全5箇所設置予定】

(ア) 設置施設

- ・介護保険事業所3か所(横須賀三浦地域、湘南地域、県西地域)
- ・障害福祉事業所2か所(横須賀三浦地域、県西地域(県立中井やまゆり園))

(イ) 利用の流れ

在宅で介護者が新型コロナウイルス感染症で入院し、介護者が不在となり、介護を受けていた高齢者や障がい者の方の一時保護が必要とされる場合、まずご本人に迅速にPCR検査を行います。検査結果が陰性の場合、専用の短期入所協力施設に入所いただき、施設において福祉的ケアやサービスを提供します。

イ ケア付き宿泊療養施設(陽性対応)【全2箇所設置予定】

(ア) 設置施設

- ・秦野精華園
- ・県西地域

(イ) 利用の流れ

PCR検査の結果が陽性の場合、高齢者や障がい者は軽症であっても原則として重点医療機関や協力病院等の医療機関に入院いただきます。しかし、コロナが軽症または無症状で、かつ認知症や重度の知的障害等により福祉的ケアの比重が高く、医療機関への入院が難しい場合は、専用のケア付き宿泊療養施設に入所いただき、施設において感染症対策に配慮した上で、福祉的ケアやサービスを提供します。

(2) 福祉施設における応援職員派遣事業の開始について

ア 事業の概要

福祉施設において新型コロナウイルスの感染者が発生し、職員の入院や自宅待機などによって、施設本来の福祉サービスの維持が難しくなった場合、予め登録いただいていた「応援職員を派遣することが可能な施設」や「短期的に勤務ができる方」の名簿の中から、(福)神奈川県社会福祉協議会が支援希望施設とのマッチングを行い、職員を派遣したり、短期雇用できる人材を紹介します。

派遣などに必要となった旅費や新たに生じる雇用費等については、県が財政的支援を行います。

イ 職員を派遣可能な施設や短期勤務可能な方の登録先、職員派遣等の相談先

(福)神奈川県社会福祉協議会 総務企画部 企画調整・情報提供担当
(電話)045-311-1423

※事業の詳細、派遣可能施設の登録様式、個人の方の登録フォーム等は、

http://www.knsyk.jp/s/shiru/ouennbosyuu_corona.html

検索

ウ 登録状況等

令和2年5月18日から、応援・協力が可能な施設、個人の募集を開始しました。

5月25日現在、14施設、53名(施設、個人合計)の応援職員の登録をいただいています。多くの福祉施設、介護職員の皆様のご協力をお願いいたします。

問合せ先

(専用の短期入所協力施設及びケア付き専用宿泊療養施設・高齢者の受け入れについて)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

介護サービス担当課長 岡田 電話 045-210-4801

監査グループ 佐久間 電話 045-285-0237

(専用の短期入所協力施設及びケア付き専用宿泊療養施設・障がい者の受け入れについて)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

課長 高橋 電話 045-210-4702

福祉施設グループ 為田 電話 045-285-0738

(福祉施設における応援職員派遣事業について)

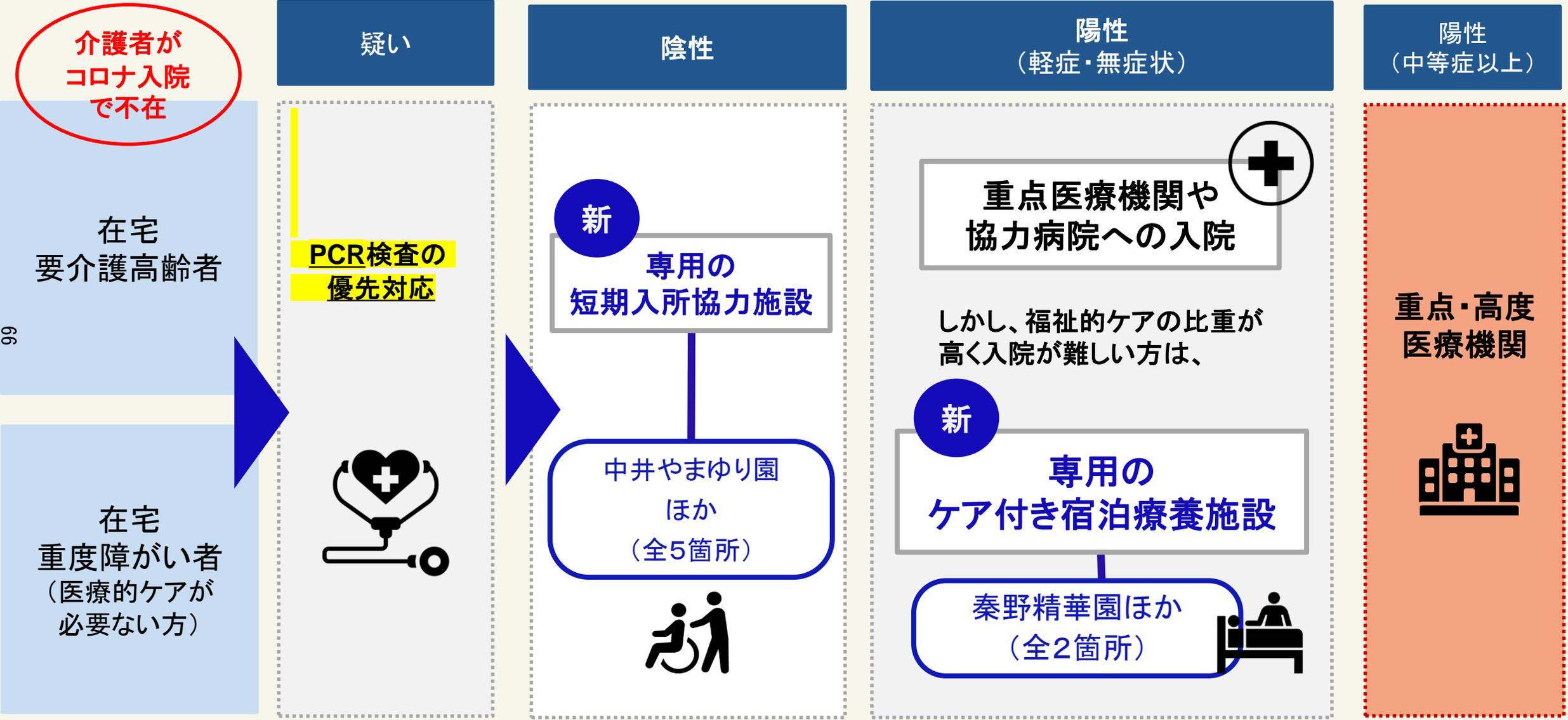
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

課長 長島 電話 045-210-4740

地域福祉グループ 細川 電話 045-210-4750

ともに生きる 新子

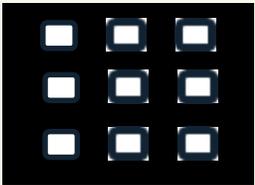
(1) 介護者がコロナ入院で不在となった在宅の高齢者・障がい者への対応



(2) 福祉施設でクラスター等が発生した場合の応援体制 (職員が感染し、福祉サービス提供が困難になった施設の応援)

C-CATの派遣

- ・ゾーニング
- ・感染防止対策
- ・資材提供 等



派遣可能施設



短期雇用候補者



応援職員

応援職員の派遣



クラスター発生施設等

非感染エリア



濃厚接触者等エリア



名簿作成・マッチング
(県社会福祉協議会)

追加の雇用費・旅費・宿泊費等の負担
(県)

障サ第 1245 号
令和 2 年 5 月 27 日

指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
指定障害児入所施設
指定障害児通所事業所

} 管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課長
(公印省略)

社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業（新型コロナウイルス対策）
の実施について（通知）

本県では、新型コロナウイルス対策として、標記事業を実施いたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会福祉施設等で職員の出勤が困難となった場合に、応援職員の派遣に要する旅費や宿泊費等を県が費用弁償するものです。

つきましては、本事業を活用する場合は、別添により必要書類をご提出ください。

なお、本事業については、国庫補助事業「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」により実施し、国の補助対象期間に基づき、4月1日から6月30日の応援派遣が対象となりますのでご承知おきください。

問合せ先
福祉施設グループ 為田
電話 045-285-0738

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う介護職員等の応援派遣に係る費用の請求について

本事業は、高齢者関係施設等及び障害者関係施設等に対して依頼した「新型コロナウイルスに係る社会福祉施設等への派遣職員の協力について（依頼）」（令和2年5月12日付け通知 地福第1118号）の別紙にある「【事業3】派遣旅費等に要する費用の実費負担」についての案内となります。

1 請求の対象

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、小学校等の臨時休業や社会福祉施設等^(※)で働く介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、社会福祉施設等で働く介護職員等の出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等^(※)から応援職員を派遣した際にかかる応援職員の旅費、宿泊費、及び新たに加入した損害保険料（人件費は対象外）。

※ 本事業は国庫補助事業により実施し、対象となる社会福祉施設等とは、社会福祉法の第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業及び介護保険サービスの事業所が対象です。

2 対象の期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日までの応援派遣

3 費用の請求等

※ 費用の請求は、派遣元施設からの請求となります。ただし、派遣実績の確認のため、応援派遣職員を受け入れた施設にも実績報告を提出していただきます。

(1) 応援派遣元施設等の請求

様式1及び別紙1に添付書類を添えて下記「6 送付先」へ提出してください。

※ 様式及び別紙については、派遣先の施設種別（高齢者関係施設、障害福祉サービス等事業所、保育所等及び児童福祉施設）で用紙が分かれています。

(2) 応援派遣職員の受入施設等の実績報告

様式2、別紙2を下記「6 送付先」へ提出してください。

※ 様式及び別紙については、受入施設種別（高齢者関係施設、障害福祉サービス等事業所、保育所等及び児童福祉施設）で用紙が分かれています。

4 提出方法

郵送

5 提出期限

令和2年7月15日（水）

※ 請求及び実績報告を提出する法人は、必ず次の送付先各課へ事前に連絡をしてください。派遣終了後、速やかに請求に係る書類等を提出してください。

6 送付先（問合せ先）

○ 高齢者関係施設

県高齢福祉課 企画グループ

TEL：045-210-4835

県高齢福祉課 福祉施設グループ

TEL：045-210-1111 内 4852

県高齢福祉課 保健・居住施設グループ

TEL：045-210-4856

県高齢福祉課 在宅サービスグループ

TEL：045-210-4824

いずれのグループもファクシミリ：045-210-8874

○ 障害福祉サービス等事業所

県障害サービス課 福祉施設グループ

TEL：045-285-0738

ファクシミリ：045-201-2051

○ 保育所等

（子育て短期支援事業について）

県次世代育成課 企画グループ

TEL：045-210-4690

ファクシミリ：045-210-8956

（放課後児童健全育成事業、乳児全戸家庭訪問事業、
養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業について）

県次世代育成課 人材グループ

TEL：045-210-4687

ファクシミリ：045-210-8956

（保育所、児童厚生施設、一時預かり事業について）

県次世代育成課 保育グループ

TEL：045-210-4680

ファクシミリ：045-210-8956

○ 児童福祉施設

県子ども家庭課 児童養護グループ

TEL：045-210-4655

ファクシミリ：045-210-8868

新型コロナウイルス感染に係る社会福祉施設等支援事業

本県として取り組む支援

【事業１】感染者等が発生した社会福祉施設等（以下「感染施設」という。）への派遣職員等の調整（マッチング）及び応援職員を派遣する施設等（以下「派遣元施設」という。）における代替職員等の調整（マッチング）

● 事業内容

感染施設へ職員の派遣可能な施設等を募り（派遣可能施設名簿を作成）、感染者対応等のために介護職等の人員が必要となる感染施設に対して、応援職員の派遣調整を行う。

また、短期雇用が可能な人材を募り（短期雇用候補者名簿を作成）、感染者対応等のために介護職等の人員が必要となる感染施設又は応援職員を派遣することに伴い人員が必要となる派遣元施設に対して、雇用職員の調整を行う。

※ 本事業における感染施設は、入所施設やグループホームなど利用者が生活の場としている施設等を対象としています。

※ 本事業は（福）神奈川県社会福祉協議会に委託し実施します。

名簿へ登録いただける施設・方におかれては、次により登録ください。

《感染施設への職員派遣可能施設の登録》

- 登録様式
様式1「派遣可能施設名簿登録書」
- 送付先
（福）神奈川県社会福祉協議会 総務企画部 企画調整・情報提供担当
- 送付方法
E-Mail : kikaku@knsyk.jp

《感染施設又は派遣元施設において勤務（雇用）可能な方の登録》

- 登録様式
様式2「短期雇用候補者名簿登録書」
- 送付先
（福）神奈川県社会福祉協議会 総務企画部 企画調整・情報提供担当
- 送付方法
E-Mail : kikaku@knsyk.jp

【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担

● 事業内容

次の場合に、人件費等の経費を県が実費負担する（上限額あり）。

- ・ 新型コロナウイルス感染者を抱えたことにより、感染施設において新たに職員を雇用した場合（感染施設で新たに勤務する雇用職員）
- ・ 感染施設への職員派遣を行うことにより、派遣元施設において新たに職員を雇用した場合（派遣元施設で新たに勤務する代替職員）
- ・ 感染施設において、感染施設に所属し、感染者の処遇に当たる職員が、自宅に帰れずホテル等で宿泊した場合（宿泊費の定額負担）

※ なお、本事業の詳細については、別途お知らせします。

【事業3】 派遣旅費等に要する費用の実費負担

● 事業内容

感染施設等に対して職員を派遣した場合、派遣職員に係る旅費、宿泊費及び損害保険料等について実費負担する。

（国庫補助事業「生活困窮者就労準備支援事業等補助金」により実施）

※ なお、本事業の詳細については、別途お知らせします。

令和2年3月までの計画相談実績

(別紙1)

都道府県名 神奈川県

- ※1 令和2年3月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）
- ※2 令和2年3月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。）
- ※3 令和2年3月末の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）
- ※4 令和2年3月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）
なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

| No. | 市区町村名 | 障害者総合支援法分 | | | | | 児童福祉法分 | | | | |
|-----|-------|----------------------|-----------------|------------|---------|-------------|--------------------|-----------------|------------|---------|-------------|
| | | 障害福祉サービス等受給者数 a (※1) | 計画作成済み人数 b (※2) | bのうちセルフプラン | セルフプラン率 | 達成率 b/a (%) | 障害児通所支援受給者数 c (※3) | 計画作成済み人数 d (※4) | dのうちセルフプラン | セルフプラン率 | 達成率 d/c (%) |
| | (合計) | 59,915 | 59,901 | 25,508 | 42.6% | 100.0% | 27,671 | 27,671 | 15,583 | 56.3% | 100.0% |
| 1 | 横浜市 | 23,642 | 23,642 | 11,736 | 49.6% | 100.0% | 10,679 | 10,679 | 7,459 | 69.8% | 100.0% |
| 2 | 川崎市 | 8,459 | 8,459 | 5,138 | 60.7% | 100.0% | 4,867 | 4,867 | 2,592 | 53.3% | 100.0% |
| 3 | 相模原市 | 5,668 | 5,666 | 1,801 | 31.8% | 100.0% | 2,577 | 2,577 | 1,212 | 47.0% | 100.0% |
| 4 | 横須賀市 | 2,534 | 2,534 | 885 | 34.9% | 100.0% | 866 | 866 | 164 | 18.9% | 100.0% |
| 5 | 平塚市 | 1,906 | 1,906 | 481 | 25.2% | 100.0% | 694 | 694 | 25 | 3.6% | 100.0% |
| 6 | 鎌倉市 | 1,134 | 1,134 | 91 | 8.0% | 100.0% | 353 | 353 | 12 | 3.4% | 100.0% |
| 7 | 藤沢市 | 3,368 | 3,368 | 2,061 | 61.2% | 100.0% | 1,290 | 1,290 | 1,038 | 80.5% | 100.0% |
| 8 | 小田原市 | 1,487 | 1,487 | 240 | 16.1% | 100.0% | 605 | 605 | 409 | 67.6% | 100.0% |
| 9 | 茅ヶ崎市 | 1,355 | 1,355 | 723 | 53.4% | 100.0% | 684 | 684 | 528 | 77.2% | 100.0% |
| 10 | 逗子市 | 377 | 377 | 1 | 0.3% | 100.0% | 137 | 137 | 0 | 0.0% | 100.0% |
| 11 | 三浦市 | 303 | 303 | 29 | 9.6% | 100.0% | 49 | 49 | 0 | 0.0% | 100.0% |
| 12 | 秦野市 | 1,283 | 1,283 | 310 | 24.2% | 100.0% | 577 | 577 | 285 | 49.4% | 100.0% |
| 13 | 厚木市 | 1,514 | 1,514 | 713 | 47.1% | 100.0% | 764 | 764 | 661 | 86.5% | 100.0% |
| 14 | 大和市 | 1,584 | 1,584 | 124 | 7.8% | 100.0% | 1,059 | 1,059 | 1 | 0.1% | 100.0% |
| 15 | 伊勢原市 | 833 | 833 | 7 | 0.8% | 100.0% | 493 | 493 | 4 | 0.8% | 100.0% |
| 16 | 海老名市 | 871 | 871 | 403 | 46.3% | 100.0% | 558 | 558 | 534 | 95.7% | 100.0% |
| 17 | 座間市 | 856 | 856 | 124 | 14.5% | 100.0% | 400 | 400 | 185 | 46.3% | 100.0% |
| 18 | 南足柄市 | 304 | 304 | 21 | 6.9% | 100.0% | 110 | 110 | 40 | 36.4% | 100.0% |
| 19 | 綾瀬市 | 481 | 481 | 131 | 27.2% | 100.0% | 213 | 213 | 51 | 23.9% | 100.0% |
| 20 | 葉山町 | 144 | 144 | 0 | 0.0% | 100.0% | 51 | 51 | 19 | 37.3% | 100.0% |
| 21 | 寒川町 | 334 | 323 | 129 | 39.9% | 96.7% | 140 | 140 | 118 | 84.3% | 100.0% |
| 22 | 大磯町 | 153 | 153 | 0 | 0.0% | 100.0% | 60 | 60 | 0 | 0.0% | 100.0% |
| 23 | 二宮町 | 177 | 177 | 16 | 9.0% | 100.0% | 60 | 60 | 1 | 1.7% | 100.0% |
| 24 | 中井町 | 65 | 65 | 19 | 29.2% | 100.0% | 20 | 20 | 13 | 65.0% | 100.0% |
| 25 | 大井町 | 100 | 100 | 23 | 23.0% | 100.0% | 44 | 44 | 24 | 54.5% | 100.0% |
| 26 | 松田町 | 99 | 99 | 3 | 3.0% | 100.0% | 27 | 27 | 12 | 44.4% | 100.0% |
| 27 | 山北町 | 81 | 81 | 4 | 4.9% | 100.0% | 21 | 21 | 3 | 14.3% | 100.0% |
| 28 | 開成町 | 104 | 104 | 23 | 22.1% | 100.0% | 75 | 75 | 46 | 61.3% | 100.0% |
| 29 | 箱根町 | 75 | 75 | 6 | 8.0% | 100.0% | 14 | 14 | 4 | 28.6% | 100.0% |
| 30 | 真鶴町 | 70 | 70 | 1 | 1.4% | 100.0% | 13 | 13 | 4 | 30.8% | 100.0% |
| 31 | 湯河原町 | 173 | 173 | 25 | 14.5% | 100.0% | 51 | 51 | 21 | 41.2% | 100.0% |
| 32 | 愛川町 | 356 | 355 | 239 | 67.3% | 99.7% | 118 | 118 | 118 | 100.0% | 100.0% |
| 33 | 清川村 | 25 | 25 | 1 | 4.0% | 100.0% | 2 | 2 | 0 | 0.0% | 100.0% |

サービス等利用計画案におけるモニタリング設定期間について

(別紙2)

都道府県名 神奈川県

- ※1 計画作成済み人数は、別紙1のb、dからセルフプランを除いた数と一致すること。
- ※2 モニタリング設定期間は支給決定の際に定めた期間とし、モニタリング期間が途中で変更になる場合は3月時点で判断する。
- ※3 ケアプランの者でモニタリング期間が把握できない者についてはその他へ計上すること。

| No. | 市区町村名 | 障害者総合支援法分 | | | | | | | | 児童福祉法分 | | | | | | | |
|-----|-------|--------------------------------|------------|-----|--------|-------|--------|-------|-------|--------------------------------|------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| | | 計画作成 済み人数 (セルフプラン 除く) | モニタリング設定期間 | | | | | | | 計画作成 済み人数 (セルフプラン 除く) | モニタリング設定期間 | | | | | | |
| | | | 毎月 | 2ヶ月 | 3ヶ月 | 4ヶ月 | 6ヶ月 | 12ヶ月 | その他 | | 毎月 | 2ヶ月 | 3ヶ月 | 4ヶ月 | 6ヶ月 | 12ヶ月 | その他 |
| | (合計) | 34,393 | 1,396 | 736 | 12,397 | 1,359 | 12,217 | 2,581 | 3,707 | 12,088 | 193 | 69 | 889 | 1,519 | 6,437 | 1,566 | 1,415 |
| 1 | 横浜市 | 11,906 | 672 | 443 | 6,569 | 222 | 2,132 | 399 | 1469 | 3,220 | 0 | 13 | 181 | 358 | 1,362 | 46 | 1260 |
| 2 | 川崎市 | 3,321 | 17 | 47 | 1,389 | 792 | 805 | 266 | 5 | 2,275 | 0 | 0 | 47 | 172 | 1,289 | 767 | 0 |
| 3 | 相模原市 | 3,865 | 222 | 113 | 650 | 55 | 2,408 | 278 | 139 | 1,365 | 57 | 15 | 148 | 11 | 1,077 | 0 | 57 |
| 4 | 横須賀市 | 1,649 | 32 | 2 | 757 | 0 | 623 | 56 | 179 | 702 | 21 | 0 | 115 | 0 | 566 | 0 | 0 |
| 5 | 平塚市 | 1,425 | 108 | 47 | 203 | 124 | 827 | 116 | 0 | 669 | 27 | 0 | 0 | 640 | 2 | 0 | 0 |
| 6 | 鎌倉市 | 1,043 | 46 | 27 | 371 | 67 | 439 | 27 | 66 | 341 | 1 | 6 | 61 | 30 | 243 | 0 | 0 |
| 7 | 藤沢市 | 1,307 | 40 | 4 | 232 | 0 | 246 | 21 | 764 | 252 | 9 | 4 | 115 | 13 | 49 | 0 | 62 |
| 8 | 小田原市 | 1,247 | 0 | 0 | 485 | 0 | 551 | 82 | 129 | 196 | 0 | 0 | 4 | 0 | 188 | 0 | 4 |
| 9 | 茅ヶ崎市 | 632 | 13 | 15 | 91 | 39 | 262 | 67 | 145 | 156 | 1 | 18 | 13 | 14 | 2 | 108 | 0 |
| 10 | 逗子市 | 376 | 0 | 0 | 25 | 3 | 246 | 25 | 77 | 137 | 0 | 0 | 61 | 0 | 70 | 0 | 6 |
| 11 | 三浦市 | 274 | 11 | 5 | 114 | 3 | 132 | 8 | 1 | 49 | 0 | 0 | 3 | 0 | 46 | 0 | 0 |
| 12 | 秦野市 | 973 | 87 | 6 | 169 | 22 | 493 | 156 | 40 | 292 | 36 | 1 | 18 | 175 | 51 | 2 | 9 |
| 13 | 厚木市 | 801 | 6 | 2 | 282 | 1 | 419 | 41 | 50 | 103 | 2 | 0 | 12 | 6 | 80 | 0 | 3 |
| 14 | 大和市 | 1,460 | 0 | 1 | 21 | 1 | 426 | 773 | 238 | 1,058 | 7 | 1 | 4 | 46 | 357 | 643 | 0 |
| 15 | 伊勢原市 | 826 | 26 | 5 | 391 | 14 | 328 | 26 | 36 | 489 | 16 | 2 | 32 | 45 | 394 | 0 | 0 |
| 16 | 海老名市 | 468 | 30 | 12 | 148 | 1 | 231 | 45 | 1 | 24 | 4 | 1 | 11 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 17 | 座間市 | 732 | 10 | 0 | 112 | 0 | 490 | 38 | 82 | 215 | 0 | 0 | 4 | 0 | 208 | 0 | 3 |
| 18 | 南足柄市 | 283 | 34 | 2 | 43 | 0 | 150 | 16 | 38 | 70 | 6 | 0 | 13 | 0 | 49 | 0 | 2 |
| 19 | 綾瀬市 | 350 | 18 | 3 | 51 | 3 | 231 | 36 | 8 | 162 | 4 | 7 | 8 | 7 | 136 | 0 | 0 |
| 20 | 葉山町 | 144 | 7 | 0 | 27 | 0 | 101 | 9 | 0 | 32 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 | 0 | 0 |
| 21 | 寒川町 | 194 | 3 | 0 | 24 | 0 | 125 | 23 | 19 | 22 | 0 | 1 | 5 | 0 | 12 | 0 | 4 |
| 22 | 大磯町 | 153 | 0 | 0 | 8 | 3 | 34 | 15 | 93 | 60 | 0 | 0 | 9 | 0 | 46 | 0 | 5 |
| 23 | 二宮町 | 161 | 3 | 1 | 9 | 7 | 43 | 5 | 93 | 59 | 0 | 0 | 7 | 1 | 51 | 0 | 0 |
| 24 | 中井町 | 46 | 1 | 0 | 10 | 1 | 28 | 4 | 2 | 7 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| 25 | 大井町 | 77 | 2 | 0 | 35 | 1 | 37 | 1 | 1 | 20 | 0 | 0 | 3 | 0 | 17 | 0 | 0 |
| 26 | 松田町 | 96 | 0 | 0 | 25 | 0 | 57 | 5 | 9 | 15 | 0 | 0 | 3 | 1 | 11 | 0 | 0 |
| 27 | 山北町 | 77 | 4 | 0 | 18 | 0 | 41 | 14 | 0 | 18 | 1 | 0 | 1 | 0 | 16 | 0 | 0 |
| 28 | 開成町 | 81 | 3 | 1 | 23 | 0 | 39 | 9 | 6 | 29 | 1 | 0 | 0 | 0 | 28 | 0 | 0 |
| 29 | 箱根町 | 69 | 0 | 0 | 18 | 0 | 48 | 0 | 3 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 |
| 30 | 真鶴町 | 69 | 1 | 0 | 20 | 0 | 45 | 0 | 3 | 9 | 0 | 0 | 6 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| 31 | 湯河原町 | 148 | 0 | 0 | 32 | 0 | 92 | 13 | 11 | 30 | 0 | 0 | 3 | 0 | 27 | 0 | 0 |
| 32 | 愛川町 | 116 | 0 | 0 | 38 | 0 | 71 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 33 | 清川村 | 24 | 0 | 0 | 7 | 0 | 17 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |

セルフプランに関するアンケート

(別紙3)

※県独自調査

問 セルフプランにおける障害種別を把握するため、障害種別ごとに件数（内訳）を回答ください。
 ※ 重複障がいのある方は、主たる障害種別を回答してください（複数回答不可）。

| No. | 市区町村名 | 障害者総合支援法分 | | | | | | | 児童福祉法分 | | | | | | |
|-----|-------|-----------|----------------------|-------|--------------------|-------|------|---------------|--------|----------------------|-------|--------------------|-------|------|---------------|
| | | セルフプラン | 問 障害種別ごとに件数を回答してください | | | | | | セルフプラン | 問 障害種別ごとに件数を回答してください | | | | | |
| | | | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい (発達障がい除く) | 発達障がい | その他 | 不明 (未確認含む) | | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい (発達障がい除く) | 発達障がい | その他 | 不明 (未確認含む) |
| | (合計) | 20,370 | 4,478 | 6,735 | 7,209 | 237 | 280 | 1,431 | 12,991 | 769 | 6,443 | 352 | 3,935 | 476 | 1,016 |
| | (構成比) | 100.0% | 22.0% | 33.1% | 35.4% | 1.2% | 1.4% | 7.0% | 100.0% | 5.9% | 49.6% | 2.7% | 30.3% | 3.7% | 7.8% |
| 1 | 横浜市 | 11,736 | 2,673 | 4,130 | 4,265 | 70 | 61 | 537 | 7,459 | 540 | 3,755 | 85 | 3,074 | 5 | 0 |
| 2 | 川崎市 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 3 | 相模原市 | 1,801 | 508 | 352 | 843 | 73 | 25 | 0 | 1,212 | 73 | 456 | 164 | 489 | 11 | 19 |
| 4 | 横須賀市 | 885 | 121 | 393 | 367 | 0 | 4 | 0 | 164 | 3 | 132 | 27 | 0 | 2 | 0 |
| 5 | 平塚市 | 481 | 103 | 176 | 115 | 0 | 2 | 85 | 25 | 6 | 3 | 16 | 0 | 0 | 0 |
| 6 | 鎌倉市 | 91 | 11 | 15 | 64 | 1 | 0 | 0 | 12 | 1 | 7 | 1 | 3 | 0 | 0 |
| 7 | 藤沢市 | 2,061 | 378 | 653 | 857 | 不明 | 173 | 0 | 1,038 | 84 | 495 | 23 | 不明 | 436 | 0 |
| 8 | 小田原市 | 240 | 74 | 82 | 82 | 0 | 2 | 0 | 409 | 10 | 314 | 0 | 0 | 1 | 84 |
| 9 | 茅ヶ崎市 | 723 | 91 | 226 | 0 | 0 | 0 | 406 | 528 | 19 | 179 | 0 | 0 | 0 | 330 |
| 10 | 逗子市 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 11 | 三浦市 | 29 | 13 | 12 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 12 | 秦野市 | 310 | 77 | 132 | 88 | 12 | 1 | 0 | 285 | 3 | 138 | 2 | 142 | 0 | 0 |
| 13 | 厚木市 | 713 | 186 | 254 | 196 | 77 | 0 | 0 | 661 | 0 | 661 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 14 | 大和市 | 124 | 45 | 41 | 38 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 15 | 伊勢原市 | 7 | 2 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 16 | 海老名市 | 403 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 403 | 534 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 534 |
| 17 | 座間市 | 124 | 21 | 32 | 69 | 0 | 2 | 0 | 185 | 4 | 54 | 2 | 125 | 0 | 0 |
| 18 | 南足柄市 | 21 | 7 | 4 | 10 | 0 | 0 | 0 | 40 | 0 | 12 | 28 | 0 | 0 | 0 |
| 19 | 綾瀬市 | 131 | 44 | 49 | 37 | 0 | 1 | 0 | 51 | 1 | 8 | 0 | 0 | 21 | 21 |
| 20 | 葉山町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 |
| 21 | 寒川町 | 129 | 28 | 34 | 59 | 0 | 8 | 0 | 118 | 19 | 55 | 1 | 43 | 0 | 0 |
| 22 | 大磯町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 23 | 二宮町 | 16 | 6 | 3 | 7 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 24 | 中井町 | 19 | 8 | 6 | 2 | 3 | 0 | 0 | 13 | 0 | 4 | 0 | 9 | 0 | 0 |
| 25 | 大井町 | 23 | 5 | 7 | 11 | 0 | 0 | 0 | 24 | 3 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 26 | 松田町 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 27 | 山北町 | 4 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 28 | 開成町 | 23 | 3 | 11 | 9 | 0 | 0 | 0 | 46 | 0 | 11 | 0 | 35 | 0 | 0 |
| 29 | 箱根町 | 6 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 30 | 真鶴町 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 31 | 湯河原町 | 25 | 6 | 5 | 14 | 0 | 0 | 0 | 21 | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 32 | 愛川町 | 239 | 62 | 112 | 64 | 1 | 0 | 0 | 118 | 2 | 100 | 3 | 13 | 0 | 0 |
| 33 | 清川村 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

令和2年3月までの計画相談実績調査結果【相談支援専門員の実人数】

2 市町村の指定特定(障害児)相談支援事業所における相談支援専門員の実人数(令和2年4月1日現在)

| No. | 市町村名 | 計画相談支援のみ指定を受けている事業所 | | | | | | 計画相談支援と障害児相談支援の指定をあわせて受けている事業所 | | | | | | 合計 | |
|-----|------|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| | | 専従 | 前回比 | 兼務 | 前回比 | 小計 | 前回比 | 専従 | 前回比 | 兼務 | 前回比 | 小計 | 前回比 | 前回比 | |
| 1 | 横浜市 | 66 | +1 | 334 | +17 | 400 | +18 | 54 | +5 | 158 | +21 | 212 | +26 | 612 | +44 |
| 2 | 川崎市 | 5 | +2 | 70 | +5 | 75 | +7 | 13 | +4 | 141 | +8 | 154 | +12 | 229 | +19 |
| 3 | 相模原市 | 24 | 0 | 66 | +9 | 90 | +9 | 15 | +4 | 18 | -8 | 33 | -4 | 123 | +5 |
| 4 | 横須賀市 | 6 | -2 | 6 | -2 | 12 | -4 | 27 | +7 | 13 | +3 | 40 | +10 | 52 | +6 |
| 5 | 平塚市 | 0 | 0 | 9 | +2 | 9 | +2 | 9 | +6 | 28 | -4 | 37 | +2 | 46 | +4 |
| 6 | 鎌倉市 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 13 | 0 | 19 | 0 | 32 | 0 | 34 | 0 |
| 7 | 藤沢市 | 5 | -8 | 39 | +9 | 44 | +1 | 8 | +6 | 6 | 0 | 14 | +6 | 58 | +7 |
| 8 | 小田原市 | 5 | +1 | 8 | +1 | 13 | +2 | 9 | -4 | 18 | +3 | 27 | -1 | 40 | +1 |
| 9 | 茅ヶ崎市 | 5 | +1 | 3 | 0 | 8 | +1 | 2 | +2 | 10 | -1 | 12 | +1 | 20 | +2 |
| 10 | 逗子市 | 1 | 0 | 4 | +2 | 5 | +2 | 1 | 0 | 14 | -1 | 15 | -1 | 20 | +1 |
| 11 | 三浦市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | -1 | 3 | +1 | 9 | 0 | 9 | 0 |
| 12 | 秦野市 | 3 | 0 | 7 | 0 | 10 | 0 | 13 | 0 | 16 | +1 | 29 | +1 | 39 | +1 |
| 13 | 厚木市 | 7 | +5 | 18 | +2 | 25 | +7 | 3 | +2 | 13 | 0 | 16 | +2 | 41 | +9 |
| 14 | 大和市 | 1 | -4 | 8 | +5 | 9 | +1 | 7 | -8 | 20 | +13 | 27 | +5 | 36 | +6 |
| 15 | 伊勢原市 | 5 | -3 | 6 | -2 | 11 | -5 | 9 | 0 | 6 | -1 | 15 | -1 | 26 | -6 |
| 16 | 海老名市 | 0 | -3 | 8 | 0 | 8 | -3 | 3 | -3 | 7 | +5 | 10 | +2 | 18 | -1 |
| 17 | 座間市 | 0 | -2 | 4 | -1 | 4 | -3 | 7 | 0 | 16 | -1 | 23 | -1 | 27 | -4 |
| 18 | 南足柄市 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | -1 | 1 | -1 | 3 | -1 |
| 19 | 綾瀬市 | 1 | -4 | 9 | +4 | 10 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 13 | 0 |
| 20 | 葉山町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 21 | 寒川町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 11 | 0 | 11 | 0 |
| 22 | 大磯町 | 3 | +3 | 1 | -2 | 4 | +1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | +1 |
| 23 | 二宮町 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 7 | +1 | 1 | +1 | 8 | +2 | 11 | +2 |
| 24 | 中井町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 25 | 大井町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 26 | 松田町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 27 | 山北町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 28 | 開成町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | +1 | 1 | -1 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| 29 | 箱根町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 30 | 真鶴町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 31 | 湯河原町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 7 | 0 | 7 | 0 |
| 32 | 愛川町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 33 | 清川村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 137 | -13 | 607 | +49 | 744 | +36 | 212 | +22 | 530 | +38 | 742 | +60 | 1,486 | +96 |

| No. | 市町村名 | 加算 | 事業所名 | 取得 | |
|----------------|------|----------|------------------|----|----|
| | | | | 者 | 児 |
| 1 | 横浜市 | (Ⅱ) | つづきの家相談支援センター | ○ | ○ |
| | | | よこはまりバーサイド泉 | ○ | ○ |
| | | | つるみ地域生活支援センター | ○ | ○ |
| | | (Ⅲ) | 大石自立介護相談室 | ○ | |
| | | | ガッツビーと西 | ○ | ○ |
| | | | 金沢区地域活動ホームりんごの森 | ○ | |
| | | | 相談支援センターコンシェル | ○ | |
| | | | 東やまたレジデンス | ○ | |
| | | | さざなみ計画相談センター | ○ | |
| | | | 横浜市多機能型拠点こまち | ○ | ○ |
| | | ピースフルライフ | ○ | ○ | |
| | | (Ⅳ) | AIMコンサルテーションサポート | ○ | ○ |
| | | | いそご地域活動ホームいぶき | ○ | ○ |
| | | | スペースつなしま | ○ | ○ |
| | | | かたるべ地域相談室 | ○ | |
| | | | 恵和相談室 | ○ | |
| | | | 相談支援事業所ゆい | ○ | |
| | | | 地域活動ホーム連 | ○ | ○ |
| | | | ジョイサポートセンター | ○ | |
| | | | 地域相談室びぐれっと | ○ | ○ |
| | | | 相談支援センターにじ | ○ | ○ |
| | | | たすけあい泉相談支援事業所 | ○ | |
| | | | 横浜精神保健福祉士事務所 | ○ | |
| | | | たすけあいゆい相談支援支援セン | ○ | |
| | | | 地域相談支援事業所ふらっと | ○ | |
| | | | 相談支援事業所シグナル | ○ | |
| | | | 相談支援センター銀の舞 | ○ | ○ |
| 相談支援事業所わおん | ○ | | | | |
| 福祉協会つるみ | ○ | | | | |
| あった介護 | ○ | ○ | | | |
| 指定特定相談支援事業所きづな | ○ | ○ | | | |
| 横浜療育医療センター | ○ | | | | |
| 2 | 川崎市 | (Ⅲ) | たじま家庭支援センター | ○ | ○ |
| | | (Ⅳ) | 相談支援事業所RUBIK川崎 | ○ | ○ |
| | | | 地域相談支援センターりぼん | ○ | ○ |
| | | | 地域相談支援センター にじ | ○ | ○ |
| | | | 川崎市中央療育センター | ○ | ○ |
| | | | 相談支援事業所 碧 | ○ | ○ |
| | | | 相談センター「GDPかわさき」 | ○ | ○ |
| | | | 地域相談支援センターれもん | ○ | ○ |
| | | | 計画相談センターいくおう | ○ | |
| | | | 地域相談支援センターそれいゆ | ○ | ○ |
| | | | 川崎市北部地域療育センター | ○ | ○ |
| | | | 相談支援事業所アイアム | ○ | |
| | | | | 44 | 25 |

令和2年3月までの計画相談実績調査結果

3 市町村に所在する指定特定・障害児相談支援事業所において「特定事業所加算」の届出をしている事業所数（令和2年4月1日現在）

| No. | 市町村名 | 特定事業所加算事業所 (A) | | | | (A)の内、市町村障害児 相談支援事業を委託して いる事業所数 | | | | 事業所名 | 取得 | |
|-----|------|-------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------|---------------------------------------|------|-------|------|-----------------------|----|----|
| | | (I) | (II) | (III) | (IV) | (I) | (II) | (III) | (IV) | | 者 | 児 |
| 1 | 横浜市 | | 3 | 8 | 21 | | | 2 | 2 | 裏面参照 | | |
| 2 | 川崎市 | | | 1 | 11 | | | 1 | 4 | 裏面参照 | | |
| 3 | 相模原市 | | | | | | | | | | | |
| 4 | 横須賀市 | | 1 | | 2 | | | | 1 | (II)海風会地域支援センター | ○ | ○ |
| | | | | (IV)ペガサス横須賀相談室 | | ○ | ○ | | | | | |
| | | | | (IV)びーす・とーく障害者相談サポートセンター | | ○ | ○ | | | | | |
| 5 | 平塚市 | | | | | | | | | | | |
| 6 | 鎌倉市 | | | 2 | 1 | | | | 2 | (III)とらいむ | ○ | ○ |
| | | | (III)鎌倉地域支援室 | | | ○ | ○ | | | | | |
| | | | (IV)小さき花の園 | | | ○ | ○ | | | | | |
| 7 | 藤沢市 | | | | | | | | | | | |
| 8 | 小田原市 | | | 2 | | | | | 1 | (III)相談支援センターエール | ○ | ○ |
| | | | (III)ほうあんホッと相談カフェ | | ○ | ○ | | | | | | |
| 9 | 茅ヶ崎市 | | | | | | | | | | | |
| 10 | 逗子市 | | | | | | | | | | | |
| 11 | 三浦市 | | | | 1 | | | | 1 | (IV)こころの相談センター チームブルー | ○ | ○ |
| 12 | 秦野市 | | 1 | | 1 | | | | | (II)丹沢自律生活センター総合相談室 | ○ | ○ |
| | | | | (IV)秦野精華園指定相談支援事業所「せいか」 | | ○ | ○ | | | | | |
| 13 | 厚木市 | | | 3 | | | | | 2 | (IV)厚木精華園相談支援事業所 | ○ | |
| | | | (IV)ハートラインあゆみ | | ○ | | | | | | | |
| | | | (IV)厚木市児童発達支援センターひよこ園 | | ○ | ○ | | | | | | |
| 14 | 大和市 | | | 4 | | | | | 3 | (IV)大和市障害者自立支援センター | ○ | ○ |
| | | | (IV)サポートセンター花音 | | ○ | ○ | | | | | | |
| | | | (IV)障害児相談支援事業 第一松風園 | | | ○ | | | | | | |
| | | | (IV)やまねっと計画相談支援室 | | ○ | | | | | | | |
| 15 | 伊勢原市 | | 1 | 1 | | | | | | (III)しせん相談室 | ○ | ○ |
| | | | | | (IV)ファミリーサポート湘南 | ○ | ○ | | | | | |
| 16 | 海老名市 | | | 3 | | | | | 3 | (IV)結夢 | ○ | ○ |
| | | | (IV)結夢+ | | ○ | | | | | | | |
| | | | (IV)びーなS | | ○ | ○ | | | | | | |
| 17 | 座間市 | | | | | | | | | | | |
| 18 | 南足柄市 | | | | | | | | | | | |
| 19 | 綾瀬市 | | 1 | | | | | | 1 | (II)相談センターゆいまる | ○ | |
| 20 | 葉山町 | | | | | | | | | | | |
| 21 | 寒川町 | | | | | | | | | | | |
| 22 | 大磯町 | | | | | | | | | | | |
| 23 | 二宮町 | | 1 | | | | | | 1 | (II)地域支援センターそしん | ○ | ○ |
| 24 | 中井町 | | | | | | | | | | | |
| 25 | 大井町 | | | | | | | | | | | |
| 26 | 松田町 | | | | | | | | | | | |
| 27 | 山北町 | | | | | | | | | | | |
| 28 | 開成町 | | 1 | | | | | | | (II)太陽の門相談室 | ○ | ○ |
| 29 | 箱根町 | | | | | | | | | | | |
| 30 | 真鶴町 | | | | | | | | | | | |
| 31 | 湯河原町 | | | | | | | | | | | |
| 32 | 愛川町 | | | | | | | | | | | |
| 33 | 清川村 | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 0 | 8 | 14 | 48 | 0 | 2 | 6 | 16 | | 25 | 21 |
| 総計 | | 70 | | | | 24 | | | | | 69 | 46 |

資料 6

地域生活支援拠点事業の資料

(県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター)

県西圏域 地域生活支援拠点事業の在り方検討会 構成員名簿（令和2年3月末現在）

| 区分 | 所属・職 | 氏名 |
|-------|---|---------|
| 市町 | 小田原市福祉健康部障がい福祉課 副課長 | 瀬戸 浩 |
| | 小田原市福祉健康部障がい福祉課 主査 | 上田 泰弘 |
| | 足柄上地区地域自立支援協議会 事務局 (南足柄市福祉健康部福祉課障害福祉班 班長) | 澤田 範子 |
| | 足柄上地区地域自立支援協議会 地域生活支援部会 事務局 (開成町保健福祉部福祉課 課長) | 渡辺 雅彦 |
| 中核事業者 | 社会福祉法人永耕会 永耕園 施設長 | 河辺 邦夫 |
| 委託事業者 | おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー 相談支援専門員 | 近 文子 |
| | 足柄上地区委託相談事業所 相談支援センターりあん 相談支援専門員 | 山田 愛 |
| 県 | 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 事業支援グループ 副主幹 | 小川 純子 |
| | 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 調整グループ 副主幹 | 中島 三枝 |
| | 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ 副主幹 | 松浦 俊之 |
| | 小田原保健福祉事務所足柄上センター 所長 | 渡邊 直行 |
| | 小田原保健福祉事務所足柄上センター保健福祉課 課長 | 西田 統 |
| 事務局 | 県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター | 太陽の門相談室 |

(区分内五十音順、敬称略)

地域生活支援拠点事業開始までのロードマップ（自粛Ver.）

| 検討内容 | 主体 | 2019年12月 | 2020年1月 | | 2020年2月 | | 2020年3月 | | 2020年4月 | | 2020年5月 | | 2020年6月 | | 2020年7月 | | 2020年8月 | | 2020年9月 | | 2020年10月 | | 2020年11月 | | 2020年12月 | | 2021年1月 | | 2021年2月 | | 2021年3月 | | 2021年4月 | | | | |
|--|---|-------------------------|---------|----|---------|----|-------------|----|---------|----|---------|----|---------|----|---------|----|---------|----|---------|----|----------|----|----------|----|----------|----|---------|----|---------|----|---------|----|---------|----|----|----|----|
| | | 初旬 | 中旬 | 下旬 | 初旬 | 中旬 | 下旬 | 初旬 | 中旬 | 下旬 | 初旬 | 中旬 | 下旬 | 初旬 | 中旬 | 下旬 | 初旬 | 中旬 | 下旬 | 初旬 | 中旬 | 下旬 | 初旬 | 中旬 | 下旬 | 初旬 | 中旬 | 下旬 | 初旬 | 中旬 | 下旬 | 初旬 | 中旬 | 下旬 | 初旬 | 中旬 | 下旬 |
| ① 緊急時の受け入れ対応について協議・検討 | ㊤ 緊急対応困難ケースの集約 | 市町ow | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ㊦ 対象候補者リストの作成 | コーディネーター 市町ow | | 検討 | 作成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ㊧ 対象候補者把握について（アウトリーチ） | コーディネーター 市町ow | | | | | 把握方法の 検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ㊨ コーディネーターの役割 WG検討 メンバー：コーディネーター・中核事業者・事務局 検討内容：コーディネーターの具体的な業務の役割確認 地域生活支援拠点等利用計画 （クライシスプラン）の作成、等 | コーディネーター | | 検討 | | | | 検討 | | | | | WG※1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ㊩ 中核事業者の役割 | 永耕園 | | | | | | 検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ㊪ 加算対象事業者の役割 （加算関係資料作成は県担当） | 永耕園 （資料担当：県） | | | | | | 検討 | | | | | | | 資料作成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ㊫ 各市町の合意形成 （説明会の検討） | 小田原市（下地区） 南足柄市（上地区） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ㊬ 試験的運用 WG検討 メンバー：コーディネーター・中核事業者・事務局 検討内容：緊急時の受け入れ対応に係る具体的な業務の 確認、等 | コーディネーター 永耕園 市町ow | | | | | | 検討 | | | 準備期間 | | WG※1 | | 準備期間 | | WG※1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ㊭ 最終調整 （対象者リスト以外の突発的緊急対応ケース の受け入れの検討、緊急時の定額3要件の 具体化、含む） | コアメンバー | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 体験の機会・場の提供 | コーディネーター 永耕園 | | | | | | | 検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③ 相談 （要託相談支援事業所） | 下地区 クローバー | | | | | | | 検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 上地区 りあん | | | | | | | 検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ④ 専門的人材の確保・要請 （基幹相談支援センター等） | 下地区 設置後 委託事業者担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 上地区 設置後 委託事業者担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ⑤ 地域の体制づくり （基幹相談支援センター等） | 下地区 設置後 委託事業者担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上地区 設置後 委託事業者担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 地域生活支援拠点事業在り方検討会開催 （試験的運用のモニタリング等） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事業開始（半年毎にモニタリング）

※1：5月～8月は新型コロナウイルス感染症拡大防止の自粛要請に基づきリモート会議
 ※2：SDに十分配慮した環境で会議を行う（開成町役場町民センター3F大会議室）

県西圏域における地域生活支援拠点等の整備について（案）

県西障害福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター
地域生活支援拠点事業の在り方検討会

目次

| | |
|-----------------------------|---|
| 1. 地域生活支援拠点事業の概要 | 1 |
| (1) 地域生活支援拠点事業について | 1 |
| (2) 県西圏域における地域生活支援拠点の設置について | 2 |
| 2. 地域生活支援拠点等の機能の具体化 | 3 |
| (1) 5つの機能の具体化 | 3 |
| (2) 地域生活支援拠点等利用計画 | 4 |
| 3. コーディネーターの設置について（仕様） | 5 |
| 様式（案） | 6 |
| 地域生活支援拠点の概要 | |
| 県西圏域地域生活支援拠点等利用登録届 | |
| 個人情報取扱同意書 | |
| 県西圏域地域生活支援拠点等利用計画 | |

1. 地域生活支援拠点事業の概要

(1) 地域生活支援拠点事業について

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するための機能を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

整備手法の類型として、「多機能拠点整備型」(※1)、「面的整備型」(※2)の2つがあり、整備にあたっては、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討することが重要です。支援困難な障がい児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能全てを備えることとされていますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村(特別区を含む。)が行うこととしています。

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

また、機能の内容の充足の程度についても、各地域の実態に応じて市町村が判断することとされています(「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】(平成31年3月厚生労働省障害保健 福祉障害福祉課)」参照)。

※1…拠点等の機能強化を図るため5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加する体制

※2…地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

(2) 県西圏域における地域生活支援拠点の設置について

県西圏域全体の特徴としては、他圏域に比べて事業所等の社会資源が少なく且つ偏在化している為、市町村域を超えた事業所の利用が数多く見受けられます。加えて、神奈川県は総面積の約4分の1を占める広域な圏域であることも併せ考えると、足柄下地区と足柄上地区がそれぞれ拠点を設置した上で、特に下図②・③については、相互利用を可能とする体制が必要となります。

これを前提として、小田原市・南足柄市を中心に「県西圏域地域生活支援拠点事業のあり方検討会」で協議・検討を重ね、相互連携を基本とした面的整備型で進めています。別添「地域生活支援拠点事業のイメージ図」参照

参考：地域生活支援拠点等の足柄下地区・足柄上地区における役割分担

| | 機能 | 足柄下地区 | 足柄上地区 | 設置体制 |
|---|-------------|--------------------------|--------------------------|------|
| ① | 相談支援 | 委託相談支援事業者 | 委託相談支援事業者 | 地域別 |
| ② | 体験の機会・場 | 中核事業者 加算対象事業者、等 | 中核事業者・ 加算対象事業者、等 | 圏域共通 |
| ③ | 緊急時の受け入れ・対応 | 中核事業者 加算対象事業者、等 | 中核事業者・ 加算対象事業者、等 | 圏域共通 |
| ④ | 専門性の確保 | 委託相談支援事業者 (基幹相談支援事業者) | 委託相談支援事業者 (基幹相談支援事業者) | 地域別 |
| ⑤ | 地域の体制づくり | 委託相談支援事業者 (基幹相談支援事業者) | 委託相談支援事業者 (基幹相談支援事業者) | 地域別 |

※基幹相談支援事業者の設置状況

松田町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成28年度設置済み
 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町（広域設置）・・令和2年度中設置予定
 中井町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和2年度末設置予定
 南足柄市、開成町、大井町、山北町・・・・・・・・未設置

2. 地域生活支援拠点の機能の具体化

(1) 5つの機能の具体化

①相談支援

相談支援センターにコーディネーターを配置することにより、相談支援センター機能を基盤とした、コーディネート機能を整備します。

具体的には行政や関係機関と連携し、対象者の把握やアウトリーチ、計画相談支援専門員との連携体制の構築、地域生活支援拠点等の利用者のサービス担当者会議にコーディネーター出席の義務付け、関係機関との情報共有を図ります。加えて、コーディネーターがセルフプラン作成支援を徹底し、漏れのない相談支援体制を構築します。

②体験の機会・場

中核事業者は、加算対象事業所等の取りまとめを行い、事業所の一覧等も作成します。

コーディネーターは、対象者から「体験の機会・場」のニーズを把握した場合に、障害福祉サービスの加算対象事業所等の体験利用につなげる等、直接的支援を展開します。

③緊急時の受け入れ・対応

中核事業者は、短期入所や共同生活援助等の取りまとめを行い、事業所の一覧等も作成します。

また、①緊急性（利用者本人の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高く、現在の生活を維持する事が非常に困難）、②非代替性（突発的に対応困難となり関係機関の調整が難しく、地域生活支援拠点事業の緊急時の受け入れ機能を利用する以外に代替する支援方法がない）、③一時性（緊急時の受け入れが一時的であること）、の3要件を充足する場合において、受け入れ・対応を行います。

別添「緊急時の受け入れ・対応」サービス利用の要件について」

④専門性の確保

基幹相談支援センターが本来業務として、県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター等と連携し確保します。

⑤地域の体制づくり

基幹相談支援センターが本来業務として、県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターが実施する事業や地域拠点事業所配置事業で実施しているネットワーク事業等と連携し、コーディネーターの直接的支援等から抽出された地域課題について、「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町障害者地域自立支援協議会」、「足柄上地区地域自立支援協議会」、「県西圏域地域障害者自立支援協議会」等を活用し、課題解決に取り組みます。

(2) 地域生活支援拠点等利用計画

地域生活支援拠点等の利用を希望する方は、地域生活支援拠点等の管理者宛に利用の登録届出書と個人情報取扱同意書を提出します。届出書と同意書の提出を受けた方に対し、コーディネーターは、利用計画を作成し・交付します。

この利用計画は、障害福祉サービス事業所が利用者に対し交付する個別支援計画と同様に取り扱います。利用する目的、目標、コーディネーターが果たす役割、モニタリング時期を明記し、「体験の機会・場」の計画的な利用や「緊急時の受け入れ・対応」に備えます。

一般の障害福祉サービス事業所のサービス利用に置き換えると、利用契約の締結は地域生活支援拠点等の利用届出書及び同意書の提出となり、個別支援計画の作成は地域生活支援拠点等利用計画の作成となります。

3. コーディネーターの設置について（仕様）

（1）開所日等

- ① 開所日 月曜日から土曜日まで
- ② 受付時間 午前10時から午後4時まで
- ③ 緊急時の受け入れ・対応及び相談受付
 - ①及び②の規定にかかわらず、緊急時の受け入れ・対応のため、365日24時間体制で相談を受け付けられる体制（受付対応者・受付方法）を構築する。

（2）職員体制

- ① 管理責任者 1名
常勤職員を配置し、業務に支障なければ他業務と兼務可
- ② コーディネーター 2名以上
専従職員を常勤換算方式で1.5人配置
基礎資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、等
ただし、基幹相談支援センターが設置された場合は、それまでの実績等を考慮し、人員の見直しを行う。

（3）業務内容

地域生活支援拠点等としての役割は、おおむね「2. 地域生活支援拠点等の機能の具体化」のとおり。

以下、検討したコーディネーターの業務

- ① 地域生活支援拠点等に登録した障害者のサービス担当者会議への出席
- ② 地域生活支援拠点等利用計画の作成及びモニタリング
- ③ 計画相談支援専門員と連携した個別支援の展開
- ④ 障害福祉サービス以外の福祉サービス利用支援
- ⑤ 基幹相談支援センター及びその他の関係機関との連携・調整
- ⑥ 全てのセルフプラン作成者への計画作成支援
- ⑦ セルフプラン作成者への事後のフォローアップ
- ⑧ 行政と連携した対象者の把握及び発掘

様式 (案)

相談 (まずは、ここに相談!!)

| | |
|--|-----------|
| | 電話 FAX |
|--|-----------|

緊急時の受け入れ

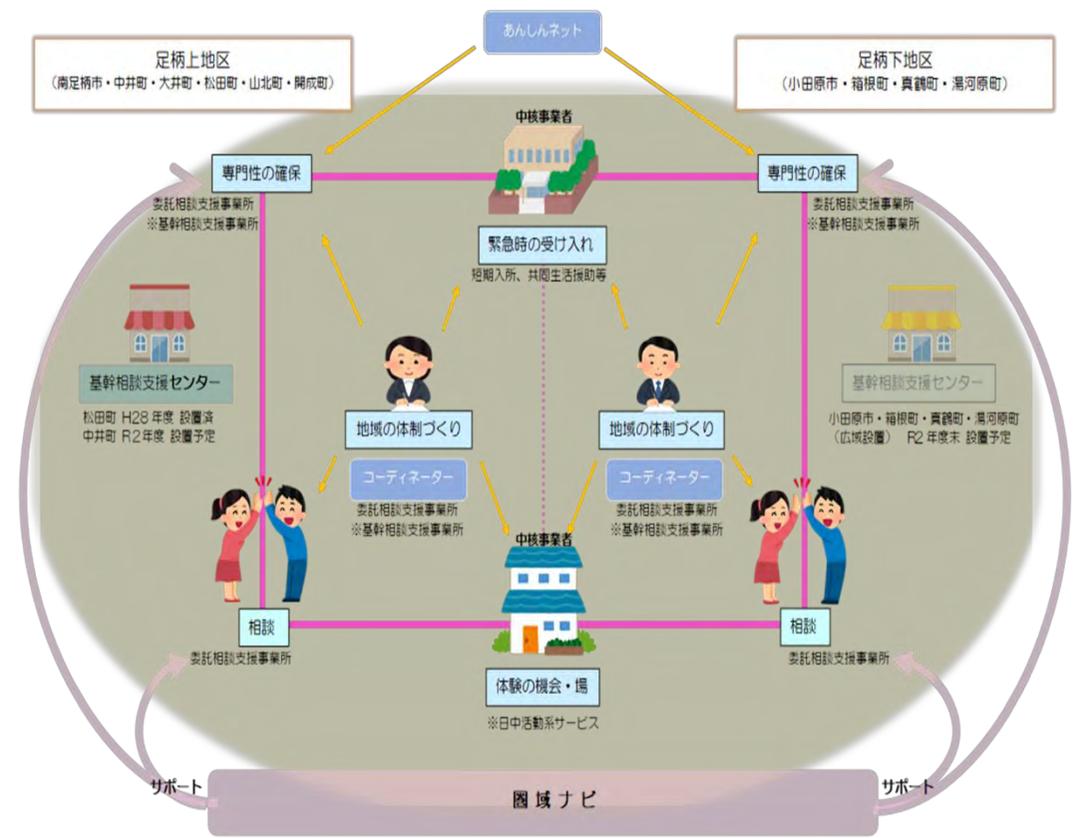
| | |
|------|-----------|
| 短期入所 | 電話 FAX |
| | 電話 FAX |

体験の機会・場

| | |
|----------------|-----------|
| 就労系 サービス | 電話 FAX |
| | 電話 FAX |
| | 電話 FAX |
| | 電話 FAX |
| 生活介護 | 電話 FAX |
| | 電話 FAX |
| 自立訓練 | 電話 FAX |
| | 電話 FAX |
| グループホーム G H | 電話 FAX |
| | 電話 FAX |

県西圏地域生活支援拠点の概要

県西圏地域生活支援拠点イメージ



地域生活支援拠点とは、障がい児者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指すシステムです。

県西圏域（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）2市8町では、共同して、面的整備による地域生活支援拠点の整備を進めます。

相談

障害福祉サービスを利用している方も利用していない方も一括して相談支援センターに配置されている相談員やコーディネーターがさまざまな相談を受け付けます。

計画相談支援の支給決定を受けていない方も障害福祉サービスの説明から、セルフプランの作成までしっかりと支援します。

地域生活支援拠点を利用したい場合には、地域生活支援拠点等利用計画をコーディネーターが作成します。

緊急時の受け入れ

介護者の急な疾病や怪我、自宅等での行動障害によるパニック時は短期入所施設等で一時的に受け入れます。

あらかじめ地域生活支援拠点等利用計画をコーディネーターに作成して

もらう必要があります。

体験の機会・場

障害福祉サービスを体験利用することができます。体験できるサービスは、通所系サービスとグループホームです。

長期入院している方の地域移行や将来的にグループホームに入居したい方の体験の機会・場として、活用できます。

専門性

地域の体制づくり

基幹相談支援センターや圏域ナビゲーションセンターが地域の専門的人材の養成等を行います。また、障がい

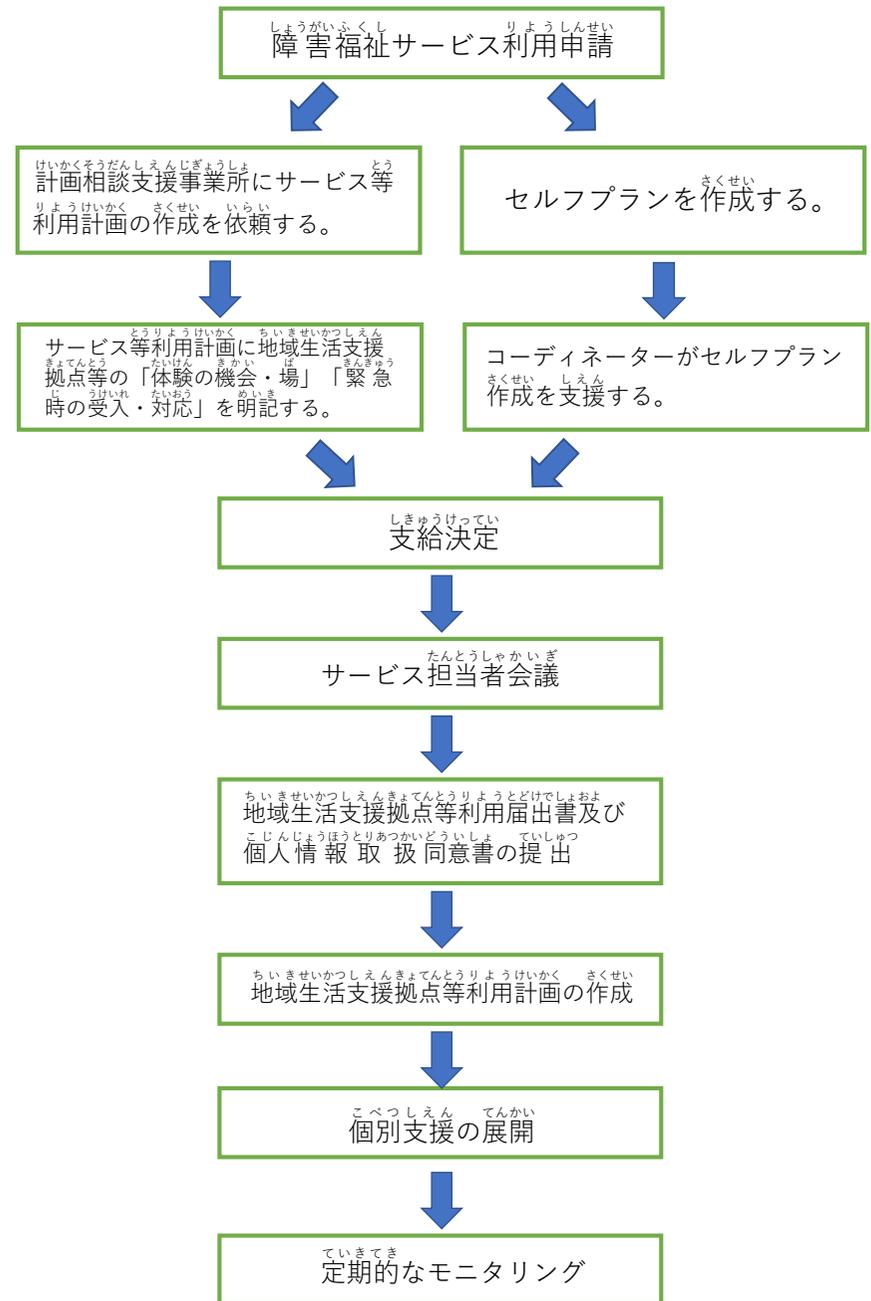
児者が地域で生活していくうえで、さまざまな地域課題の解決に取り組めます。

地域生活支援拠点等利用計画とは…

地域生活支援拠点の機能を利用する目的、目標、コーディネーターが果たす役割、モニタリング時期を明記し、「体験の機会・場」の計画的な利用や「緊急時」に備えます。

サービス等利用計画と違い、障害福祉サービス事業所を利用する際に作成する個別支援計画のような計画です。

利用までのイメージ



(例)

県西圏地域生活支援拠点等利用登録届

年 月 日

県西圏地域生活支援拠点等管理者 様

住所

届出者

氏名

印

県西圏地域生活支援拠点等の利用について、次のとおり登録します。

| | | | | |
|--------|------------------|--|----|---------------------------|
| 登録者 | 氏名 | | 性別 | 男 ・ 女 |
| | 生年月日 | 大 昭 平 年 月 日 | 年齢 | 歳 |
| | 住 所 | 電話 — — | | |
| | 障害者手帳の有無 | 身体障害者手帳 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級 ・ 5級 ・ 6級 療育手帳 A1 ・ A2 ・ B1 ・ B2 精神保健福祉手帳 1級 ・ 2級 ・ 3級 その他診断名 (診断機関名) | | |
| | 障害支援区分 | なし ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 (認定期間 年 月 日～ 年 月 日) | | |
| | 支給決定 | 介護給付 <input type="checkbox"/> 居宅介護 (重度訪問介護等を含む) <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 生活介護 訓練等給付 <input type="checkbox"/> 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援 (A型・B型) <input type="checkbox"/> 共同生活援助 計画相談支援給付等 <input type="checkbox"/> 計画相談支援 (事業所) <input type="checkbox"/> 地域移行支援・地域定着支援 (事業所) | | |
| 保護者・家族 | 氏名 | | 続柄 | 配偶者・父・母・子・兄弟姉妹 その他 () |
| | 連絡先 | 住所 電話 — — | | |
| 備考 | ※障害特性等を記載してください。 | | | |

(例)
個人情報取扱同意書

年 月 日

県西圏域地域生活支援拠点等管理者 様

住所

登録者

氏名

⑩

住所

保護者等

氏名

⑩

1. 私は、県西圏域地域生活支援拠点等利用登録届の写しを居住する自治体に送付することに同意します。
2. 私は、県西圏域地域生活支援拠点等を利用するにあたり、以下に示す事項において、私が居住する自治体が保有する障害福祉に関する個人情報を、私が居住する自治体が県西圏域地域生活支援拠点等に提供することに同意します。
3. 私は、県西圏域地域生活支援拠点等を利用するにあたり、以下に示す事項において、契約している計画相談支援事業所が保有する障害福祉に関する個人情報を、契約している計画相談支援事業所が県西圏域地域生活支援拠点等に提供することに同意します。
4. 私は、県西圏域地域生活支援拠点等が保有する個人情報について、以下に示す事項において、以下に示す関係機関に必要な情報を提供することに同意します。

事項

- ① 登録者及びその家族のために、障害福祉サービス及び県西圏域地域生活支援拠点等を利用するにあたり、円滑にサービスを提供するため
- ② 以下に示す関係機関との連絡調整のため

関係機関

- ① 県西圏域2市8町（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）
- ② 神奈川県小田原保健福祉事務所
- ③ 神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター
- ④ 神奈川県総合療育相談センター
- ⑤ 神奈川県小田原児童相談所
- ⑥ 登録者が居住している自治体の社会福祉協議会
- ⑦ 登録者が通院している医療機関
- ⑧ 登録者が救急搬送された又はされる可能性のある医療機関
- ⑨ 登録者が利用している障害福祉サービス事業所
- ⑩ 県西圏域地域生活支援拠点等に登録している障害福祉サービス事業所

(例)

県西圏域地域生活支援拠点等利用計画（クライシスプラン）

| | | | | | | | | | |
|------------|----|----|-------|------------|----------------------------|---|---|---|------|
| ふりがな 氏名 | | 性別 | 男 ・ 女 | 生年月日 | 大 ・ 昭 ・ 平 | 年 | 月 | 日 | (歳) |
| 住所 | 電話 | | | 障害支援 区分 | なし ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 | | | | |

| | | | | | |
|-----------|---|-----------|---|--------|--------|
| 計画相談支援事業所 | | 計画相談支援専門員 | | 利用者同意欄 | |
| 本計画作成日 | 年 | 月 | 日 | | 本計画作成者 |

| | |
|--------------------|--|
| 利用したい理由や目的 について | |
|--------------------|--|

| 種類 | どんな時に | どんなサービス（制度） | 利用事業所等 | どのくらい | コーディネーターの支援内容 | 見直し時期 |
|-------|--|---|--------|----------------|---------------|-------|
| 緊急時対応 | <input type="checkbox"/> 家族が体調不良の時 <input type="checkbox"/> 家族が介護できなくなった時 <input type="checkbox"/> 本人が体調不良の時 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 短期入所 （契約済事業所） <input type="checkbox"/> 救急搬送先 （かかりつけ医） <input type="checkbox"/> あんしんネット （） <input type="checkbox"/> その他（） （） （） | | | | |
| 体験 | <input type="checkbox"/> 将来を見据えてゆくゆくは <input type="checkbox"/> 地域移行にむけて <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 就労支援系サービス <input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練・生活訓練） <input type="checkbox"/> 共同生活援助（GH） <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 施設入所支援 | | 月 ・ 週 回 | | |
| その他 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | | |

資料 7

小児等在宅医療推進部会報告の資料

(神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉部)

＜昨年度までの経過＞

実施期間：平成29年度から令和元年度までの3年間

目的：医療的ケアがあっても、切れ目なく必要な医療・保健・福祉等のサービスが受けられ、地域で安心して生活できるための体制づくり。

実施内容：小田原保健福祉事務所管内の関係機関で、実態調査、課題の抽出・整理・共有、解決のために実施した取組に対して、昨年度末に評価を行った。

評価の結果

＜取組の総評＞

- ・個々のケースについては、関係機関との連携を図り検討ができるようになった。
- ・各機関・団体ごとのケース把握数が少なく、課題が見えにくい機関・団体もあった。また地域全体への関わりがやや不十分だった。
- ・不足する資源の開発・充実に向けた取組は、短期間で十分な取組は困難であり、目標設定の見直しを行った。コーディネーター等の人材育成は進んでいるが、不足する社会資源については官民協働で取り組む必要がある。
- ・関係機関・団体を構成員とする協議の場を設置したことにより、課題の抽出、整理、具体策を検討し、実現可能な取組「交流会の開催、支援」及び「事例検討で役割や連携先の共有」に着手することができた。
- ・小田原市の庁内や関係機関との連携会議の開催等、自ら協議の場を設けた関係機関・団体もあるが、単独での設置が困難な関係機関・団体もある。

＜総合評価＞達成に向けて進展があった。

＜今後の課題と対応＞

- ・引き続き、協議の場を活用し、各機関での取組の進捗状況の確認や情報の共有と連携強化、取組の評価と見直し、及び残された課題・新たな課題への解決策を検討していく。

＜残された課題＞

- ・不足する資源・人材の開発・充足（ネットワーク構築を含む）。
- ・ケース把握数が少ない関係機関・団体への支援として、主体的・永続的に協議や情報共有できる場を広域で設置。

＜新たな課題＞

- ・災害時要配慮者に対する支援のための体制づくり。

今後の取組（予定）

- 会議の形態：小田原保健福祉事務所と県西障害福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター（圏域ナビ）との共催による協議の場を継続。
- 協議内容：「ぶどうの会」の開催に係る継続的な協力支援と、医療的ケア児及びその御家族への切れ目ない支援を行う連携体制づくりの一環としての「災害時の備えと対応」について。

<具体的な取り組み内容>

○小田原保健福祉事務所

- 早期療育支援のための事例検討。
- 医療的ケア児、長期療養児及び家族を中心とした交流会である「ぶどうの会」の開催。
- 災害時要配慮者支援情報の作成。

○圏域ナビ

- 小田原保健福祉事務所と共催で、下半期より取り組んでいく。
具体的には、医療的ケアの必要な方に対する福祉的視点の支援力（生活者視点）の充実に向けて、まずは医療的ケア児等コーディネーターおよび医療的ケア児等支援者養成研修修了者同士の顔の見える関係の構築を図る。

資料 8

児童相談所 移行支援ワーキングの資料

(神奈川県小田原児童相談所)

平成元年度 小田原児童相談所管内障害児施設入所中児童の地域移行に係る連絡会（報告）

1 日 時： 令和2年 2月 26日（水） 15:00 から 16:30
（於：神奈川県小田原合同庁舎 2階 2B会議室）

2 議 題

（1） 情報提供

- ア 施設入所中児童の状況について
- イ みなし規定の期限終了に向けた移行支援について
- ウ 前年度会議結果の振返りについて
- エ 障害児入所施設の在り方に関する検討会報告等について

（2） 参加機関の支援体制

（3） 意見交換

3 概 要

- 市町によって移行対象者の数に大きな差がある。
- 卒業後の進路について、学校で連絡会を実施する流れは確立している。
- 管内外・県内外を問わず成人施設の新設情報などあると一時期大幅に移行が進む。
- 移行待機者は常におり、成人施設移行に頼らない方法なども模索する必要がある。
- 移行問題では、法的枠組みの緩和や柔軟な制度運用も含め取り組む必要がある。
- 見込み量と充足できるサービス量を具体的に把握し、検討する必要がある。
- 就労問題では、在学中サービス事業所が直接支援できないところが悩ましい。
- 成人施設からの移行では、介護保険施設が検討し得る。
- 介護保険適用年齢早期の移行ができる仕組みがあるとよい。
- 障害児施設では、早期に進路検討会等を実施しているが、各機関の参加時期に課題がある。施設に進路や家庭復帰を扱う専任職員がいないことにも課題がある。

4 所 感

会議の対象者を児相と市町で支給決定している障害児（者）とし、対象を定めて移行に伴うサービスの見込み量を具体的に試算し、足りないものをどう補うか、この会議でサービスの充実、制度運用の工夫、当事者支援のあり方などの観点で話合っていく必要がある。その際、この地域で暮らす障害児はこの地域で支援していくという前提に立つことや、移行支援の解決策を成人施設にだけに求めないこと、会議の規模、主催、対象の範囲、参加者等を定め、会議の意義、個人情報の取扱い環境などを見直していくことなどが必要である。

令和2年度 小田原児童相談所管内障害児施設入所中児童の移行支援連絡会議に係る提案

(県西ナビ地域移行・定着推進ネットワーク) (仮称)

障害児施設の加齢児の地域移行については、令和2年度末までを設置期限としている「小田原児童相談所管内障害児施設入所児童の地域移行に係る連絡会」において、協議・検討が進められてきたところであるが、次年度に向けて、圏域ナビゲーションセンターとしても当連絡会と協働していくことについて提案したい。

以下の理由から、圏域単位で地域課題を検討できる、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の場の活用が必要と考える。

- ① 移行先の選択肢の一つである成人施設数が少なく、市町・郡単位での検討・解決が困難である。
- ② 課題の一つとなっている成人施設の空き不足解消の為には、児童分野のみならず、成人施設から介護保険施設への移行も含めた福祉分野全体での整理・検討が必要である。また、入所のみで解決を求めず、在宅への移行支援を考えるにあたっては、インフォーマル資源を含む地域サービス全体を包括的に調整する必要がある。

取り組みの方針としては、当連絡会において中心的役割を担っている小田原児童相談所との打ち合わせを実施していく。今までの議論を踏襲しつつも地域全体の課題として検討できるよう、次年度に向けては、専門部会の設置も視野に入れながら体制強化を図っていきたい。

資料 9

県西圏域における 地域包括ケアシステムの資料

(神奈川県精神保健福祉センター)

(神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課)

(社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会自立サポートセンタースマイル)

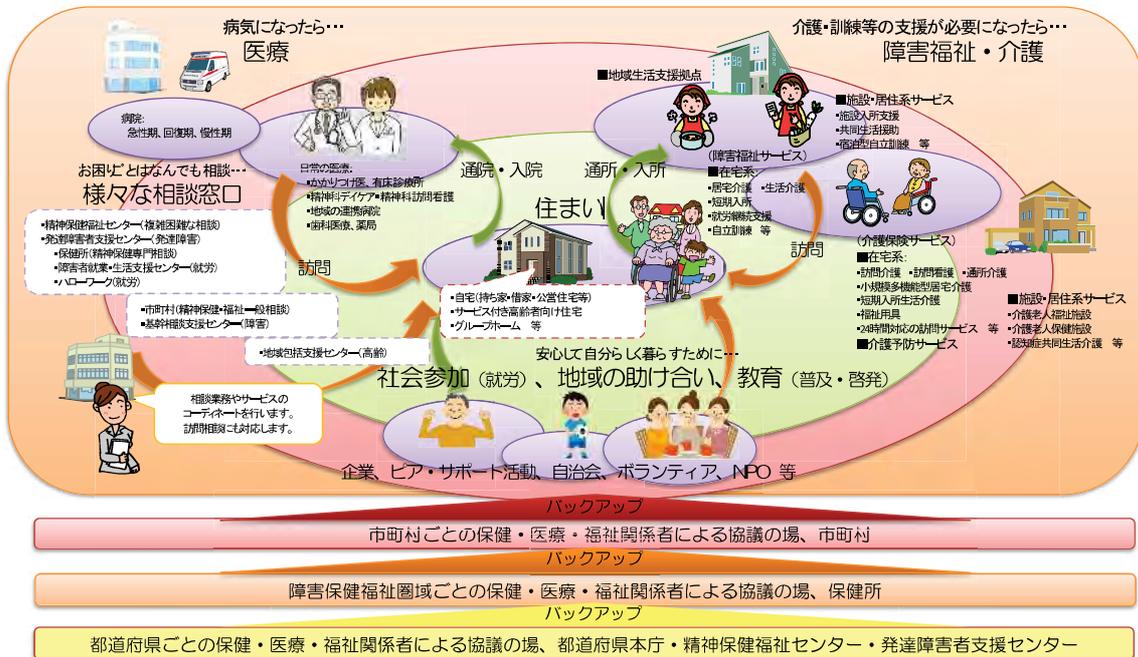
1 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の全体像

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは

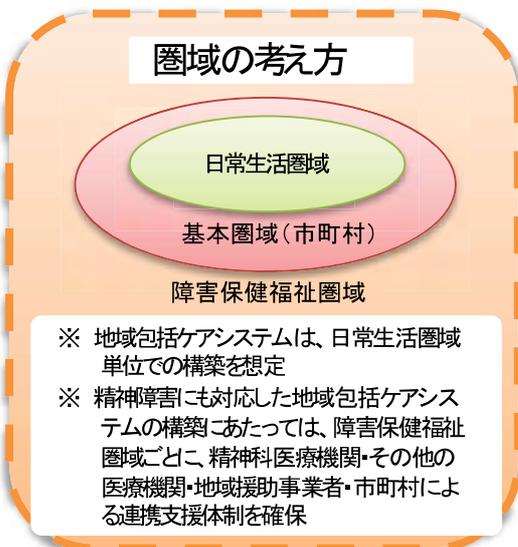
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。

このしくみが、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待されます。

図表 19：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



出典：平成 30 年 6 月 27 日 第 90 回障害者部会資料を一部改変



「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築範囲は、日常生活圏域単位が基本となります。

その上で、精神科医療機関・その他の医療機関・障害福祉サービス事業所等・市町村による包括的かつ継続的な連携支援体制の確保が求められます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

1 令和2年度(2020年度)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業実施計画

＜事業内容一覧＞

| 事業メニュー | 平塚 | 秦野C | 鎌倉 | 三崎C | 小田原 | 足柄上C | 厚木 | 大和C | 横須賀市 | 茅ヶ崎市 | 藤沢市 |
|--------|----|-----|----|-----|-----|------|----|-----|------|------|-----|
| (1) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (2) | | | | | | | | | | | ○ |
| (3) | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| (4) | | | | | | | | | | | |
| (5) | | | | | | | ○ | | ○ | | ○ |
| (6) | ○ | | | | | | | | | | |
| (7) | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| (8) | | | | | | | | | | | |
| (9) | | | | | | | | | | | |
| (10) | | | | | | | | | | | |
| (11) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (12) | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | ○ |
| (13) | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | |
| (14) | | | | | | | | | | ○ | |

＜事業メニュー項目＞ ※国要綱より

- (1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- (2) 普及啓発に係る事業
- (3) 精神障害者の家族支援に係る事業
- (4) 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- (5) ピアサポートの活用に係る事業
- (6) アウトリーチ支援に係る事業
- (7) 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療の継続支援に係る事業
- (8) (新)推進サポーターの活用に係る事業
- (9) (新)精神医療相談に係る事業
- (10) (新)医療連携体制の構築に係る事業
- (11) 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
- (12) 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
- (13) 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
- (14) その他

2 今年度目指すところ

昨年度の取組みの中で事例検討が進み、ピアサポーターの関わりや退院につながるケースもあった。今年度も引き続き個別支援につながる取組みをお願いしたい。

事業メニュー実施にあたっては、具体的な目標設定(方法、テーマ、ねらい、対象、対象者人数、回数など)を協議の場で共有し、進めていただくようお願いしている。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築について

社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンタースマイル

管理者 小野塚 晃太郎
ピアサポーター 小泉 智史

2017年度、「入院医療中心から地域生活中心へ」という政策理念を発展させた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が掲げられ、数年が経過した。

ピアサポーターの立場としては、システムがどのように検討され、どのようなサポートが得られるのか等を、当事者が知ることが大切ではないかと感じている。家族関係が疎遠になっている等の理由からキーパーソンが不在となっている背景もあり、病院から地域へ退院する際の不安が強いという声を数多く受け止めている。どのようなサポートが得られるのか、困ったときに誰に連絡すれば良いのか等がシステム・体制として構築され、それを当事者が知り、受けられるサポートの見通しが立つことで、安心感や自信に繋がり、地域生活に向けた第一歩を踏み出す支えになるのではないかと考える。

また、ピアサポーターとして、地域の情報を長期入院者へ届ける働きかけも展開しているが、コロナ禍において、それが叶いづらい状況があるため情報提供の工夫が必要である。

地域の支援者の立場としては、退院される方を地域の関係機関がスムーズに受け止める為には、包括ケアシステムにおいて示されている支援体制の構築が必要であり、そのシステムに基づき関係機関が連携・協働することが大切であると感じている。長期入院者が地域生活に移行・定着するためには、地域の事業所の支援も必要となるが、社会資源に繋がらなかったり、移行後の情報共有が難しかったりする現状がある。システムが浸透して医療・保健・福祉が一体となり、地域で支えていく必要がある。

また、「相談支援を担当する者のコーディネート力に差異を感じる」という当事者の声もあるが、これは既存の社会資源の把握力不足のみならず資源不足も背景にあると思われる。精神障がいのある方が活用できる社会資源の可視化や充足により、コーディネート力の底上げに繋がるのではないかと考える。

地域全体で利用者を支え、ぶれない地域力を作っていくために、本システムを波及させていくことが必要であると考えます。

資料 10

小泉委員の資料

(県西地区ピアサポーターグループ フリースペースおれんぢせえぶ)

精神障害当事者より、最近の取り組み・トピック・情報提供

● 地域移行・地域定着支援事業（神奈川県、委託：スマイル）ピアサポーターの取り組み

- ・4、5月はピアサポーター定例会を書面で行い、情報共有・意見集約した。6月より通常の形態に戻っている。
- ・病院訪問および個別支援は新型コロナの影響で直接訪問やワーキング等も行えていないが、ピアから現在の過ごし方などをまとめたメッセージを、北小田原病院・曽我病院の患者様宛に送付している。
- ・状況収束に伴い再開予定だが、病院でも外出・外泊等が行えず地域移行を進められない状況と伺っている。
- ・本年度は北小田原病院への訪問回数を増やす計画であったので、再度調整を行っていく。
- ・個別支援の活動に関し、支援方針や効果を病院とどう共有するか、ピアへの報酬のあり方なども議題としている。
- ・昨年度中断したピアサポーター養成講座を、県精神保健福祉センター職員を招き8/20(木)に行われる予定。

● おだわらびあステーション（小田原市）ピアサポーターの取り組み

- ・新型コロナの影響で6月時点において今年度の定例会は開かれていないが、7月から再開見込みで調整中との事。
- ・またピアの学びの機会として、今年3月に行われる予定だった研修について再企画し検討される予定と伺っている。

● おれんちせえぶ（セルフヘルプグループ）

- ・昨年度に引き続き県社協の地域福祉活動支援事業より助成を受けている。
- ・新型コロナの影響で今年度フリースペースの開催を見合わせていたが、6/28(日)にUMECOにて開催予定。その後も月1回の開催を計画している。（会場でオンラインも同時開催を予定）
- ・会議室を借りてフリースペースを行えないかわりに、以下の二つの新しい取り組みを実施した。

① おれんちせえぶオンラインの開催（下図は第2回のメインルーム画面）

4/26(日)、5/31(日)にWeb会議サービスZoomを使い、県内外問わず精神障害当事者および関心のある方が集える場としてSNSで参加を募りオンラインミーティングを開催。参加者はそれぞれ19名、20名。

多人数でも個々人が意見を発信できるよう、アンケート機能や画面共有機能を使って意見共有する場を設けたり、グループ分け機能を使い、実際の部屋でテーブルに着くのと同じような感覚でコミュニケーションをとってもらった。参加者の声や様子をいくつかピックアップする。

- ・今一番必要なものというアンケートでは、「お金」「マスク」などより「居場所」の回答が一番多かった。
- ・自宅だからリラックスできた。手元や自室にある大切にしているものなどをすぐに紹介できてよかった。
- ・通っているところ以外の施設が、コロナでどんな対応になっているか情報交換できた。
- ・遠方の方とも知り合えてよかった。今後自分たちでもやってみようというきっかけになった。
- ・UMECOで再開したとしても、オンラインは続けてもらいたい。

圏ナビだよりでも特集していただきました。ありがとうございました。

② 通信紙 Orange MHz 「no rain no rainbow」の発行

情報発信や意見交換など当事者同士が繋がれる場として、A4両面1枚サイズの通信紙の作成・配布を行った。今後も季刊ペースを目標に、問かけ⇄投書と、双方向でやりとりするスタイルを取り入れて、当事者の声を伝えていければと考えている。pdfファイルや印刷物を送付希望の場合は、おれんちせえぶまでご連絡ください。

【課題・展望】

福祉事業所の時間短縮や接見の制限、県センターのピア電話相談中断（6月再開）など、当事者が相談・体験できる機会が減っているのではないかと懸念しています。入院者も外出等ができず、ストレスが増えている様子など伺いました。不安を解消できる居場所や相談方法など、当事者と各機関が情報を交換し、必要な解決策を見いだせばと思います。ぜひお気軽にお声掛けください。



みなさんこんにちは！今日からはじまります、orangeMHz「no rain no rainbow」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、フリースペースを無期限中止にせざるを得ない状況から、みなさんとつながれる方法の一つとしてはじまりました。
お送りしますのは DJ. orange どうぞよろしくお願いま～す。
さて、アシスタントは… えっ？君、名前がまだないの？



ボクのトレードマークは、おれんぢの帽子、赤いマント。趣味はラーメン屋さん巡りだよ。

じゃあ、no rain no rainbow の仲間に名前を決めてもらおうかな！詳しくは後ほど…

no rain no rainbowって何？

ハワイのことわざの一つで、意味は「雨が降らなければ、虹はできない。」というような感じです。「雨」って何だか、憂鬱な気分になりますよね。…でも、雨のあとにはきれいな虹がみられます。何かが起きてうまくいかないことがあっても、その後にはきっと、いいことが起きるよ！という解釈です。みなさんと以前のように顔を合わせてつながれない…今は雨の状況です。この会えない、雨の間、みなさんにホットする、時にはジーンと感動する？情報を届けていきます。さあ！長靴をはいて一緒に、虹をむかえましょう。

rainbow(にじ)に込めた意味…

「虹はさまざまな色を含むが、そのすべてが太陽の白色光から分かれたものであり、各色の間に明確な境界を引くこともできない。この性質から、虹色の旗は「多様性」「共存」の象徴として用いられている。セクシュアリティの多様性と共存という意味合いからLGBTの象徴としても用いられる」と、ウィキペディア先生はおっしゃっています。



そんな多様性の象徴である虹のように、おれんぢせえぶも障がいがある、ない、や年齢、性別、人種、思想信条などを越えたところで、お互いをリスペクトしあい、様々な価値を認められる場、安心して「みんなちがってみんないい」でいられる場であってほしいな、という思いも込めてみました。

no rain no rainbow はおれんぢせえぶの仲間で作上げる通信紙です。
次回は元気になれる曲を特集します。
この歌好き！聞くと気持ち上がる！
みんなに知ってほしい曲を教えてください。また、アシスタントくんの名前もよろしくおねがいします。
みなさんのご意見、ご感想をFacebook、Twitter、メールアドレスにてお待ちしております。



Facebook : <https://www.facebook.com/orangeseibu>
Twitter : @orangeseibu
Mail : orangeseibu@gmail.com

そうそう！おれんぢせえぶオンライン第1弾はどうだったのかな？

おれんぢせえぶオンラインフリースペースは「こんな状況だからこそ、
話せる居場所がほしい！」

という考えから4/26にzoomというソフトを用いて開催しました。スマホやタブレット、PCを用いて、総勢18名の方が参加！普段なかなか参加できない、遠方の方の参加は、オンラインならではの利点です。もちろん改善点も多数ありましたので、次回バージョンupを図ります。スマホ一つで好きな場所から参加できるおれんぢせえぶは、なかなか良かったです。不安にはできるだけお答えしますのでみなさんからのご連絡をお待ちしております。!(^^)!



オンライン第2弾は 5/31 に開催決定！どんな出会いがあるかな？ドキドキしますね。さてさて、次は教えて教えてのコーナー！現場のアシスタントくん



ハイ、今日は二人の素敵なコアメンバーさんにインタビューしたいと思います。

不要不急の外出制限の中、ステイホームをどのように楽しんでる？

持っているDVDをよく観ています。コンサートで歌詞を間違えていたり、ドラマのロケシーンでエキストラがぎこちなかったり、面白い発見があります。

すごい観察力！

「この自粛生活を最高に楽しんでるぞ！」と言えればいいのですが、現実はなかなか楽しんでないかな・・・誰か～楽しみ方を教えてください。せめて気をまぎらわそうと、英語の学びなおしを始めました。時々ふと、「何で今更勉強しているんだろ？意味あるのか？」と自問自答しています。

今度教えてもらおうかな

次の質問！コロナが落ち着いたらやってみたいこと、行ってみたい場所はどこ？

ラーメン屋さんに行きたい。身体が濃厚なスープを求めています。もう、自分でスープからラーメン作るしかないのかな…カラオケにも行きたーい！ 店員さんが引くぐらい思いつき大きな声を出したいです。

おすすめのお店教えてほしいな

編集後記

no rain no rainbow をラジオスタイルにしたのは、DJとリスナーのように姿は見えなくても、語り掛けているように伝えたい、隣にいるような存在でいたい気持ちからです。最後までお聞きくださりありがとうございました。やや難しいおりがみにも挑戦中です！次号もお楽しみに！

(コアメンバー一同)



会うのを控えている人たちと会いたいです。

おれんぢせえぶもできるといいなあ。大好きなアーティストのお店で運が良ければメンバーに会う事ができるので、会えるまで通いたい！ (・▽・)イ休!!

DJ.orangeさんは、コロナが落ち着いたら何したい？

やっぱり旅行かな～四国や東北、海外もいいな。体調は不安だけど、出かけて貴重な時間を過ごしたいね。まずは、VRゴーグルでprestudyしよー

海外ロケデビュー!? キラ☆キラ

今更ここまで！それでは皆さんHave a nice day!

資料 11

隅田委員の資料

(社会福祉法人明星会 足柄上地区委託相談支援事業所相談支援センターりあん「フレンズピアサポーター」)

コロナについて最初の頃は過度に怖がる必要はありません。正しく恐れましょう。と世間で言われしていました。でもワリチンも開発されていない状況でそういう発言をされても不安を高めるだけだと思います。コロナの怖さを感じたのは知名度のある芸能人が亡くなったことです。最初は公共施設の情報が無くて不安を感じました。

テレビの報道も感染者数や入院した事しか伝えられずニュースを聞いていると気分がすごく下がっていつかつかつかたです。

あと公共施設の閉鎖状況も済されていましたマイナスな状況だけが耳に届きつかかたです。報道するときには検査数、感染者数、退院数を一緒に発表してほしいです。僕は自粛期間中自宅訓練をしました。その時は気分が沈んだり寝不足になったり頭痛になったりしました。自粛期間なくなると良かったと思います。

資料 12

高橋委員の資料

(小田原地区精神保健福祉会 梅の会)

令和2年度 小田原地区精神保健福祉会 「梅の会」

会長 高橋優子

令和2年度はコロナの影響により6月までの行事を中止せざるをえませんでした。

会員への対応は電話で行ったりしましたが、相手の方も少し物足りなそうでした。

しかしながら、7月より行事を進めるよう役員一同で考えております。

行事としまして、令和3年2月に「じんかれん（神奈川県精神保健福祉家族会連合会）」主催の巡回学習会の企画で「オープンダイアログ」学習会を小田原で開催することになっております。

梅の会といたしましては、この内容を行政の皆様、病院関係者の皆様と一緒に学習できたらと考えております。

ご協力、よろしくお願いいたします。

資料 13

湯川委員の資料

(足柄上郡 手をつなぐ育成会)

令和2年度 足柄上郡手をつなぐ育成会

会長 湯川 富美子

令和2年度は、毎月の役員会は開催しますが、総会はなくなり、予定は全部中止になっています。夏の行事や研修も中止です。

新型コロナウイルス感染症関連で、困りごとがありました。

- ・電車通所する方たちが、感染リスクがあるため、自宅待機になりました。
- ・作業を自宅に持ち帰り、休みの間に行いました。
- ・電車は使わずに、近くの駅まで家族が送り、利用先の職員が送迎車で迎えに来てくれたケースもありました。

このような状況で、緊急的に対応していることがありました。今後もこの状況は続くと思いますので、みなさまと一緒に対応策を考えていけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

資料 14

山崎委員の資料

(南足柄市身体障害者福祉協会)

今年度はコロナの影響で活動が出来ていない状況です。総会もなくなり、ボランティアやスポーツのイベントなどの開催もありません。

いつも利用している会館も、やっと1週間前から利用が出来るようになりました。ソーシャルディスタンスを図って、2メートルの距離を取り話し合いをするルールがありますが、実行するのは難しいです。

私たちは、コロナウイルスに感染したら命にかかわります。内臓器官関係の障がいをもっているのか、かかってしまったら重篤化します。自分たちで気を付けなければならないです。もし、感染してしまった時に、どこの病院へ行けばいいのかがわかりません。受け入れ先の情報がないので、保健所や病院に電話してもいいのかもわからない状況です。私たちが感染したときに、一般の方と同じような対応をしていただけるのか、そこも不安です。障がいのある方が感染したという話も聞きません。どのようにすればいいのかがわかりません。

今、社会がコロナに対しての考えが甘くなってきているように感じます。一番危険だと思います。これからも自衛を一番に考えて行動していかなければならないと思っています。

資料 15

各機関からの情報提供

(P118～神奈川県リハビリテーション病院 総合相談室)

(P122～社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会自立サポートセンタースマイル)



高次脳機能障害支援普及事業

私たちは支援拠点機関として
高次脳機能障害の方の社会参加をお手伝いします。

118 事故・病気のあと・・・ こんな症状はありませんか？

- 新しいことを覚えられない
- 優先順位を決められない
- 気が散って集中できない
- 子どもっぽくなった
- 障害による変化を自覚できない
- とてもできそうにないことを出来ると思っている
- 相手の気持ちを察することが苦手
- 場の雰囲気を読めず、対人関係をうまく築けない
- ささいな事で容易に怒り出す
- 何事に対しても無気力にみえる
- こだわりが強く、気持ちを切り替えられない

→ 原因は 高次脳機能障害 かもしれません

事故や病気などで脳に損傷を受け、生活に困っている方、
以前の自分との違いに戸惑っている方、ご家族、支援者の方々から
ご相談をお受けしています。

【相談窓口】 まずは、お気軽にご相談下さい（無料）
神奈川リハビリテーション病院 総合相談室
[電話] 046-249-2612 [受付時間] 月曜日～金曜日 9時～17時

神奈川県総合リハビリテーション事業団は、神奈川県リハビリテーション協議会から「神奈川県リハビリテーション支援センター」を指定を受け、それぞれの地域において、リハビリ関係機関が相互に連携し、適切なリハビリを提供するための取り組みを、全県的な立場で支援します。
具体的には、下記の機能を担っています。

- 1 | 神奈川県地域リハビリテーション連携指針の推進
- 2 | リハビリに関する情報提供および啓発活動
- 3 | リハビリ人材の専門的な研修等、人材の養成
- 4 | リハビリに関する総合相談及び利用者の状態に適したリハビリ支援等の助言
- 5 | 地域の実情に合わせた地域リハビリテーションネットワーク形成の支援



● 最寄駅（小田急線）の交通機関

- [本厚木駅 下車] バスセンター9番乗場から神奈中バス
七沢行、神奈川リハビリ行、広沢寺温泉行
- [愛甲石田駅 下車] 北口3番乗場から神奈中バス 七沢病院行
- [伊勢原駅 下車] 北口3番乗場から神奈中バス 七沢行

● お問い合わせ先

社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団
地域リハビリテーション支援センター
〒243-0121 神奈川県厚木市七沢516 神奈川リハビリテーション病院内
[電話] 046-249-2602 [FAX] 046-249-2601



神奈川県総合リハビリテーションセンター

地域リハビリテーション 支援センター

（神奈川県リハビリテーション支援センター）



リハ専門相談、リハ専門研修を通して
地域の保健・医療・福祉関係機関の
連携を支援します！

社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団

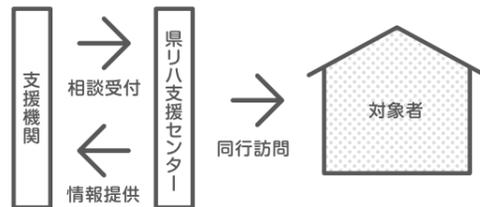


リハビリテーション専門相談

住み慣れた地域での自立した生活を支援します。
支援機関からのリハビリテーションに関する
ご相談をお受けします。

相談受付

- 補装具、福祉用具、住宅改造
- リハ訓練プログラム
- 看護、介護方法
- 就労支援
- など



介助指導 コミュニケーション支援 ADL動作指導 福祉用具

相談内容に応じて理学療法士・作業療法士・リハエンジニア・ソーシャルワーカーなど
専門スタッフが対応いたします。

【相談窓口】 まずは、お気軽にご相談下さい（無料）
地域支援室
【電話】046-249-2602 【受付時間】月曜日～金曜日 9時～17時



リハビリテーション専門研修

これからのリハビリテーションを担う人材を育成します。
医療・福祉・介護・教育の方々に対して、
リハビリテーションの視点からの知識・技術を伝達する研修です。



講演（脊髄損傷のリハビリテーション理解編より）



実習・ハンズオン（脊髄損傷のリハビリテーションより）



グループワーク（住宅改造改修セミナーより）



実習・ハンズオン（PT・OTのための土曜教室より）

講演・講義だけではなく、実習やグループワークなど様々な形態で、主体的な学びをサポートします。
開催日程、内容につきましては、当センターHPからご覧ください。
下記サイトからお申込みできます。

【お申込み・お問い合わせ】
パソコン・スマートフォンは「地域リハ支援センター」で検索・
もしくは右記の携帯サイト用QRコードからアクセスしてください



地域リハビリテーション推進事業

地域の保健、福祉、介護、教育、行政の方々と協働で、
リハビリテーション専門研修や、
リハビリテーション専門相談を通じて、
地域リハビリテーションネットワークの形成を推し進めます。

地域リハビリテーションとは

- 1 地域リハビリテーションとは、子どもや成人・高齢者とその家族が、可能な限り住み慣れた地域で、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言います。
- 2 また、地域リハビリテーションは、誰もがその地域社会で生活を続けていくために、ライフステージに合わせて本人あるいは当事者が自立をめざし、機能回復・維持、地域生活、就労などを支援する関係機関と住民も含めた地域社会がその人に必要な支援を行うことで成り立ちます。
- 3 加えて、地域リハビリテーションは、自身の主体的活動、地域住民の相互支援、社会保険制度の活用、公的支援制度の確立がかなめとなります。

リハビリテーション専門相談

私でもできるリハビリ
を知りたい!

神経難病の患者さんが意思を
伝える方法を探しています!

介助方法を見直したい!

福祉用具選びで
悩んでいます!

おうちの改修に
アドバイスがほしい!

新しい車いすを作りたい!
助言がほしい…。



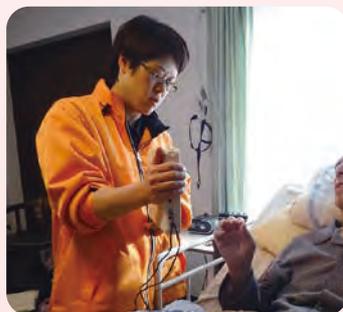
みなさん、こんなお悩みありませんか?

地域の支援機関からの **相談をお受けします!**

障害のある方、高齢者の方への補装具、福祉用具、住宅改修、看護、
介助指導、就労支援などに関する助言をさせていただきます。



環境整備



コミュニケーション支援



ADL動作支援



福祉用具

まずはお気軽にご相談ください。

☎046-249-2602 (月曜日~金曜日 9時~17時 無料)

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

地域リハビリテーション支援センター

(神奈川県リハビリテーション支援センター)

〒243-0121 神奈川県厚木市七沢516 (FAX 046-249-2601)

事故 病気



のあと…

こんな症状は ありませんか？



●新しいことを覚えられない
●同じことを何度も聞き返す
…………… **記憶障害**

●計画して、やり遂げる事ができない
●優先順位を決められない
…………… **遂行機能障害**

●二つ以上のことを同時にできない
●気が散って集中できない
…………… **注意障害**

●子どもっぽくなった
●自分でできることでもすぐ人に頼る
…………… **退行・依存性**

●障害による変化を自覚できない
●とてもできそうにないことを出来ると思っている
…………… **障害の認識**

●相手の気持ちを察することが苦手
●場の雰囲気を読めず、対人関係をうまく築けない
…………… **対人関係の問題**

●ささいな事で容易に怒り出す
●気分の波が大きく、不安定になりやすい
…………… **感情コントロール困難**

●声かけがないと行動を始められない
●何事に対しても無気力にみえる
…………… **自発性の低下**

●こだわりが強く、気持ちを切り替えられない
●同じ考え方や行動を止められない
…………… **固執性**

原因は **高次脳機能障害** かもしれません

事故や病気などで脳に損傷を受け、生活に困っている方、以前の自分との違いに戸惑っている方、ご家族、支援者・事業所等の方々からのご相談をお受けしています。

私たちは **高次脳機能障害の方の社会参加** をお手伝いします

相談窓口

神奈川リハビリテーション病院 総合相談室
高次脳機能障害相談支援コーディネーター

TEL. 046-249-2612

〒243-0121
神奈川県厚木市七沢516

高次脳機能障害支援普及事業 支援拠点機関
社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団 地域リハビリテーション支援センター

令和2年6月吉日

相談支援事業所 様

社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会
自立サポートセンタースマイル
小野塚 晃太郎

令和2年度精神障害者ピアサポーター養成講座について

このたび標記のとおり養成講座を開催いたします。貴相談支援事業所をご利用されております精神障害者の方で、精神障害者のピアサポーターの活動にご関心をお持ちの方がおられましたら、この養成講座のご紹介をしていただければと思います。

記

- 1 日 時 令和2年8月20日（木）14：30～15：30
- 2 場 所 南足柄市りんどう会館 3階 大会議室
(住所：南足柄市関本403-2 Tel 0465-71-0189)
- 3 内 容 ピアサポーターガイドラインの説明
- 4 対象者 足柄上郡及び下郡（二市八町）にお住まいで精神科へ
通院されている方 定員20名

※今回のピアサポーター養成講座は、コロナウィルス感染予防のため、マスク着用にて行います。マスクはご自身で持参して参加されるようお願いいたします。

以上

お問い合わせ

自立サポートセンタースマイル 小野塚
Tel 0465-71-0189
Fax:0465-72-4160

ピアサポーター 養成講座



スマイルピアサポーターは、精神障がいを持ちながら地域で生活をする仲間として、入院が長期間になってしまっている方や、地域の方々に、自分の障がいや回復の体験を伝えたり、悩みや希望を分かち合う活動をしています。

ともにスマイルのピアサポーターとして活動する仲間が増えると頼もしいです。ピアサポーターとして活動してみたい方・興味がある方のご参加、お待ちしております。

- 【日時】 令和2年8月20日（木） 14:30～15:30
- 【場所】 南足柄市りんどう会館 3階 大会議室
- 【対象】 県西地区(2市8町)にお住まいで
精神科へ通院されている方
- 【定員】 20名（申込状況に応じ、人数調整させていただく
可能性があります）
- 【講師】 神奈川県精神保健福祉センター 芹沢 俊明 氏
- 【内容】 ピアサポーターガイドラインの説明
- 【参加費】 無料

※ピアサポーターとして活動していただくために本講座以外で追加講習を行う場合があります（詳細はお尋ねください）

【申込方法】

各事業所で参加希望者を取りまとめ、裏面申込用紙に必要事項をご記入の上、

FAXまたはメールにて、8月3日(月)までに、

自立サポートセンタースマイルまでお送りください。

その他お問い合わせについてもお気軽にお電話ください。

～会場のご案内【南足柄市りんどう会館】～

【住所】南足柄市関本403-2

- ・伊豆箱根鉄道大雄山線「大雄山駅」より徒歩10分
- ・または、小田急線新松田駅より箱根登山バス
関本行きバス20分 「関本」下車、徒歩10分

※開催場所へのお問い合わせ及び指定時間以外の入室はできませんのでご了承ください。

～お問い合わせ・お申込み先

【自立サポートセンタースマイル】～

Tel : 0465-71-0189

Fax : 0465-72-4160

メール : smile.happy@way.ocn.ne.jp

(担当 小野塚・込山・小泉)



(送信状不要、この用紙1枚のみお送りください)

令和 2 年 月 日

自立サポートセンタースマイル 行
(Fax) 0465 - 72 - 4160
(Email) smile.happy@way.ocn.ne.jp

8月3日（月）までにご送信お願いいたします。

ピアサポーター養成講座へのご参加について
(8月20日（木）14:30～15:30 りんどう会館)

事業所名： _____

ご担当者： _____

| 参加希望者名 | ご連絡先（電話番号） |
|--------|------------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |